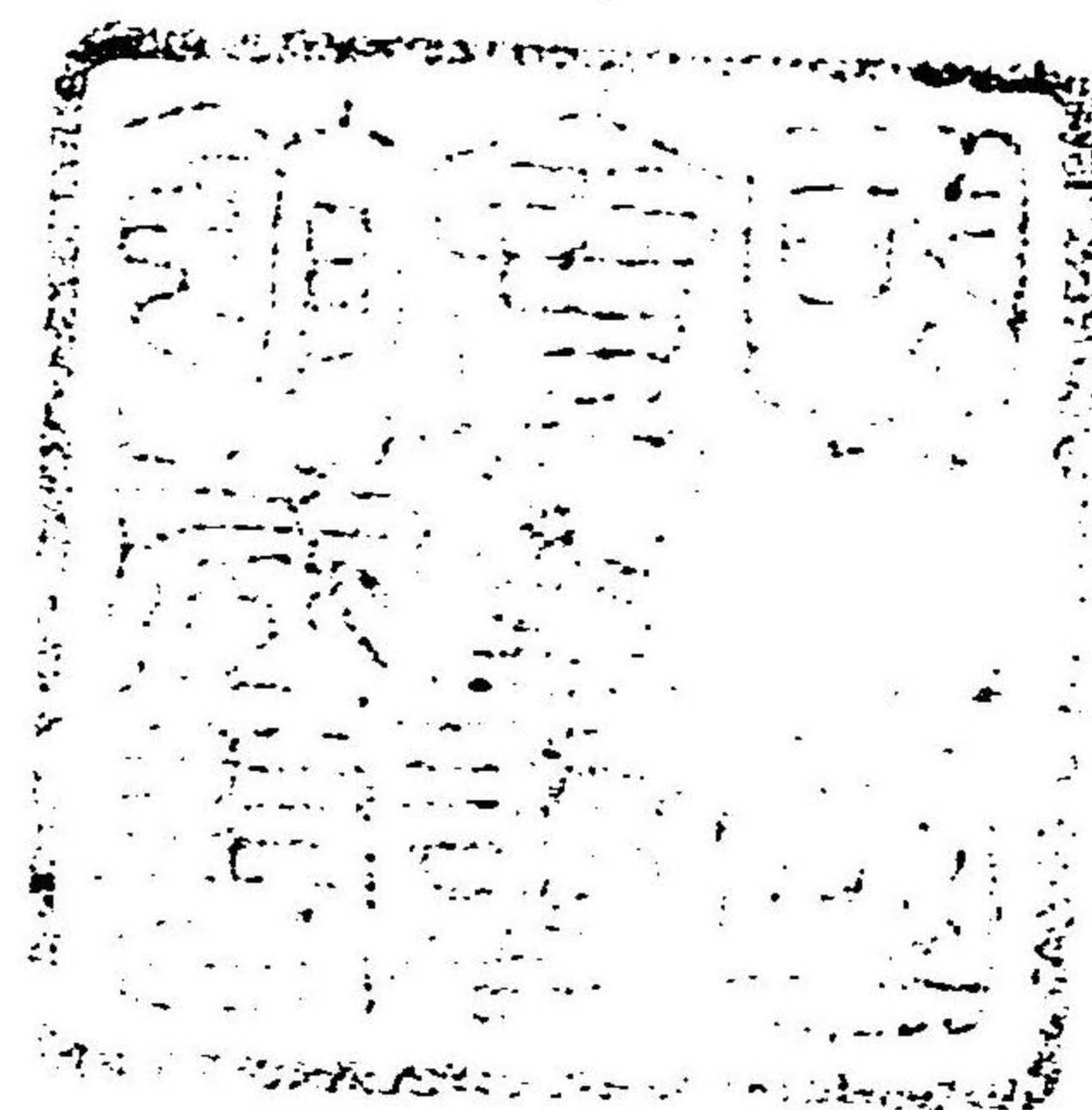


神戶高等商  
業學校教授

津村秀松著

訂正  
增補  
國民經濟學原論

東京 寶文館藏版



增訂正 國民經濟學原論 下卷大目次

第四編 交易論

緒言

第十六章 交易

第一節 交易の意義

第二節 交易の起因

第三節 交易の障礙

第四節 交易の機關

第一款 度量衡

第二款 交通機關

第三款 商業

第四款 市場

目次

一

第十七章 價 值

第一節 價値の起因……………五六

第二節 價値の意義……………六二

第三節 限界功用説……………六七

第四節 限界價値説……………七三

第五節 價値の種類……………八三

第一款 使用價値と交換價値……………八三

第二款 主觀的價値と客觀的價値……………九〇

第三款 個人的價値と社會的價値……………九三

第六節 價値と價格……………九七

第十八章 價 格……………一〇二

第一節 價格と經濟……………一〇二

第二節 價格の種類……………一〇四

第三節 價格の決定……………一〇七

第十九章 貨 幣

第一款 經濟的原因……………一〇七

第二款 非經濟的原因……………一三四

第一節 貨幣の概念……………一三七

第一款 貨幣の發生……………一三七

第二款 貨幣の職分……………一四五

第三款 貨幣の意義……………一五〇

第四款 貨幣の材料……………一五七

第二節 貨幣の制度……………一六二

第一款 貨幣制度の發達……………一六二

第二款 貨幣の單位……………一六九

第三款 貨幣の種類……………一七〇

第四款 貨幣の公差……………一九二

第五款 貨幣の鑄造……………一九六

第六款 貨幣の改鑄……………二〇二

第三節 グレシヤムの法則……………二〇六

第四節 貨幣の本位制度……………二一四

第一款 複本位制……………二一五

第二款 單本位制……………二二四

第三款 跛行本位制……………二三九

第四款 金爲替本位制……………二四五

第五款 萬國複本位制……………二五五

第六款 結 論……………二五九

第五節 貨幣の價值……………二六五

第一款 貨幣價值の概念……………二六五

第二款 貨幣數量說……………二八一

第三款 貨幣價值の變動……………二九六

**第二十章 紙 幣……………三〇〇**

第一節 紙幣の概念……………三〇〇

第二節 不換紙幣……………三〇四

第三節 兌換紙幣……………三一五

第四節 兌換券の發行……………三一八

第一款 自由發行法と制限發行法……………三二八

第二款 政府發行法と銀行發行法……………三三二

第三款 多數銀行發行法と單一銀行發行法……………三三九

第五節 兌換準備……………三三二

第一款 兌換準備の理由……………三三二

第二款 兌換準備の種類……………三三七

第六節 各國の兌換準備發行制度……………三四七

第一款 一部準備法……………三四八

第二款 比例準備法……………三五三

第三款 最高發行法……………三五五

第四款 證券預托法……………三五七

第五款 伸縮制限法……………三六九

第七節 我國の兌換券發行制度……………三七三

**第二十一章 信用**……………三八八

第一節 信用の概念……………三八八

第二節 信用の種類……………三九一

第三節 信用機關……………三九七

第一款 銀行の業務……………三九八

第二款 銀行の準備……………四〇一

第三款 銀行の種類……………四〇二

第四節 信用の利害……………四四二

**第五編 分配論**……………四五五

緒言……………四五五

**第二十二章 所得**……………四五六

第一節 所得の意義……………四五六

第二節 所得の種類……………四六一

第三節 所得と分配……………四七〇

第四節 分配の公平……………四七四

**第二十三章 地代**……………四八二

第一節 地代の意義……………四八二

第二節 地代の起因……………四八七

第一款 リカードの地代説……………四八七

第二款 リカードの地代説批難……………四九七

第三節 地代の利害……………五〇〇

**第二十四章 利子**……………五一〇

第一節 利子の概念……………五一〇

第二節 利子の起因……………五一五

第一款 奪利説 ..... 五一六  
 第二款 制慾説 ..... 五一七  
 第三款 勞力説 ..... 五一九  
 第四款 生産力説 ..... 五二一  
 第五款 時差説 ..... 五二五  
 第三節 利子の決定 ..... 五二八  
 第四節 利子の制限 ..... 五三四  
 第五節 利子の漸減 ..... 五四四  
**第二十五章 賃 銀** ..... 五四九  
 第一節 賃銀の意義 ..... 五四九  
 第二節 賃銀の稱類 ..... 五五四  
 第一款 實物賃銀と貨幣賃銀 ..... 五五四  
 第二款 名義賃銀と實質賃銀 ..... 五五七  
 第三款 時間拂賃銀と個數拂賃銀 ..... 五五九

第四款 特殊の賃銀制度 ..... 五六三  
 第三節 賃銀の決定 ..... 五七〇  
 第一款 勞力の需要 ..... 五七一  
 第二款 勞力の供給 ..... 五八〇  
 第三款 勞力の需要と賃銀 ..... 五九四  
 第四節 賃銀問題と勞働問題 ..... 五九六  
 第五節 最低賃銀 ..... 六〇六  
 第六節 賃銀と勞働功程 ..... 六一〇  
**第二十六章 利 潤** ..... 六二〇  
 第一節 利費の概念 ..... 六二〇  
 第二節 利潤の大小 ..... 六二三  
 第三節 利潤の正否 ..... 六二六  
 第四節 利潤の平均 ..... 六二九  
**第二十七章 保 險** ..... 六三三

第一節 保險の概念……………六三三

第二節 保險の種類……………六三七

第三節 保險の經營……………六四一

第四節 勞働保險……………六四六

第六編 消費論……………六五三

緒言……………六五三

第二十八章 消費……………六五四

第一節 消費の概念……………六五四

第二節 生産と消費……………六五八

第三節 消費の種類……………六六一

第四節 消費の大小……………六六六

第五節 消費と奢侈……………六七一

第六節 消費と家計……………六八四

第七節 消費の進化……………七〇一

第二十九章 恐慌……………七一一

第一節 恐慌の概念……………七一一

第二節 恐慌の種類……………七一六

第三節 恐慌の原因……………七一九

第四節 恐慌の豫防と救済……………七三五

第七編 結論……………七四〇

緒言……………七四〇

第三十章 經濟思想の發展……………七四二

第一節 マーカンチリズム……………七四二

第一欸 マーカンチリズムの發生……………七四二

第二欸 マーカンチリズムの衰滅……………七五七

第二節 個人主義……………七六三

第一欸 フイジオクラシー……………七六三

第二欸 スミス學派……………七七〇

第三欸 個人主義の影響……………七八二

第三節 社會主義……………七八五

第一欸 社會主義の概念……………七八六

第二欸 共產主義の論旨……………七九一

第三欸 社會主義の論旨……………七九四

第四欸 社會主義の批評……………八〇四

第四節 社會改良主義……………八一八

第一欸 社會改良主義の概念……………八一八

第二欸 自由的社會改良主義……………八二四

第三欸 保守的社會改良主義……………八二七

第四欸 基督教社會改良主義……………八三二

第五節 結論……………八三八

訂正  
增補

# 國民經濟學原論

下卷大目次終



訂正  
增補 國民經濟學原論 下卷細目次

第四編 交易論

緒言……………一

第十六章 交易

第一節 交易の意義……………三

交易の三種……………三

財の交換と財の循環……………三

第二節 交易の起因……………三

交易發生の三原因……………四

慾望の發達と交易の發生……………五

分業の發生と交易の發生……………五

私有財産制度と交易の發生……………七

目次

交易發生の原因と契約の自由……………八

第三節 交易の障礙

交易障礙の三種……………九

經濟上の障礙……………一〇

法制上の障礙……………一〇

技術上の障礙……………一五

第四節 交易の機關

交易機關の四種……………一六

第一款 度量衡

度量衡の意義及功用……………一七

度量衡の統一……………一七

度量衡の不備……………一八

第二款 交通機關

交通機關の意義及功用……………二二

交通機關の種類……………二二

交通機關公有の理由……………二四

鐵道の國有と民有……………二六

第三款 商業

商業の意義……………二九

商業の利益……………三〇

商業の弊害……………三二

第四款 市場

市場の意義……………三四

市場の種類……………三五

市場と取引所……………三六

市場と取引所の區別……………三八

取引所の取引……………四三

取引所に於ける三種取引の盛衰……………四五

取引所の利益……………四五

取引所の弊害……………五〇

取引所の取締……………五三

### 第十七章 價 値

#### 第一節 價値の起因

價値の起因に關する諸學說……………五六

勞力說……………五七

勞力說の批評……………五八

生産費說及其批評……………五九

再生産費說及其批評……………六〇

慾望說……………六一

第二節 價値の意義

人慾と物能……………六二

物能と人慾の輕重……………六三

功用と價値……………六四

#### 第三節 限界功用說

慾望と財の分量……………六七

限界功用說……………六八

#### 第四節 限界價値說

限界功用說の批評と限界價値說……………七三

客觀的功用と主觀的功用……………七六

主觀的功用と限界功用說……………七七

價値の絶對的限界と相對的限界……………七八

限界價値と價値の單位……………八一

#### 第五節 價値の種類

##### 第一款 使用價値と交換價値

使用價値と交換價値……………八三

使用價値と交換價値の關係……………八四

使用價值と交換價值の消長……………八五

使用價值と交換價值は異名同體……………八七

スミスの使用價值交換價值區別觀と其批評……………八七

第二款 主觀的價值と客觀的價值

主觀的價值と客觀的價值……………九〇

其批評……………九一

特殊價值と一般價值……………九二

其批評……………九二

第三款 個人的價值と社會的價值

個人的價值と社會的價值……………九三

其批評……………九四

結論……………九六

第六節 價值と價格

交換價值と價格……………九七

### 第十八章 價格

價格と代價……………九九

第一節 價格と經濟

價格と交通經濟……………一〇二

價格と國民經濟……………一〇二

第二節 價格の種類

競争價格と獨占價格……………一〇四

競争價格と獨占價格の關係……………一〇六

契約價格と公定價格……………一〇七

第三節 價格の決定

競争價格の決定を論ずる理由……………一〇八

價格決定の二大原因……………一〇八

第一款 經濟的原因

需要と供給……………一〇九

需要及供給の高を決定する原因……………一〇

買手の財に認むる價値の多少……………一一

買手の購買力の大小……………一一五

買手の競争の有無強弱……………一一八

買手の競争と賣手の競争……………一二九

賣手の貨幣に認むる價値の多少……………一二〇

賣品の生産費の大小……………一二一

最高生産費と最低生産費……………一二三

賣手の競争の有無強弱……………一二九

需要供給と價格……………一三〇

價格循環の法則……………一三一

價格循環の法則批評……………一三二

第二款 非經濟的原因……………一三四

非經濟的原因の種類……………一三四

### 第十九章 貨幣

經濟的原因と非經濟的原因の消長……………一三四

#### 第一節 貨幣の概念

##### 第一款 貨幣の發生

交換の上より見たる經濟發達の順序……………一三七

物々交換の四大不便……………一三八

貨幣の發生及發達……………一四〇

##### 第二款 貨幣の職務

貨幣の四大職務……………一四五

貨幣の四大職務の説明……………一四七

主たる職務と従たる職務……………一四九

##### 第三款 貨幣の意義

貨幣の意義に關する四學說……………一五〇

最廣義說(媒介物說)……………一五一

廣義說通貨説).....一五二

狹義說(正貨説).....一五四

最狹義說(法貨説).....一五四

貨幣の意義.....一五六

**第四款 貨幣の材料**

貨幣の材料の變遷.....一五七

貨幣の材料としての八大要件.....一五七

貨幣の材料としての金銀.....一六二

**第二節 貨幣の制度**

**第一款 貨幣制度の發達**

貨幣制度發達の順序.....一六二

秤量貨幣制度.....一六三

計數貨幣制度.....一六五

造幣の統一と造幣主權.....一六六

貨幣制度の内容.....一六八

**第二款 貨幣の單位**

貨幣單位の意義.....一六九

貨幣單位の程度.....一七〇

**第三款 貨幣の種類**

本位貨幣と補助貨幣.....一七〇

各國に於ける補助貨の法貨たる制限.....一七二

補助貨の法貨たる制限を定むる標準.....一七二

補助貨發行に關する三問題.....一七三

補助貨發行の理由.....一七四

補助貨と低位金屬.....一七五

實價貨幣と名目貨幣.....一七六

補助貨を制限法貨とする理由.....一七七

補助貨を名目貨幣とする理由.....一八〇

補助貨を名目貨幣たらしむる程度……………一八二

補助貨濫發防止法……………一八八

補助貨引換の義務を負ふ法……………一八九

其事例……………一八九

補助貨發行額に一定の制限を設くる法……………一九〇

前二法の優劣……………一九二

**第四款 貨幣の公差**

貨幣公差の意義……………一九三

貨幣公差の種類……………一九三

我國の公差規定……………一九五

**第五款 貨幣の鑄造**

自由鑄造と制限鑄造……………一九六

自由鑄造と制限鑄造の理由……………一九七

自由鑄造の功用……………一九七

造幣手數と造幣利金……………二〇〇

**第六款 貨幣の改鑄**

貨幣改鑄の必要……………二〇二

通用最輕量目……………二〇三

同額引換法と割引引換法……………二〇四

**第三節 グレシヤムの法則**

グレシヤムの法則の意義……………二〇六

グレシヤムの法則に關する五大要件……………二〇八

グレシヤムの法則の行はるゝ場合……………二〇九

グレシヤムの法則と國際貸借關係……………二一一

安政年間の金貨の流出とグレシヤムの法則……………二二二

**第四節 貨幣の本位制度**

貨幣の本位……………二二四

貨幣本位制度の種類……………二二四

第一款 複本位制

複本位制の意義……………二一五

複本位制の利益……………二一五

複本位制の缺點……………二一七

金銀比價の變動と複本位制の崩壊……………二二〇

第二款 單本位制

單本位制の意義及種類……………二二四

金單本位制と銀單本位制……………二二五

金單本位制と銀單本位制の優劣……………二二七

現今の金單本位國……………二三一

第三款 跛行本位制

跛行本位制の由來及其の意義……………二三九

現今の跛行本位國……………二四一

跛行本位制の利益……………二四四

跛行本位制の缺點……………二四五

第四款 金爲替本位制

金爲替本位制の意義……………二四五

金爲替本位制採用の方法……………二四六

金爲替本位制と跛行本位制の異同……………二四七

金爲替本位制の利害……………二四九

現今の金爲替本位國……………二五〇

第五款 萬國複本位制

萬國複本位制の意義……………二五五

萬國複本位制主張の理由……………二五五

萬國複本位制實行難の理由……………二五六

第六款 結論

世界に於ける貨幣本位制度變遷の概観……………二五九

各國現時の貨幣本位制度……………二六〇



世界に於ける貨幣の種類及總額……………二六二

第五節 貨幣の價值

第一款 貨幣價值の概念

貨幣價值の意義……………二六五

地金價值と貨幣價值……………二六六

地金價值を定る二原因……………二六七

地金の三用途……………二六八

地金供給の二途……………二七一

貨幣價值を定る二原因……………二七二

地金價值の増減と貨幣價值の増減……………二七四

貨幣の國內價值と國際價值……………二七五

貨幣需要の増減の原因……………二七六

貨幣供給の増減の原因……………二七七

貨幣價值と物價の關係……………二八〇

第二款 貨幣數量説

貨幣數量説の意義……………二八一

貨幣の分量と貨幣の價值……………二八三

貨幣の分量と物價……………二八四

新貨幣數量説の發生……………二八五

物價に影響する貨幣及貨幣の分量……………二八六

物價に影響する財及財の分量……………二八八

物價に影響する貨幣及財の流通速度……………二九〇

新貨幣數量説の要旨……………二九三

新貨幣數量説の方程式……………二九四

第三款 貨幣價值の變動

貨幣價值變動の影響……………二九六

貨幣價值下落の影響……………二九七

第二十章 紙幣

第一節 紙幣の概念

紙幣の發生……………三〇〇

紙幣の種類……………三〇〇

紙幣の功用……………三〇三

第二節 不換紙幣

不換紙幣の性質……………三〇四

不換紙幣の利益……………三〇五

不換紙幣の弊害……………三〇六

安全なる不換紙幣發行法……………三〇八

不換紙幣消却法……………三〇九

第三節 兌換紙幣

兌換紙幣の性質……………三一五

兌換紙幣の功用……………三一六

第四節 兌換券の發行

三一六

第一款 自由發行法と制限發行法

銀行説と通貨説……………三二八

銀行説と自由發行法……………三二九

通貨説と制限發行法……………三三〇

通貨説の勝利……………三三一

第二款 政府發行法と銀行發行法

政府發行法と銀行發行法……………三三二

政府發行國と銀行發行國……………三三六

第三款 多數銀行發行法と單一銀行發行法

多數銀行發行法と單一銀行發行法……………三三九

多數銀行發行國と單一銀行發行國……………三三〇

第五節 兌換準備

第一款 兌換準備の理由……………三三二

兌換準備に關する放任主義と干涉主義……………三三二

預金準備の法定と兌換準備の法定……………三三四

第二欸 兌換準備の種類……………三三五

兌換準備の二種……………三三五

正貨準備……………三三五

正貨準備の程度……………三三六

正貨準備の減少と恐慌點……………三三七

保證準備……………三四四

保證準備の利益……………三四四

第六節 各國の兌換券發行制度……………三四七

兌換券發行制度の種類……………三四七

第一欸 一部準備法……………三四八

一部準備法……………三四八

英蘭銀行と一部準備法……………三四九

一部準備法の批評……………三五一

第二欸 比例準備法……………三五三

比例準備法……………三五三

和蘭及白耳義銀行と比例準備法……………三五三

比例準備法の批評……………三五三

第三欸 最高發行法……………三五五

最高發行法……………三五五

佛蘭西銀行と最高發行法……………三五五

最高發行法の批評……………三五六

第四欸 證券預托法……………三五七

證券預托法……………三五七

米國國立銀行と證券預托法……………三五八

千九百年の國立銀行條例の改正……………三六〇

千九百八年の國立銀行條例の改正……………三六三

聯合準備條例の制定……………三六五

第五款 伸縮制限法

伸縮制限法：……………三六九

伸縮制限法の説明……………三六九

獨逸帝國銀行と伸縮制限法……………三七一

第七節 我國の兌換券發行制度

我國の兌換券發行制度……………三七三

日獨兌換券發行制度の比較……………三八四

第二十一章 信用

第一節 信用の概念

現金取引と信用取引……………三八八

信用の意義……………三八八

第二節 信用の種類

信用の發達と信用の種類増加……………三九一

公的信用と私的信用……………三九三

對物信用と對人信用……………三九四

生産信用と消費信用……………三九五

長期信用と短期信用……………三九六

第三節 信用機關

信用機關の意義及種類……………三九七

第一款 銀行の業務

銀行業務の種類……………三九八

銀行業務の發達……………三九九

銀行業務の變遷……………四〇一

引受業務と事業兼營……………四一〇

第二款 銀行の準備

支拂準備の必要……………四一一

支拂準備の種類……………四一二

支拂準備法定の是非……………四一四

非常の場合に於ける準備補充の方法…………… 四一八

第三款 銀行の種類

銀行の種類…………… 四二二

不動産銀行…………… 四二四

動産銀行…………… 四三三

商業銀行の發展と動産銀行の不振…………… 四三六

貯蓄銀行…………… 四三七

信託會社…………… 四三九

信用組合…………… 四四〇

頼母子講及其他…………… 四四一

第四節 信用の利害

信用資本説と非資本説…………… 四四二

信用と資本の關係…………… 四四三

信用の功用…………… 四四五

信用の弊害…………… 四五〇

第五編 分配論

緒言

第二十二章 所得

第一節 所得の意義

所得と収入と收穫…………… 四五六

收穫の意義…………… 四五六

収入の意義…………… 四五七

所得の意義…………… 四五八

第二節 所得の種類

所得の五種…………… 四六一

國民所得と個人所得…………… 四六二

自由所得と不自由所得…………… 四六三

自由所得の有無と人生の禍福…………… 四六四

自由的個人所得の普及と自由的國民所得増加の必要……………四六五

財産所得と勤勞所得……………四六五

名義所得と實質所得……………四六八

實物所得と貨幣所得……………四六九

**第三節 所得と分配**

生産と分配……………四七〇

所得の合一と副生所得……………四七一

分配問題と社會問題……………四七三

**第四節 分配の公平**

契約所得と剩餘所得……………四七五

所得の動搖……………四七六

所得の大小を定る原因……………四七六

分配の正否を定る原因……………四七七

自由分配制度、強制分配制度及折衷制度……………四七八

## 第二十三章 地代

### 第一節 地代の意義

廣義の地代と狹義の地代……………四八二

土地と地代……………四八三

實際地代と自然地代……………四八四

地代の有無と地代の不同……………四八六

### 第二節 地代の起因

**第一款 リカードの地代説**

リカードの地代説要旨……………四八七

地味の優劣……………四八九

地位の便否……………四九〇

土地の自然的生産力の差等と地代の發生……………四九一

人口の増加と地代の發生……………四九二

收穫の漸減と地代の發生……………四九三

地代と剩餘價值……………四九四

地代に關する二大原則……………四九五

地代減少の場合……………四九六

**第二款** リカドの地代説批難

        ケリー及パスチャの自然的生産力否認説……………四九七

        其批評……………四九八

        ケリーの耕作順序説……………四九九

        其批評……………四九九

**第三節** 地代の利害

        地代の利害の意義……………五〇〇

        地代私占の不正と土地私有制度破壞論……………五〇〇

        土地單稅論……………五〇二

        土地單稅論の批評……………五〇四

        土地國有論……………五〇六

**第二十四章 利子**

土地國有論の批評……………五〇七

結論……………五〇八

**第一節** 利子の概念

        利子の意義……………五一〇

        利子の種類……………五一〇

        利子と金利……………五一一

        契約利子と法定利子……………五一一

**第二節** 利子の起因

        利子の正否と利子の起因……………五一五

        利子の起因に關する諸學説……………五一五

**第一款** 奪利説

        奪利説の主張……………五一六

        奪利説の批評……………五一六

**第二款 制慾説**

制慾説の主張……………五二七

制慾説の批評……………五二八

**第三款 勞力説**

勞力説の主張……………五二九

勞力説の批評……………五三〇

**第四款 生産力説**

生産力説の主張……………五三一

生産力説の批評……………五三二

**第五款 時差説**

時差説の主張……………五三五

時差説に對する批難と辯解……………五三七

**第三節 利子の決定**

資本の需給關係と利子の決定……………五三八

資本の需給を決定する原因……………五二九

資本の需給の高を定る三原因……………五三〇

資本の供給の高を定る三原因……………五三二

利子の決定に關する經濟的原因と非經濟的原因……………五三三

**第四節 利子の制限**

利子制限の理由……………五三七

西洋に於ける利子制限に關する思想及法制の變遷……………五三五

我國に於ける利息制限法……………五三二

利息制限法存續説……………五四二

利息制限法廢棄説……………五四二

結論……………五四四

**第五節 利子の漸減**

利子漸減の傾向……………五四五

利子漸減の程度……………五四五



第二十五章 賃銀

第一節 賃銀の意義

利子漸減の影響……………五四七

賃銀と労働所得……………五四九

企業家の労働所得と非企業家の労働所得……………五四九

自由職業者の所得と不自由職業者の所得……………五五一

労働賃銀の意義……………五五三

第二節 賃銀の種類

第一款 實物賃銀と貨幣賃銀

實物賃銀と貨幣賃銀の意義……………五五四

實物賃銀と貨幣賃銀の變遷……………五五五

實物賃銀の利害……………五五六

第二款 名義賃銀と實質賃銀

名義賃銀と實質賃銀の意義……………五五七

實質賃銀の變遷と労働者の生活の難易……………五五八

第三款 時間拂賃銀と個數拂賃銀

時間拂賃銀と個數拂賃銀の意義……………五五九

時間拂賃銀の利害……………五六〇

個數拂賃銀の利害……………五六一

時間拂賃銀と個數拂賃銀の比較……………五六二

第四款 特殊の賃銀制度

四種の特種賃銀制度……………五六三

賞與金法……………五六四

利益分配法……………五六五

共同生産法……………五六七

滑準賃銀法……………五六八

第三節 賃銀の決定

賃銀と勞力の價格……………五七〇

賃銀と労力の需給關係……………五七〇

第一款 労力の需要

雇主の勞力に認る價値の多少……………五七二

雇主の勞力に認る價値に多少ある原因……………五七二

雇主の支拂能力の大小……………五七三

雇主の支拂能力に大小ある原因……………五七三

賃銀基金說……………五七四

賃銀基金說の批評……………五七七

雇主の競争の有無強弱……………五七九

雇主の競争に強弱ある原因……………五七九

第二款 労力の供給

労働者の賃銀に認る價値の多少……………五八〇

労働者の賃銀に認る價値に多少ある原因……………五八〇

労力の生産費の大小……………五八一

労力の生産費と賃銀……………五八二

リカードの賃銀法則……………五八三

ラッサルの賃銀鐵則……………五八五

リカードの賃銀法則及ラッサルの賃銀鐵則の批評……………五八六

自他の生活費と賃銀の關係……………五八九

労働者の競争の有無強弱……………五九二

労働者の競争に有無強弱ある原因……………五九二

第三款 労力の需給と賃銀

労力の需給と賃銀の高低……………五九四

賃銀決定に關する非經濟的原因……………五九五

第四節 賃銀問題と労働問題

労働契約と不自由契約……………五九六

労働組合と工場法……………五九八

第五節 最低賃銀

最低賃銀の意義……………六〇六

最低賃銀の理由……………六〇七

最低賃銀の利害及現状……………六〇九

第六節 賃銀と労働工程

賃銀の増加と生産費の増加……………六一〇

賃銀の高低と労力の廉不廉……………六一一

賃銀の高低に基く労力の廉不廉を決する原因……………六一三

賃銀の高低と労働工程……………六一六

労働時間の長短と労働工程の増減……………六一六

工場法及労働組合と労働工程……………六一七

第二十六章 利潤

第一節 利潤の概念

利潤の意義……………六二〇

企業所得と企業利潤……………六二一

企業の成敗と利潤の有無……………六二二

第二節 利潤の大小

利潤の大小を起す四原因……………六二三

企業家の技倆と資本の大小……………六二四

独占の有無と利潤の大小……………六二四

時運の向背と利潤の大小……………六二五

第三節 利潤の正否

利潤の利益……………六二七

利潤と私有財産制度……………六二七

利潤の正否と制限……………六二八

第四節 利潤の平均

利潤平均の範囲及程度……………六二九

利潤の平均と現代文明……………六三一

第二十七章 保険

第一節 保險の概念

保險の起因……………六三三

保險の意義……………六三四

保險の利益……………六三五

保險成立の二條件……………六三六

第二節 保險の種類

保險の二大別……………六三七

生命保險の種類……………六三八

損害保險の種類……………六三九

有形物保險の種類……………六四〇

第三節 保險の經營

保險經營に關する三大問題……………六四一

強制保險と任意保險……………六四二

公營保險と私營保險……………六四二

營利保險と相互保險……………六四三

混合保險……………六四五

第四節 勞働保險

勞働保險の意義……………六四六

勞働保險の種類……………六四七

勞働保險の組織……………六四八

勞働保險の經營……………六五〇

第六編 消費論

緒言

第二十八章 消費

第一節 消費の概念……………六五四

消費の意義……………六五五

財の効用の自然の消滅と消費……………六五六

自然的消費と經濟的消費……………六五六

第二節 生産と消費

生産と消費の關係……………六五八

生産と消費の平準……………六五九

生産と消費と恐慌……………六六〇

第三節 消費の種類

消費の種類……………六六一

公的消費と私的消費……………六六二

公的消費と私的消費の關係……………六六二

生産的消費と不生産的消費……………六六四

生産的消費と不生産的消費の關係……………六六五

第四節 消費の大小

財産及所得の使途……………六六七

消費に大小ある所以……………六六八

節約と浪費……………六六九

第五節 消費と奢侈

消費の大小と人生の幸不幸……………六七〇

慾望と奢侈……………六七二

奢侈の意義……………六七三

奢侈の弊害……………六七五

奢侈は職業を與ふとの説及其批評……………六七六

簡單生活論及其批評……………六七七

慾望の發達と文明の進歩……………六八二

第六節 消費と家計

家計と社會階級……………六八四

エンゲルの家計統計……………六八五

獨米の家計統計……………六八七

所得の減少と人生の不幸……………六八九

所得の減少と食費の増加……………六九〇

住宅問題……………六九三

住宅問題と衛生問題……………六九八

第七節 消費の進化

文明の進歩と消費の進化……………七〇一

消費の同化……………七〇二

消費の増加……………七〇四

共同的消費の増加……………七〇六

経済的消費の増加……………七〇七

公共的消費の増加……………七一〇

第二十九章 恐慌

第一節 恐慌の概念

恐慌の意義……………七一二

外部的原因に基く恐慌と内部的原因に基く恐慌……………七一三

生産と消費の懸隔と恐慌……………七一三

第二節 恐慌の種類

恐慌の種類……………七一六

各種の恐慌と信用恐慌……………七一八

地方恐慌内國恐慌及世界恐慌……………七一九

第三節 恐慌の原因

近代の恐慌……………七一九

近代恐慌の原因……………七二八

財界の盛衰と恐慌の循環……………七三一

太陽黒點説と信用循環説……………七三二

第四節 恐慌の豫防と救済

恐慌の弊害と防壓の必要……………七三五

恐慌と社會主義……………七三六

恐慌豫防策と恐慌救済策……………七三七

第七編

結論

緒言

第三十章 經濟思想の發展

第一節 マーカンチリズム

第一款 マーカンチリズムの發生

マーカンチリズム發生前の狀況…………… 七四二

マーカンチリズム發生の原因…………… 七四四

マーカンチリズムの貴金主義重商思想…………… 七四七

マーカンチリズムの發生…………… 七四八

マーカンチリズムの真相…………… 七五〇

マーカンチリズムの政治家…………… 七五二

マーカンチリズムの學者…………… 七五四

第二款 マーカンチリズムの衰滅

マーカンチリズム衰滅の原因…………… 七五七

時勢の變遷とマーカンチリズムの弊害…………… 七五八

第二節 個人主義

マーカンチリズムに對する三大打撃…………… 七六〇

フイジオクラシーとスミス學派…………… 七六三

第一款 フイジオクラシー

フイジオクラットの勃興…………… 七六三

フイジクラシーの思想…………… 七六四

第二款 スミス學派

スミス學派の勃興…………… 七七〇

スミス學派の思想…………… 七七二

自由放任主義…………… 七七三

個人主義的經濟觀…………… 七七四

價值創造と生産…………… 七七六

一國の富源と勞力…………… 七七八

自由貿易主義…………… 七七九

スミス學派の普及……………七八〇

第三款 個人主義の影響

自由思想の勃興と自由制度の發達……………七八二

自由競争の増長と産業革命の波瀾……………七八三

第三節 社會主義

第一款 社會主義の概念

社會主義勃興の原因……………七八六

社會主義の根本思想……………七八七

共產主義と社會主義……………七八八

第二款 共產主義の意義

共產主義の意義……………七九一

共產主義の論據……………七九二

共產主義者及社會主義者……………七九三

學理的社會主義の發生……………七九四

第三款 社會主義の論旨

社會主義の意義……………七九五

社會主義實行の方法……………七九五

社會主義の論據……………七九八

生産手段公有の理由……………八〇一

享樂財産私有の理由……………八〇二

社會主義の利益……………八〇三

第四款 社會主義の批評

社會主義の批評と共產主義の批評……………八〇四

社會主義批評の要點……………八〇四

労働者の労働の結果獨占の不條理……………八〇五

社會主義の國家と公正分配の困難……………八〇七

社會主義の國家と需給調節の困難……………八〇九

社會主義の國家は即ち專制主義の國家……………八一〇



社會主義の國家と文化の杜絶……………八二一

社會主義の社會は即ち無餘裕の社會……………八二三

社會主義の國家と罪惡の不消滅……………八二三

社會主義の國家と恐慌の不消滅……………八二五

社會主義の缺陷と社會改良主義の發生……………八二六

**第四節 社會改良主義**

**第一款 社會改良主義の概念**

社會改良主義の發生……………八二八

社會改良主義と個人主義……………八一九

社會改良主義と社會主義……………八二二

社會改良主義の三種……………八二三

**第二款 自由的社會改良主義**

自由的社會改良主義の意義……………八二四

自由的社會改良主義の論旨……………八二五

自由的社會改良主義の特色……………八二六

**第三款 保守的社會改良主義**

保守的社會改良主義の意義……………八二七

保守的社會改良主義の論旨……………八二八

保守的社會改良主義の特色……………八二九

溫和的國權主義と過激的國權主義……………八三〇

**第四款 基督教社會改良主義**

基督教社會改良主義の意義……………八三二

基督教社會改良主義の論旨……………八三二

基督教社會主義と基督教社會改良主義……………八三四

舊教社會改良主義と新教社會改良主義……………八三五

**第五節 結論**

社會改良主義を採るべき理由……………八三八

三種の社會改良主義の長短……………八三八

國家社會主義の缺點……………八三九  
 三種の社會改良主義の調和と眞の社會改良主義……………八四〇  
 眞の社會改良主義の要素と要件……………八四一

訂正 國民經濟學原論 下卷目次終  
 增補

訂正 國民經濟學原論 下卷  
 增補

津村秀松著

第四編 交易論

緒言

交易は又交通とも稱し、近世文明の基を開けるものなり。獨り經濟とは云はず、獨り政治とは云はず、軍事、教育、文學、技藝、宗教、道德等、一切の事物の上に變遷を起し、發達を起し、普及を起し、茲に人間共同生活の實を擧ぐるに至れるもの、一に交易又は交通の賜なりと謂ふ可し。

單に之を經濟の上より考ふるも、交易又は交通は今や文明國に於ける經濟界の

中心を形成するものなり。經濟單位といひ、經濟組織といひ、資本といひ、企業といひ、價格といひ、貨幣といひ、信用といひ、恐慌といひ、皆是れ交易の發生又は發達の結果に過ぎざるのみならず、生産といひ、分配といひ、消費といひ、與に、其の性質其の規模、其の結果を一變するに至りたるも、亦皆其の源を茲に發す。更に又交易又は交通の發生及び發達は、斯くの如くして、箇々の經濟現象の上に、著しき變化變遷を促したるのみならず、實は現經濟組織たる國民經濟其のものも、又全く交易又は交通の發生及び發達に職由するものなり。且つ夫れ今日生産先づ發して消費に終るには、其の間常に必ず交易を通過せざるべからず。之れ吾人が生産に次て茲に交易を論ずる所以なるなり。

## 第十六章 交易

### 第一節 交易の意義

凡そ「交易」[Einkaufe, Verkauf]には、廣狹二種の意義あるべし。之を廣義に解せむか、交易とは人の經濟的接觸を總稱す可く、之を狹義に解せむか、交易とは經濟的方法による財の交換を單稱す可し。而して廣義の交易は通常之を三種に別つを得。

- 一 人の交通    Personenverkehr
  - 二 財の交換    Güterverkehr
  - 三 通信        Nachrichtenverkehr
- 即ち是れ也。

されど昔日はいざ知らず今日に於ては「人の交通」といひ、「通信」といひ、孰れも概して「財の交換」を通じて行はれ、從て「財の交換」を伴ふものなれば、交易は其の實體に於て經濟的方法による財の交換詳言すれば、財の價值の交換をいふと稱するも、必ずしも失當にあ

財の交換  
と財の循環

交易の三種

らざる可し。斯くて交易は主觀的には『財の交換』Gütertauschにして、客觀的には『財の循環』Güterumlaufなりと云ふを得可けむ(註一)。

註一 吾人は交易を主觀的に解して『財の交換』なりと稱し、客觀的に解して『財の循環』なりと説けり。されど此際一言注意すべきは、茲に所謂の交換といひ、循環といふは、與に抽象的の意義なること是れ也。萬一是を具象的に解せむか、財中動産は可なるも、不動産は交易により交易當事者間に交換を起さず、循環を見ざれば、當らざるの嫌ある可し。之を以て學者或は之を『財の所有權の交換』若くば『財の所有權の循環』と解くものあり。稍々法律的文字たるの嫌はあれど、其の意義の正確なるに於て優れるあるを見る。

## 第二節 交易の起因

凡そ交易は交通經濟時代に入つて後の新經濟現象なること、更に説明を要せざるべし。されども其の之を見るに至りたる原因に就ては、一應之が説明なかるべからず。抑も交易の發生の原因は數々あれども、究局する所次記の三點に歸するものなり。即ち

交易發生の三原因

- 一 慾望の發達
  - 二 分業の發生
  - 三 私有財産制度
- 是れ也。以下順を逐て之を説明せむ。

慾望の發達と交易の發生

(一) 元と吾人々類の慾望なるものは時代の推移、文明の發達に伴ふて、無限に増加し發達し行くものなることは、既に第一章第二節に於て之を詳論せり。此の如くして吾人々類の慾望は、其の量に於て、將又其の質に於て、無限に増加し、發達し行くかむには、終に吾人は吾人單獨の力により、之を充足し能はざるに至らむ。於是乎他人の力を借らざるべからず。於是乎交易の必要生ずるなり。

分業の發達と交易の發生

(二) 斯くて吾人は終に吾人單獨の力により、其の慾望を充足する能はざるより他人の力を借らざるべからざるに至るものなれども、然らば如何なる方法により他人の力を借るべきか。慾望の發達の結果、自己の慾望充足力に不足を感ずるに至りたるは、各人共通の現象なり。共に自力に不足を感ずるに至りたる各人が共に他力に依らむとするには、如何なる方法によるべきか。是れ當然發すべき問題

なり。乃ち此問題解決の自然の必要に應じて、自然に發し來れるもの之を「分業」と名く。凡そ吾人々類の慾望は、一方に於て、各々無限に増進すべけれど、更に他方に於て、各々其の慾望の種類と分量とを異にす。於是乎、「需要の差」起る。又吾人々類の生産は、一方に於て人々により長所短所の別あると同時に、更に他方に於て土地により適不適の別あり。於是乎、「供給の差」生ず。即ち甲は乙の財を欲し、乙は甲の財を欲し、甲地は甲の財を生産に適し、乙地は乙の財の生産に適ふ。於是乎、甲乙二者の間に分業生じ、於是乎、甲乙兩地に交易行はる。斯くて甲乙兩者は互に相手の助力に依り、各々其の慾望を充足し得可く、甲乙兩地は互に相手の供給により各々其の不足を補ふを得可し。之の故に、分業は又交易の發生の一原因にして、分業起らざれば交易起らずといふを得可けむ。されど、更に立ち入つて研究するときには、交易も亦分業の原因にして、慾望の發達の結果、交易の必要生ぜしが爲め、自から分業の發生を促したるなるべく、少くとも、交易の必要の増加が、分業の發達を促したるの事實は、掩ふべからず。結局、分業と交換は、互に因果の關係を成すものと謂ふ可く、互に因果の關係をなして、與に發生し、共に發達するに至れるものと謂はざるべからず。

されど分業を廣義に解せむか、分業起りたればとて、直に交易之に伴ふとは速斷すべからず。例令ば自給經濟時代の一特色たる「家族共產體」House community, Haus-gemeinschaft od. Hausingenossenschaft に於ては、家長の指揮監督の下に、家業の上に於て、家族の間に、分業行はるゝも、其の間に交換起らざる可く、又共產主義の理想國に於ては、分業は存續するも、交易は絶滅す可し。而して其の是れあるは、孰れも其の經濟の「共有財産制度」にして「私有財産制度」ならざるが爲めならずむばあらず。於是乎、吾人は交易の起因の第三として、私有財産制度を數へざるべからざるに至る。

(三) 元と交易といひ、交換といふは、財の所有權の授受を指すものなれば、常に必ず二人格又は二人格以上の存在を前提とせざるべからず。換言すれば、二人若くば二人以上の所有主の存在を必要とす。されば分業にして發生し居らむも、尙ほ其の社會にして共有財産制度なるときは、社會に於ける一切の財産は、常に社會と稱する一人の所有に歸し居るより、交換の必要無く、又交易發生の由なし。之を以て、交易は古代の共有財産制度破れて、近世の私有財産制度起りたる以後の產物な

交易の發生原因と自  
由契約の自

りと謂ふ可し。

之を要するに、交易なるものは、人類社會進化の大勢に伴ふて、自から發生し來れる一大現象にして

- 一 慾望の發達により、需要の種類並に分量に相違を生じたること
  - 二 分業の發生により、生産の種類並に分量に相違を生じたること
  - 三 私有財産制度の成立により、所有物の種類並に分量に相違を生じたること、
- の三大事實に歸因す。斯くて交易の發生の原因は、是等三大事實に相違無きも、尙ほ其の國の法制にして契約の自由を認めざるときは、交易のこと未だ十分に發生する能はざるべし。是れ蓋し、契約の自由を認め居らざるに於ては、人々自己の財産を所有するも、適法に之を處分する能はず、適法に賣買する能はず、適法に貸借する能はず、適法に雇傭する能はず、從て適法に財の交換交易を爲す能はざるを以てなり。斯くて契約の自由は交易の自由を起し、交易の自由は交易の發達を促すものなれども、世未だ絶對なる契約の自由を認めざるが故に、絶對なる交易の自由なく、從て交易は今日文明國に於ても、諸種の理由により諸種の障礙を受く。請ふ之

を次節に詳論せむ。

### 第三節 交易の障礙

抑も交易とは有無相通ずること也。過不足相補ふこと也。されば其の發達は社會の幸福を増進し、一國の文明を進捗せしむるものにして、國家は益、其の發達を期せざるべからず。然れども絶對なる交易の自由は實際未曾有のことにして、或は社會組織の不備なるより、或は交通の不便なるより、完全なる自由交易は發生する能はざるのみならず、又一國の公安公益上、これを妨ぐるの、却て有利なる場合も生ずべし。之の故に今日諸文明國に於ても、原則として交易の自由を認められど、尙ほ實際に於て交易の障礙を爲すもの、多々之れあり。今之を類別せむに、曰く

- 一 經濟上の障礙
  - 二 法制上の障礙
  - 三 技術上の障礙
- 是れなり。

交易障礙  
の三種

經濟上の  
障礙

(一) 一方に慾望あり、他方に之に對する財あらむも、若し其の慾望者にして或は「購買力」 Kaufkraft を缺くか、若くは「購買心」 Kauflust を缺くに於ては、交易は發生するに由なし。而して一國々民の購買力を缺くの場合とは、其の國貧富の懸隔甚しく、少數は富に飽き、多數は貧に泣くが如き、巨額の公債を一時に募集せし爲め、國內資金に窮するに至れるが如き、機械の應用、企業の勃興等急激なりし結果、過剰生産を起したるが如き場合皆之に當る。次に一國々民の購買心を缺くの場合とは、恐慌、革命、戰爭、内亂等に際し、人心恟々、人々成る可く正貨を保持して以て不測の變に備へむことを希ふ場合の如き、即ち是也(註二)。

註二 千九百十七年十月、紐育に恐慌起るや、庶民恐怖の念に驅れて、銀行より預金を引出し、之を所蔵するに至れるもの莫大なりき。今ハーバード大學教授、アンドリュウの報告によるに、全國立銀行の預金中、引出の上所蔵せられたる金額、二億三百萬弗以上に達す。此外、信託會社、州立又は私立銀行、貯蓄銀行等の分をも加算せば、其の高蓋し巨額に達するならむ。現に紐育市に於ける各保護預庫會社の安全儲貸付口數のみに就て見るも、此間に平均六倍の増加を致せりと云ふ。

(二) 凡そ交易交換は個人に取ては多く雙方に有利なれど、國家に取ては常に必

法制上の  
障礙

ずしも、然りと斷ずべからざるものある可く、殊に一時の不便を忍ぶは永久の大利を起すの基となることある可し。之を以て、國家は國家全體の永遠の利害より打算して、強て交通交易の自由を束縛する場合あり。又國家は一部の社會階級の保全を希ふの極、其の財産の自由若くば契約の自由を制限する場合も生ず。原料品、食料品の缺乏を憂ひて、之に輸出税を課し若くば之に輸出禁止を命ずるが如き(註三)、自國の産業を保護せむが爲め、外國品に輸入税を課し若くば之に輸入禁止を命ずるが如き、國難を醸すを恐れて外人に内地雜居又は土地並に一定の株券の所有を禁ずるが如き(註四)、内國勞働者の失職を憂ひて、外國勞働者の移住を禁止若くば制限するが如き(註五)、是れ皆な前者の適例にして、各國に於ける世襲財産法(註六)の如き、利息制限法(註七)の如き、勞働契約法の如き、與に後者の適例なりとす。

註三 近時各國與に財政上の理由を除きては、一般に輸出税を課するもの無きに至りたれど、尙ほ凶年に際しては、或は原料品の缺乏を憂ひ、或は食料品の騰貴を恐る、により、臨時に之に輸出税を課することある可く、又時に之が輸出禁止を命ずることある可し。先年屢々行はれたる露西亞、支那、朝鮮の防穀令の如き、其の一適例なり。又戰爭の際、軍用品の豊富を圖るの必要より、若くば徒に敵に糧を貸すの愚を

避けむが爲め、一時一種の物品に限り、輸出を禁止することある可し。日露戦争起るや、露國は直に勅令を發して、戦争中フィンランドより馬を輸出し、トルキスタン軍管區内より駱駝を輸出するを禁じたるが如き、又我が日本に於ても明治三十八年春バルチック艦隊佛領カムラン灣に據るや、同年五月に至りサイゴン方面に石炭を輸出することを嚴禁せしが如き、其の例證なりとす。

註四 明治三十年改正條約實施前迄は、我國に於ても、外國人の内地雜居を許さざりしが、今は然らず。現今尙ほ外國人の内地雜居を許さざるもの、支那、暹羅、土耳其等ありとす。

我新民法第二條に曰く、「外國人は法令又は條約に禁止ある場合を除く外私權を享有す」と。而して現行條約には、之に依て禁止せられたる外國人の私權無けれど、我法令中には其の數少からず。

- 一 外國人は土地の所有權、質權、抵當權を有せざること(明治五年四月十四日第一百二十四號布告、及明治六年一月十七日第十八號達、地所質入書入規則第十一條)。
- 二 外國人は日本銀行及び橫濱正金銀行の株主たるを得ざること(明治十五年六月二十七日第三十號布告、日本銀行條例第五條、及び明治二十年七月六日勅令第二十九號橫濱正金銀行條例第五條)。
- 三 外國人は取引所の會員、株主又は仲買人たるを得ざること(明治二十六年三月三日法律第五號、取引所法第十一條)。
- 四 外國人は日本船舶の所有權を有せざること(明治三十二年三月八日法律第四十六號、船舶法第一條)。
- 五 外國人は鑛業の所有權を有せざること(明治三十八年三月法律第四十五號鑛業法第五條)。

此内、船舶並に鑛業に就ては、外國人並に外國法人の所有權を認めざれども、外國人は日本船舶を所有する會社又は鑛業會社の株主となることを妨げず。又農工銀行法、第四條に「農工銀行の營業區域内に原籍及び住所を有する者にあらざれば株主たることを得ず」とあるが故に、外國人は農工銀行の株主たることを得ずと解釋するを得可し。

外國人に土地所有權を認めざるは、我日本の外、東洋諸國に其の例多しと雖も、西洋にも亦其類例無きに非ず。即ち米國の諸州の如き、ルーマニヤ(千八百七十九年以來)の如き、露領ポーランド(千八百八十七年以來)の如き其著例にして、殊にルーマニヤ、ポーランドの如きは、獨り土地とは限らず、廣く不動産の所有權を外國人に認めず。

註五 近時、世界到る處、人種競争漸く著しきを加へ、他國又は異人種の労働者を排斥して以て、自國又は同人種の労働者を庇護せむとの企次第に多きを見る。南阿に於ける支那人並に印度人排斥の如き、濠洲に於ける日本人並に支那人排斥の如き、米



國並に加奈陀に於ける黄色人種排斥の如き、其著例にして、今や南米諸國の間にも、此種の擧起らむとす。人間交通の自由を保障せるは、十九世紀の文明の一大特色なるに搗て、加へて、元と是れ進で和親交通を強求せる白色人種が、今は却て黄色人種の來住を拒絶せむとするは、時勢の變といふも愚なり。

註六 世襲財産法は西洋諸國に於ても、今日尙ほ之を存するもの多けれど、茲に之を詳述する要無ければ之を省き、唯我國の現行華族世襲財産法の要點をのみ、下に摘録せむ。

華族世襲財産法(明治十九年勅令第三十四號)

第一條 華族戸主滿二十歳以上の者は此法により世襲財産を創設することを得。但滿二十歳以下の者と雖も前戸主の遺言ある時は世襲財産を創設することを得。

第三條 世襲財産は左に掲ぐる所の二類に限る、但第十五國立銀行株券は第三類に準し世襲財産と爲すことを得。

第一類 田畑山林宅地鹽田牧場池沼等、

第二類 政府發行の公債證書又は政府の保證若くは特別の監督に屬する銀行若くは會社の株券、

第七條 世襲財産の所有者は宮内大臣の認可を得て其財産を増加することを得、

第十三條 世襲財産及附屬物は之を賣却讓與し又は質入書入と爲すことを得ず、

第十四條 世襲財産及附屬物は負債の抵當として差押ふることを得ず、

第十六條 世襲財産及其附屬物は所有者に於て之を廢止することを得ず、

註七 利息制限法に就ては、第二十四章第四節参照

技術上の  
障礙

(三) 更に交易は通常隔地者間に生ずるものなるより、生産者と消費者、需要者と供給者、賣手と買手等、交易雙方の當事者が都合宜く相遭遇するは、太だ困難なる場合多かる可く、幸にして都合宜く相遭遇するも、其の間に交換の媒介物を缺くより交換し能はざる場合を生ずべし。凡そ此の如きは、是れ皆交易に對する技術上の障礙にして、事全く彼の所謂「交易機關」なるものを缺くか、若くば其の不完備なるより生ずるの結果と謂ふ可し。されば交易機關こそ、交通に對する技術上の障礙を除去するものにして、其の完備不備こそ、大に一國若くば世界の交易の難易從て盛衰を決定するものと謂はざるべからず。然らば交易機關とは何ぞや。請ふ之を次節に詳論せむ。

參考書(交易一般に關するもの)

G. Schuller, Grundriss d. allg. Volkswirtschaftslehre, II. Teil, 1934, S. 1-42.—Philippovich, Grundriss d. Pol. Oekonomie, I. Bd., 3. Aufl., 1899, S. 192-200.—Borysh, Das Verkehrswesen, 2. Aufl., 1912.—A. Wagner, Theoretische Sozialökonomie, II. Abt., Bd. I, 1909.—Cranzel, System der Verkehrspolitik, 1908.

#### 第四節 交易の機關

交易機關  
の四種

『交易機關』Verkehrsmittelとは、技術上、交易を容易ならしむるの手段をいふ。而して交易機關は通常之を分て四種となすを得。即ち

- 一 度量衡 Weight & measure, Mass und Gewicht
- 二 貨幣及び信用 Money & credit, Geld und Kredit
- 三 交通機關 Means of transportation & communication, Transport- u. Kommunikationsmittel
- 四 商業及び市場 Commerce & market, Handel und Markt

是れ也。此内貨幣及信用に就ては、後に別に一章を設けて、詳説すべければ、茲には之を除き、其の他の三者に就き、以下順を逐ふて之を説明せむ。

##### 第一款 度量衡

度量衡の  
意義及功  
用

『度量衡』とは、物の長短、大小、輕重を計るの具をいふ。されば度量衡は賣買交換に際し、物品の分量、又は重量の測定を均一旦つ正確ならしめ、以て物品の評價、計算を正確に且つ容易ならしむるものなれば、從て交易を發達せしむるの功偉大なるや論無けむ。之の故に、一國の度量衡にして愈々簡便に、正確に、均一なるに從て、其の功用は益々發揮せらるべく、反對に一國の度量衡にして愈々複雑に、不正確に、不均一なるに從て、其の功用は益々減退するのみならず、却て一國の交易を攪亂し、取引を危険ならしめ、延て商業上の信用を害し、社會の安寧を亂すもの也。

今日歐米諸文明國に於ては、技術の進歩と交通の發達とに伴ふて、度量衡は次第に正確に、簡便に、均一となり、別して佛蘭西式の度量衡を採用するの國々にあつては、一切の度量衡は一切十進法によるを以て、略ぼ完全の域に達せるものと謂ふ可し。殊に其のメートル式の如きは、千八百七十五年五月十日、佛國巴里に於て、獨逸を初め十六箇國に締結せられたる萬國メートル條約により、一般諸國の間に採用さるゝこととなり、我日本の如きも明治十九年四月十六日、之に加盟し、今日に至ては本條約に加盟せるもの二十二箇國に上るべければ、略ぼ世界共通の度量衡たる

度量衡の  
統一

の實を有す。言語の如き、將又貨幣の如きは、之が萬國一致共通を圖らむこと、望むべくして行ひ難きの事情あるべけれど、度量衡の如きに至ては、左迄の困難を見ず、萬一其の事成就せむには、世界の交易を容易にし、從て隆盛ならしむること、蓋し尠少にあらざるべし。

然し乍ら其の昔に遡て考ふるときは、孰れの國と雖も嘗て國內の度量衡一定せず、地方により、場合により、物品により、各々之を異にし、頗る複雑なりしを見る。現在我國に於ても、尙ほ此の遺風を存し、一斤は法定によれば百六十目なるべきに、地方により、物品により、或は百目、或は百二十目、或は二百目、或は二百六十目、或は三百目を以て一斤となす等の別あるを見るべく、又等しく一尺と稱するも、其の之を度る物品の如何により、或は鯨尺一尺なることあるべく、或は曲尺一尺なることありて、其の間に約二寸の差ある可く、更に穀物を量るに圓枳あり、方枳ありて、其の間に約百分の一の差を見る可く、孰れも複雑且つ不正確なるの弊を免れず、是れ大に改良を要すべきの點なり。之を以て我か政府は曩に度量衡法を發布し、(註八)度量衡器の制限、製作、修覆、販賣の免許並に検査に關する規定を設けたれども、未だ全く

度量衡の不備

其の弊を除去するに至らず(註九)。

註八 今、度量衡に關する我國法の沿革を見るに、明治八年八月始て太政官布告第三百十五號を以て、度量衡取締條例及び度量衡検査規則を發布し、尋て同九年二月太政官第十七號布告を以て度量衡改定規則を公布したりしが、同十七年に至り右條例規則の不完全なるを悟り、之が改正の議起りて取調に着手し、遂に同二十四年三月二十三日法律第三號を以て度量衡法を公布し、同二十六年一月一日より之を施行す。現行度量衡法即ち是れ也。尙ほ明治三十年四月敕令第十六號を以て度量衡器の制限、其製作、修覆、及び販賣の免許並に検査に關する件を制定し、尋て明治三十六年九月二十一日敕令第四百四十四號を以て度量衡法施行令を公布し、同三十七年一月一日より之を施行し、更に明治三十六年十二月四日農商務省令第十號を以て度量衡法施行細則を定め、度量衡法施行令と共に同三十七年一月一日より實施せり。

更に本邦度量衡の沿革に就ては、明治十八年十月刊行の大藏省記録局編纂貿易備考第一冊(伊藤祐毅著、明治四十一年度世界年鑑千二百七十一頁に轉載せられ居れり)を参考せば、本邦上古以來の變遷の跡を窺ふを得可し。

註九 方今我國に於て、不正度量衡の跋扈甚しく、爲に殆んど無勘定に等しき取引交換行はれつつある範圍の意外に大なるものあるを示すの一例として、明治四十四年四月末、大阪市に於ける調査の結果の一斑を紹介せん。大阪全市に於ける米穀商、

酒商、砂糖商を初め、其の他營業上必ず度量衡を使用せざるべからざる八十八種の商家戸數五萬五千四百四十三戸に就て取調せる結果によれば、度量衡四萬三千四百餘箇、量器六萬二千餘箇、衡器六萬二千餘箇、合計十六萬八千九百六十七箇にして、一戸平均八分の割合なりしが、之が検査の結果、度量に於ては百分の二十七の不正品を發見し、量器に於ては百分の十内外、衡器にあつては秤秤臺秤を通じて百分の三十二の不正品を發見し、總度量衡を通算するときは、不正品の割合百分の十九乃至二十一の間に在りて不正の程度を示す不正比率は、平均百分の四乃至五の間にありといふ。尙ほ本調査は検査あるべきことを前以て本人に豫告し、之ならば大丈夫と使用者自身の内検査に合格せし度量衡検査の結果なれば、隠蔽されたる不正品數を合算せんか、恐くは平素使用せる度量衡の半以上は不正品なるべく、當局者の言によるも、六割内外は不合格の豫想なる由。更に今回の調査により發見せられたる最も恐るべき事實は、病院又は開業醫の使用せる度量衡器に不正品の多き事是れなり。其の筋の見込によれば、醫家調劑室使用器の四割強は、不正品なる由なるが、貴重なる生命に關する投薬の量器に、此の事あるは、洵に危険極まりなしと云ふべし、斯くて監督の不行届なるより、其の弊害の及ぶ處は、經濟の範圍より延いて道徳問題人命問題まで惹起するに至れるが、其の反面に於ける検査員と製造及び販賣人との結証的弊害獨占の弊害等擧げて數ふべからざるものありといふ。

參考書

- G. Schmoller, Grundriss, II. 3. Bb. 3—F. Plato, Act "Mass- u. Gewichtswesen", im Handw., d. Statistw. 3. Aufl., 1910  
 — Wringhaus, Act. "Mass- u. Gewichtswesen", im Wörterb. d. Volksw. 3. Aufl., 1911.—L. v. Jolley, Mass u. Gewicht, im Schönbergs Handb. I.

第二款 交通機關

「交通機關」とは、物、人、又は人の意思の移轉傳達を圖る設備をいふ。之を以て、交通機關の發達（註一〇）は一地方、一國、若くば世界の經濟的距離を短縮せしめ、茲に貨物の運搬、人類の交通は容易となり、智識の交換、文明の普及は迅速となり、凡て人類社會の上に有形無形の福利を寄與すること、蓋し尠少にあらざるべし。

註一〇 『交通機關の發達』とは單に交通機關の増加を意味するものにあらずして、實に

次記五個の要素の綜合より成るものと謂ふ可し。即ち

- 一 交通の迅速
- 二 交通の頻繁
- 三 交通の正確
- 四 交通の安全
- 五 交通の低廉

是れ也。此内、其の一を缺くも交通は未だ全からず、交通機關は未だ充分に發達せりと稱すべからざるなり。是れ自明の理にして、而も世人往々之を忘る。世の交通に志あるもの、大に茲に留意して可也。

交通機關の種類

次に交通機關なるものは、通常之を分つて二種に大別するを得べし。二種の大別とは、曰く

- 一 運輸機關
- 二 通信機關

即ち是れ也。前者は『物又は人の移轉』Transportationを遂げしむるの設備にして、後者は『人の意思の傳達』Communicationを遂げしむるの設備なり。前者は『有形物の交通機關』にして、後者は『無形物の交通機關』なり。次に『運輸機關』は更に之を二種に細別するを得。即ち

- 一 陸運機關
- 二 水運機關

是れ也。道路、橋梁、鐵道、電車、人力車、馬車、輿の如きは前者に屬し、水路、運河、港灣、船舶

の如きは後者に屬す。而して彼の郵便、電信、電話、新聞紙の如きは實に『通信機關』に屬するものと謂ふ可し(註一一)。

註一一 陸運機關並に水運機關には諸種あれども、其の内重なるものは、前者に於て『鐵道』を擧ぐべく、後者に於て『船舶』を擧ぐ可し。是れ方今文明諸國に於ける水陸運輸機關の雙璧とも稱すべきものなれば、此等兩者の發達の大要を左に表記して參考に資せむ。

世界の鐵道の發達

年次	歐羅巴	亞米利加	亞細亞	亞非利加	澳洲
一八四〇年	二、九二五	四、七五四	—	—	—
一八五〇年	二三、五〇四	一五、〇六四	—	—	—
一八六〇年	五一、八六二	五三、九三五	一、三九三	四五五	三六七
一八七〇年	一〇四、九一四	九三、一三九	八、一八五	一、七八六	一、七六五
一八八〇年	一六八、九八三	一七四、六六六	一六、二八七	四、六四六	七、八四八
一八九〇年	二二三、八六九	三三一、四一七	三三、七二四	九、三八六	一八、八八九
一九〇〇年	二八三、八七三	四〇二、一七一	六〇、三〇一	二〇、一一四	二四、〇一四
一九一〇年	三三三、八四八	五二六、三八二	一〇一、九一六	三六、八五四	三一、〇一四

(備考) 本表は Rosa Luxemburg, Die Akkumulation des Kapitals, 1913, S. 335 による

	千九百九年	千九百十年	千九百十一年	千九百十二年
汽船	船數 二,一九〇九	噸數 三,四七三,一〇二	船數 三,二〇〇八	噸數 三,七九〇,六九五
帆船	八,六三一	四,九七六,六六五	八,〇五〇	四,六二四,〇七〇
計	三〇,五四〇	四二,四九七,七六七	三〇,〇五八	四一,九一四,七五五
			三〇,〇八七	四三,一四七,一五四
			三〇,三三三	四四,六〇五,八七九

(備考) 汽船は總噸數百噸以上、帆船は登簿噸數百噸以上のものにして英國「ロイド」船名錄に據る、又本邦船のみにつきては登簿噸數三百噸以上のものに係る

交通機關  
由公有的の理

以上列擧の運輸機關中、道路、橋梁、運河、港灣の四者並に通信機關中、郵便、電信、電話の三者は、方今文明諸國に於て大抵國有たるものにして、其の他は通常私有たるものなり。今是等の七種の運輸機關並に通信機關の國有又は公有たる理由を窺ふに、大略左の如し。

- 一 社會上の理由
- 二 政治上の理由
- 三 技術上の理由

即ち是れなり。以下順次之を説明せむに、(一)是等の交通機關は往々自然的獨占たる實存するもの若くば存するに至るものなるが故に、本來公共的性質のものなり。之を民業に放任せむには、偶々以て一二の私人をして暴利を壟斷せしむるの虞あり。勿論場合によりては、競争物を設け得ざるにはあらざるも、斯くては一國の上より見て、二重に土地、資本、勞力を消費するの愚に陥る可く、又勢ひ激烈なる競争となりて、其の結果雙方共に永く現狀を維持する能はずして、遂に合併となり、合同となり、買収となり、結局、一個の私的獨占業たるに了らむ。且つ夫れ、この種の機關は、廣く全國に普及せしめて、一般社會の公益を圖るの必要あるが上に、其の安全を保障し、畫一を企圖するの要あるべし。然るに之を私設に放任せむか、經營容易にして收益の多き地方にのみ、之が設計を見、一般に普及せざるのみならず、私益に走るの結果、設備の安全と改良を期し難きの憂あり。(二)加之是等交通機關の發達如何は、一國の政治上と關係する所大なる上に、特に軍事上の利害より其の私有を許さざる事情あり。是れ蓋し、一朝事あるに當つて、國家は直に此種の交通機關により、迅速なる軍事上の行動に出でざるべからざるが、斯かる場合に、之が國有たると、私

有たるとにより、軍事上の便宜に、多大の相違あるのみならず、國有たる場合には、假令經濟上不利なる方面にも、豫め軍事上充分の施設をなし置くの便宜あるべければなり。(三)且つ夫れ、是等の交通機關たる、其の經濟上、互に唇齒輔車の關係あるものにして、相依り相助けて、初て一國の交通機關の完全を期し得可し。されば一業の國營又は公營は、自から他業の國營又は公營を誘致すべきの理由生ず。

次に鐵道に至ては、國有是乎、民有非乎、議論相半するのみならず、各國の實例に就て之を見るも、民有主義の國あり、國有主義の國あり(註一二)。されど國有主義の國に於ても、國有たるは幹線のみにして、支線又は地方鐵道は、通常之を民業に委ぬるものゝ如し。鐵道國有の理由は、略ぼ前掲の郵便、電信、電話等の國有の理由と等しきものなれども、特に鐵道に關しては、其の民有説にも亦有力なる理由あるものとす。今其の概略を擧げむに左の如し。

一 民有鐵道は國有鐵道に比し競争盛んなれば自から營業上に改良の實擧ること

二 民業は官業に比し資金の融通容易なれば、線路の擴張遙に迅速なるを得る

鐵道の國有と民有

こと

三 個人は官吏に比し利害の觀念鋭敏なれば經費を節約し、事務の敏活を期し得ること

此外、尙ほ國家萬能主義、官僚政治主義に對する反對理由もあれど、要するに、鐵道國有主義の理由は、主として、社會上、政治上、軍事上にある可く、之に反し、鐵道民有主義の理由は、主として經濟上にある可し。之を以て、中央集權の必要旺んる時代には、政治上は、公益上の理由は私營を壓すべく、又國家萬能主義の旺んる時代には、政治上の理由は經濟上の理由を凌で、益々國有主義に傾く可く、然らざる國又は時代には、軍ても、近世國家の交通機關として鐵道の重要なる程度、日に月に加ふるに及では、軍事上の理由、社會政策上の理由、財政上の理由等相俟つて、鐵道國有に傾くもの、次第に多きを加ふるの趣あるは、看過すべからざるの事實なりとす(註一三)。

註一二 各國の鐵道政策を按ずるに、英米並に其の系統に屬する國々は、多く民有主義を採用し、歐洲大陸諸國並に我日本は國有主義を採用す。勿論、今日國有主義を採用する國々も、當初は多く民有主義なりしが、白耳義は千八百七十一年より、匈牙利は千八百七十三年より、獨逸は千八百七十六年より、澳太利は千八百七十七年より、

露西亞は千八百八十一年より、瑞西は千九百年より、日本は千九百六年(明治三十九年)三月より、各々國有主義に移れり。而して伊太利は千八百八十五年以降、國有民營主義(即ち貸下制度)を採りしが、千九百五年七月、貸下契約の満期と與に純然たる國有主義(即ち國有官營主義)に移り、佛蘭西は今尙ほ全國鐵道を政府と六大會社の手に分有して、半官半民主義の狀況にあり。

註一三 惟ふに近世の國家(殊に大陸國)に於ては(一)鐵道は主なる交通機關となるより、軍事上之を國有とするの必要あると、(二)資本の集中に伴ふ事業集中の大勢は、一國の全鐵道を一二私人の獨占到歸せしむる傾向あるより、社會政策上之を國有とするの必要あると、(三)近時各國與に國費益々多端にして財源に窮するより、財政上之を國有とするの必要あるとの三種の原因は、過去に於て鐵道國有熱を勃興せしめたると與に、將來に於ても亦益々之を流行ならしめむとの潛勢力あるものゝ如し。現に世界第一の鐵道國たる米國に於ても、鐵道ツラストの横暴は、遂に糞の大統領タフト Taft をして、鐵道國有の急務を絶叫せしむるに至れるが如き、大に注目すべき價値あるものとす。

參考書

Borght, Verkehrswesen, 2. Aufl., 1912—G. Cohn, Geschichte und Politik des Verkehrswezens, 1900—Dröselbe, System d. National Oekonomie, III, 2. Buch, 1898—Leris, Art., "Schiffahrt," im Handw. d. Statistw. 3 Aufl., 1910—Cohn, Lejen, Wiedefeld, Art., "Eisenbahn," ebenda.—Grunzel, System der Verkehrspolitik, 1908.

Hatley, Railroad Transportation, 1885—J. Lee, The Economics of Telegraphs and Telephones, 1913—E. Davies, The Case for Railway Nationalization, 1913—Nowlton, Waterways versus Railways, 1912.

第三款 商業

商業の意義

『商業』とは、財の價値の増加により、利益を博せむとする營利業をいふ。而して財の價値の増加を圖るの方法は、通常

- 一 財の場所的配合
- 二 財の時間的配合
- 三 この兩者の兼用

の三種を出てず。蓋し各財の需要供給は、所により、又時により、常に必ずしも一致せず。寧ろ一致せざるを以て、世の常態となすもの如し。(一)例令ば、田舎に於ては、米の供給多くして、需要を超過し、從て其の價値小なるに、都會に於ては、米の需要は多くして、供給之に及ばず、從て其の價値大なりとせば、商人は其の米を、安き田舎に買ひ、高き都會に賣て以て利益を博すべし。是れ財の場所的配合により、財の價値を増加し、依て以て利益する場合なり。(二)又同一の場所に於ても、秋より冬にか



けては、新米の出廻期なれば、米の供給多く、需要を超過し、従て米價低廉なるべけれど、之に反し、春より夏にかけては、古米次第に盡くるの期なるを以て、米の需要は多く、供給を超過し、従て米價は往々騰貴すべければ、商人は此間の消息を解して、秋より冬にかけて、米を買込み置き、之を翌年に持ち越し、春より夏に亘て、販賣し、以て其の間の差利を收得す。是れ財の時間的配合により、財の價値を増加し、依て以て利益を博する場合なり。(三)而して人若し同時に以上二種の場合に投合せむことを企圖するに於て、其の財の價値は、益、増加し、其の人の利益は愈、増大せむ。

由是觀之、商業の國民經濟上に及すべき主要なる功用は、大略次記の四種となるべし。即ち

- 一 商業は財の需給を投合せしむること
  - 二 商業は物價の變動と差異を減ずること
  - 三 商業は一國の生産を發達せしむること
  - 四 商業は世界の文明と平和とを促すこと
- 是れなり。(一)元と商業は財の場所的配合又は財の時間的配合により、財の價値の

商業の利益

増加を招いて以て利益を博せむとする營業なれど、之れあるが故に、一地方、一國、若しくは世界の財の場所的配合を良くし、財の時間的配合を良くし、需要のある所供給之に従ひ、消費のある所、生産之に伴ひ、生産と消費、需要と供給とをして、能く其の品質、數量、形態、價格、並に場所、時期の一致投合を得せしむるものと謂はざるべからず。人若し假りに現社會に於て商業無しせば如何と想像せむには、其の間より生ずる諸種の需給投合上の不便不都合は、遺憾なく商業の功用を首肯せしむるなる可し。(二)商業は物價の場所的差異により利益するものなれば、物價の差異若くば變動無らむには、商業も亦成立する能はざるべき道理なれども、市場の獨占にして發生せざる限り、商業は自由交通の理と自由競争の理とにより、各地、各時の物價の平均を促し、其の間の變動を減少せしむるの功力あるものなり。(三)又商業は財の直接生産者農業者又は工業者に對して、原料を供給し、機械を供給すると同時に、斯くて生産されたる財の販路を探索し、財の販路を擴張し、新需要品を探索し、又市場の需要を測定して、之に對する供給即ち生産を適度に定めしめ、萬一其の測定を過るも、自から相場の変動より生ずる危険負擔の任に當るを以て、彼等生産者をして安じて生産

に従事するを得せしむ可く、又彼等生産者をして、各其の長ずる所に従ひ、分業するを得せしむ可く、依て以て、凡ての方面に亘て、一國の生産の發達を促すに至るものなり。(四)最後に商業は、各人各地各國をして産物を交換し、技術を交換し、知識を交換し、文明を交換し、其の結果各人各地各國の物質的文明並に、非物質的文明の進歩發達を助くるのみならず、延て各人各地各國の有形無形の利害關係を密接ならしめ、共通ならしむるが故に、期せずして、茲に成る可く戦争を避け、成る可く平和を維持せむとの念慮を強大ならしむるの功力あるや、疑を容れず。

商業の弊

されど以上は之れ商業の利益の一面のみを觀察したる話にして、之と同時に弊害の他面をも合せ觀察するにあらざれば、以て能く商業の國民經濟上に於ける真相を發揮するに由なけむ。然らば國民經濟上に於ける商業の弊害とは何ぞや。

- 曰く
- 一 商業は自然淘汰に伴ふ弊害を増長せしむること
  - 二 商業は事業轉換に伴ふ弊害を増長せしむること
- 是れ也。(一)凡そ商業は舊事業の維持若しくは發達を助け、新事業の勃興を促すも

のなれども、又同時に新事業の勃興は舊事業の衰因となる場合あるべく、更に商業は各國各地間の分業の發達、特長の發揮を促すものなれども、各國各地間の分業の發達は、一面に於て各國各地の産業の偏頗單調なる發達を意味するものなる可く、又各國各地間の特長の發揮は、半面に於て各國各地の幼稚未熟なる産業の撲滅を意味するものなる可きを忘るべからず。即ち内地商業外國貿易の發達の結果、意外の邊より意外の競争を被り、折角發芽せる諸種の産業は、忽ち其の根を絶ち、葉を枯さるるの悲劇を見ずとは言ひ難し。夫も一國のことなれば、一地方の衰頹は他地方の隆盛を以て償ふを得べけれど、國際間に於ては、一國の損害は他國の利益となるのみなるを以て、單に自然淘汰として看過すべきにあらず、又單に優勝劣敗として樂觀すべきにあらず可し。(二)斯くて商業は競争の範圍を大にし、競争の程度を盛んならしむるが故に、不幸にして競争に失敗せる事業は、直に其の事業を變更し、其の資本並に勞力の轉用を圖らざるべからず。然るに事業の變更といひ、資本並に勞力の轉用といひ、事甚だ簡單なるが如くにして、其の實甚だ困難なるものなり。即ち資本家にして遂に新事業を發見し、勞働者にして遂に新職業に従事し

得るに至る迄は、幾多の混亂を醸し、幾多の葛藤を生じ、其の度毎に一國經濟社會をして動搖せしむ。夫も一國內のことなれば、結局、斯國發達の基を造るものなれども、國際間に於ては必ずしも然りと斷言する能はず。是れ國際貿易に限り、自由貿易主義と保護貿易主義との論争生ずる所以なり(註一四)。

註一四 拙著 商業政策、上卷一〇頁以下及第四章參照。

參考書

- G. Schmoller, Grundriss, II. 1—Lexis, Handel, in Schönbergs Handbuch, 2. Bd., 2. Halbband, Abhandlung 21  
—G. Cohn, System, III. I Buch—Metcja, Art. "Handel", im Handw. d. Staatsw. 3. Aufl., 1910—Radtgen, Art.  
"Handel", im Wörterb. d. Volksw. 3. Aufl., 1911—W. Sombart, Der Moderne Kapitalismus, 1902—Bojzka, Handel u.  
Handelspolitik, 2. Aufl., 1907.

第四款 市場

凡そ『市場』Market, Marktには、廣狹二種の意義あり。廣義の市場とは、抽象的市場の意にして、一定の經濟範圍内に於ける貨物の販路をいふ。而して之には、其の經濟範圍の大小如何により、『地方市場』Lokalmarkt 『一國市場』Staatsmarkt 『世界市場』Weltmarkt の別ある可く、又其の經濟範圍の内外の別により、『内國市場』又

市場の意

は『内地市場』Home market, Innerer Markt と『外國市場』Foreign market, äusserer Markt の別ある可く、更に又貨物の種類により、生絲市場、石油市場、製茶市場等の別あるべく、其の他、金融市場、流通市場の如きも亦之に類するものにして、結局、何れも無形的市場たるに於て一致す。次に狹義の市場には、具象的市場の意にして、多數の需要者供給者が定時集合して、其の目的を果す一定の場所又は設備をいふ。魚市場、青物市場、及び各種貨物の取引所の如き、皆之に屬す(註一五)。而して茲に交易機關の一種として講ぜむと欲する所のは、實に此狹義の市場たるなり。

註一五 Mansfield, Principles of Economics, 6. ed., 1910, p. 324-325—Jevons, Theory of Political Economy, ch. IV

市場の種

されば以下専ら狹義の市場に就て論ぜむに、狹義の市場たるものは、是れ又分れて二種となりぬ可し。即ち

- 一 定時開場の市(日限市)
- 二 常時開場の市(常市)

是れ也。『定時開場の市』とは、一定の日に、一定の場所に於て開設せらるべき市に

いて、往時商業未だ發生せざるの時代、若くば現時商業未だ發達せざるの國に於ては、此種の市諸所に起り、之を以て有無相通じ、過不足相補ふの唯一の機關たらしむるを見る。我國古代に於ける河内の餌香市（略）、大和の海柘榴市（略）、大和の阿斗桑市（略）、朝天美濃の小川市（略）、備後の深津市（略）、同駿河の阿部市（略）、大和の辰市（略）の如き、現今朝鮮に於ける朝市場、領市、開市の如き、其の著例にして、今日文明國に於ても尙ほ昔よりの地方的風習殘存して、諸所に此種の遺物あるを見る。彼の歐洲諸國に於ける『週市』*Wochenmärkte* 『年市』*Jahrmärkte* 『大市』*Fair, Messon* の如き、又我國兩毛地方に於て、一六、三八等の定日を以て到る處に開かるべき絹市、年末各市に起る歳市、西市の如き、皆な此類なりとす（註一六）。

註一六

市の起原の最も古きものは支那にして、神農の世に既に早くも之を見る。易

の繫辭下に曰く、包犧氏没、神農氏作、斲木爲耜、揉木爲耒、耨耨之利、以教天下、蓋取諸益、

日中爲市、致天下之民、聚天下之貨、交易而退、各得其所、蓋取諸噍、噍と。

されど此種の市は、交通商業の發達に伴て次第に衰へ、一半は商家の手に移り、一半は別に『常時開場の市』として、其の形を變ずるに至りぬ。『常時開場の市』とは、毎日定時に開場さる可き、常設の市にして、之にも亦二種の別あり。

市場と取引所

一 市場 *Market hall, Markt i. e. S. oder Markthalle*

二 取引所 *Exchange, Börse, Bourse*

是れなり。『市場』とは日用品に關する小口なる現物取引を目的とする常設の市場にして、青物市場、魚市場、肉市場の如き是れなり。『取引所』とは商品に關する大口なる投機取引を目的とする常設の市場にして、更に之を二種に小別するを得。

一 株式取引所 *Stock exchange, Wertpapieren- od. Effectenbörse*

二 商品取引所 *Produce exchange, Warenbörse- od. Productenbörse*

是れ也。『株式取引所』は主として公債證書、株券、社債券、金銀等の大取引を目的とし、『商品取引所』は主として穀物、棉花、生絲、羊毛、砂糖、鹽、珈琲、肉類、酒精、石油等の大取引を目的とす（註一七）。

註一七

取引所の組織に二種あり。曰く

一 會員組織 *Limited partnership system*

二 株式組織 *Joint stock system*

是れ也。歐米の取引所に於ては大概會員組織なれども、我國の取引所に於ては大概株式組織なり。勿論、我國に於ても、是等兩種の組織を認むれど（取引所法第五條）。

實際會員組織たるもの極めて稀なり。『會員組織』とは會員の融金を以て取引所を組織し、會員又は特許を享けたる仲買人に限り取引を爲すの權を有し(同法第六條)且つ取引上の責任は一切賣買者に歸するものをいふ。『株式組織』とは廣く株式を募集して以て取引所を組織し、特許を享けたる仲買人に限り取引を爲すの權利を有し、取引上の責任は一切取引所に歸するものをいふ。

大正元年度の統計によれば、我國に於ける取引所の數は合計四十八にして、其内株式組織のもの四十六、仲買人千九百九十八人、公稱資本三千三百九十九萬四千五百四十四圓、拂込資本二千八百七十七萬八千四百五十圓、積立金百八十七萬六千六百〇一圓にして會員組織のものは二、會員五十九人、仲買人二十一人、資本金四萬一千六百圓、積立金三千五百三十八圓なりとす。(會員組織の内高田米穀取引所は大正三年解散したるを以て現今に於ては加東米穀取引所殘存するのみ)

市場と取引所の區別

是に由て之を觀れば、市場と取引所との區別は、通じて約三種の點に歸するもの如し。即ち

- 一 取引品に就ての區別
- 二 取引者に就ての區別
- 三 取引の性質に就ての區別

是れ也。(一)凡そ市場といひ、取引所といひ、與に貨物の取引機關たるに於ては一なれども、取引すべき財の種類に就ては大差あり。即ち市場は、魚鳥、野菜、果實等、品種一定せざる日用品の取引を旨とし、取引所は穀物、石油、棉花、綿絲、有價證券等、略ぼ品種の一定せる代替物の取引を旨とす(註一八)。(二)次に市場は日用品の賣買を旨とするが故に、茲に出入する者は主として一般消費者、生産者若くば小商人なる可く、之に反し、取引所は代替物の大量取引を旨とするが故に、茲に出入する者は主として特種の商人殊に大商人なる可し。(三)更に市場は主として一般消費者、生産者若くば小商人の取引機關なるが故に、其の取引は自から小取引なる可く、之に反し、取引所は主として商人殊に大商人の取引機關なるが故に、其の取引は自から大取引なる可し(註一九)。又市場は日用品の賣買を旨とするが故に、『直物取引』Effektivgeschäfte多く行はれ、從て現物取引若くば見本取引なる可く、之に反し、取引所は代替物の賣買を旨とするが故に、『先物取引』Lieferungsgeschäfte od. Börsengeschäfte 多く行はれ、從て銘柄取引若くば格付取引なる可し(註二〇)。此結果、市場の取引は常に『確定取引』として現はれ、取引所の取引は多く、『投機取引』Spekulationsgeschäfte として現はる。

勿論取引所に於ける取引を以て一切投機取引なりとなすは當らざれども、通じて之に重きを置き、且つ之を以て其の特色となすものと謂はざるべからず(註二一)。

註一八 凡そ取引所に於ける取引品には、次記三種の性質を具備するを必要とすべし。

- 一 需要の廣大なること
- 二 容易に質せざるること
- 三 品質の一定せること

是れ也。(一)取引所に於ける取引は大口の取引を目的とするものなれば、需要の範圍の廣大なるものならざるべからず。是れ書畫骨董の類の取引所に現れざる所以なり。(二)又取引所に於ける取引は先物取引を主とするが故に、時日の経過と共に腐敗變質の虞ある物品を避けざるべからず。是れ魚鳥、果實、野菜、鶏卵等の取引所に現はれざる所以なり。(三)更に取引所に於ける取引は大口の取引にして且つ先物取引を主とするが故に、一々現物を點檢せずとも、銘柄又は格付の方法により容易に賣買し得可き、品種の一定せる代替物性のものならざるべからず。是れ土地、家屋の如き個々品質を異にせる物品の取引所に適せざる所以なり。而して以上三種の特質を具備するものは今日之を株券、公債、社債、金銀、棉花、綿絲、砂糖、穀物、蠶絲、肉類、珈琲、茶、酒精、石油以外に多くを求むべからず。

斯くて取引所に於ける取引品たるものは、上記三種の特質を具備せざるべからざるものなれども、特に第三の性質を以て其の主なるものなりと信ずるが故に、本

文に於ては、單に之を品種の略ぼ一定せるもの、則ち代替物と限れる也。

註一九 曩に述べたるが如く、取引所は市場と異なり、需要供給與に廣大なる物品を賣買する所なれば、其の取引は主として大取引なり。各品に就き一定の數量を定め、之を『賣買の單位』と名け、其の以下の取引を許さざるを常とす。現にシカゴ及び紐育の商品取引所にては五千ブッシュェルを以て單位を定め、伯林の株式取引所にては内國株式の賣買は一萬五千マルクを以て單位と定む。我邦にても米穀取引所にては通常十石を以て單位と定め、俗に之を『一枚』と稱す。

註二〇 『現物取引』とは現に其の場に存する商品に就ての取引なり。『見本取引』とは商品の一部分たる『見本』Sample, Pattern による取引なり。『銘柄取引』とは各商品の特質を表示せる名稱即ち『銘柄』Brand (例令ば鐘ヶ淵紡績會社の『藍魚印』の如き、米油の『松印』の如き)による取引なり。『格付取引』とは同一商品に數種の品質あるとき、其の内の一種を標準とし、之に依て賣買を約定し置き、履行の場合に、それより優劣あるものを兼て定め置きたる差等(即ち格付)に準じて授受する取引をいふ。

格付取引に就て更に詳説を試みむに、同一の商品(例令ば米、石油、綿絲の如き)の内にも、多く品質に數種の差等(例令ば甲乙丙丁戊の如き)あるものなるが、斯る際に其の内中正の品質を有するもの(例令ば丙の如き)を標準物と定め、一切の賣買契約は皆之に就て締結せしめ置くと、後日契約履行の際には必しも其の標準物の引渡を要せずして、其標準物より品質優りたるもの(例令甲乙の如き)、若くは品質劣りたる

もの(例令丁戊の如き)を、其優劣の度に應じて兼て定め置きたる價格又は數量の差等に準し、引渡し得るの取引あり。斯く品質に差等を設くるを『格付』を爲すと云ひ、斯る取引を『格付取引』又は『標準賣買』と稱す。一例を舉れば、東京米穀取引所に於ては武藏中米を以て標準米とし、大阪米穀取引所に於ては攝津中米を以て標準米とし、之を『建米』と名け、之に比して米質の優等なるものは『格上げ』し、米質の劣等なるものは『格下げ』又は『格落ち』し置き、一切の米取引は凡て建米に就て締結せらるゝも、受け渡しの場合には、此の『格上げ米』又は『格落ち米』を使用し得せしむ。之に依て、取引所に於ける取引の、代替物取引なるを、一層明瞭なりと謂ふ可し。

註二 元と商業の幼稚なる時代に於ては、一切の取引は皆悉く『直物取引』にして、現に其の場に存し、從て直に受渡し得る貨物に就てのみ、最初は一々現物を點檢して賣買し、後には見本によりても賣買を約せしが、商業の發達するに及て、茲に『先物取引』なるもの生じ、現に其場に存せず、目下運途中にかゝる貨物に就き、銘柄又は格付により賣買を約するに至れり。而して商業の更に一層發達するに及ては、現場は愚か、未だ何れの地にも存せざる貨物に就ても、其産出を見越して、銘柄若くは格付により賣買を約するものあるに至れり。されば此種の取引は『投機取引』たる性質を帶ぶるは勿論、又此種の取引に於ては後日其産出を待て、實際に受渡せむことを目的とせず、單に其の間の相場差を利せむとて、之を企つもの甚だ多きに屆るより、一名『差金取引』 *Differenzgeschäft* とも稱す。

取引所の

取引所に於ける取引は、一切投機取引にあらざるも、通じて之に重きを置き之を以て其の特色となすとは、曩に述べたる所なり。今、其の所以を詳説せむに、凡そ取引所に於ける取引の種類には三種あり。即ち

- 一 直取引 *Contract for cash, Kassengeschäfte*
- 二 定期取引 *Transactions for account, Termingeschäfte*
- 三 延取引

なるものあり 取引所法第十八條。(一)『直取引』とは俗に『直』と唱へ、賣買契約締結後、直に受渡すべき取引をいふ。されど事の實際に於て即時に之が決行を爲し難き事情あるべければ、之に多少の猶豫を與ふるもの多し。我國に於ては賣買契約の當日より二日以内に受渡すべきものとせり 大正三年六月勅令第三百三十七號取引所令第九條。(二)『定期取引』とは俗に『定期』又は『限月取引』とも稱し、一定の時期を定めて受渡を約する取引にして、其の間轉賣買戻の自由あるものとす(註三)。而して法律は豫め其の時期に制限を設く。我國に於ては賣買契約の當日より三箇月以内 但し棉花綿絲又は蠶絲の定期取引に限り六箇月以内と

爲すとす 第十條。されば我國の取引所に於ては、此制限に基き

- 一 當月切又は當切(當)其月の末日に受渡を爲すを約するもの
  - 二 翌月切又は中切(中)翌月の末日に受渡を爲すを約するもの
  - 三 翌々月切又は先物(先)翌々月の末日に受渡を爲すを約するもの
- の三種の取引法を設けたり。(三)『延取引』とは俗に『延』と稱し、賣買契約締結後、一定の期日を定めて受渡を約する取引をいふ。而して我國に於ては、其の期日を三日以上百五十日以内と定めたり 同九條。

註二二 『轉賣』とは買手が買入を約したる物品の引渡を受くる前に、同一物を同月切にて賣却し置き、以て現品引受を爲さざるを云ふ。又『買戻』とは賣手が賣渡を約したる物品の引渡を爲す前に、同一物を同月切にて買入れ置き、以て現品引渡を爲さざるを云ふ、孰れにもせよ、轉賣買戻により取引所に於ける取引は初て完全なる抄據取引の實を現はし、『賣』の場合も、『買』の場合も、一も現品を授受せず、一も代價を支拂はずして、唯其差額を利し、若くば其の差額を支拂ふのみに止るべき『差金取引』となるが故に、小額の資金を以て巨額の取引に従事し得べし。而して此轉賣買戻の法は、從來一切の定期取引に就て許され居たりしが、今や株式組織による取引所の定期取引に限られたり(大正三年六月勅令第三百三十七號取引所令第十一條)

於取引所の三種に於ける利益

取引所の利益

斯く云へば延取引と定期取引とは少しも異なるなきが如く見ゆれども、更に細かに觀察するときは、次記の二點に於て等しき相違あるを發見せむ。即ち

- 一 定期取引にありては受渡期日確定し居れど 當月末、翌月末、又は延取引にありては一定期間 百五十日以内といふが如き に於て、當事者の隨意に受渡期日を定め得べきこと
- 二 定期取引にありては轉賣買戻を爲すを得れど、延取引にありては之を爲すを許されざること

是れ也。斯くて我國取引所に於ける取引には三種あれど、直取引と延取引とは轉賣買戻を爲す能はず、又は爲すを許されざる結果、小額の資金を以て大額の取引を爲すに由無く、且つ一々受渡を爲さざるべからざるより、時日を要し、資金の運轉に便ならず。於是乎、人皆一攫千金の快舉に適すべき定期取引にのみ走て、直取引延取引與に振はざるは、我國に於ける一般の状況なりとす。

最後に取引所の利害に就き一言せむ。先づ其の利益の方面のみを觀察せば、大略左の如きものある可し。



- 一 場所の上の物價の平準を得せしむること
- 二 時の上の物價の平準を得せしむること
- 三 賣買を助け、取引を安全ならしむること
- 四 生産を助け、放資を安全ならしむること

是れ也。(一)凡そ取引所なるものは、交通機關の發達に伴ふて、廣く天下交易の中心となり、一國又は世界に亘て、物價に變動を與ふ可き諸種の原因を、一所に集中し、相殺し、平均するが故に、各地の物價は、其の地迄の運賃、其の他の費用を除けば、略ぼ相平均するの傾向を生ず可く、斯くて場所の上に於ける物價の平準を期するを得べし。(二)又取引所に於ける取引は、主として先物取引期貨取引に定なるが故に、獨り現在の需給を投合せしむるのみならず、又將來の需給をも投合せしむるの働きを有す。而して是等將來の需給の投合を圖る者は、皆是れ特別の智識經驗を有する商人にして、凡ての手段を盡して、市況を調査し、互に其の見込を戦はすが故に、需要供給に影響を及ぼす百般の現象は、盡く取引所に於ける相場の上に現はるるなり。從て其の相場は、常に低度の昇降を現はして、暫くも靜止せざれど、斯くの如き頻繁なる

細微の動搖は、實に經濟界の晴雨計となり、一般社會をして迅速に將來の變動に對し準備を怠らざらしめて以て、急激なる大變動を豫防する所以となる。之の故に、取引所が物價の變動を緩和するは、獨り投機者流が、各前途に對する豫想に基き、貨物證券の買入れ又は賣放ちを爲すことにより、之れが適當なる時間的分配を行ふが爲めのみならず、此の如くして取引所に定る日々の相場が、一般世人殊に企業家資本家に對する經濟的活動の指針となり、貨物の生産及び賣買と、企業の擴張新設即ち社債株券の發行とを、適當に現在未來に分配せしむるによるものとす。勿論、取引所に於ても、各方面より惡材料のみ集中し來るときは、相場の上に、激變を見ることがあるべしと雖も、斯くても、尙ほ此の種の激變が豫想に基くものなるが故に、一般經濟界をして、更に警戒せしむるの餘裕を得せしむるなるべく、爲に事後に於ける打撃を減少せしめ得可けむ。今若し假りに取引所なかりしとせば、平素は物價靜定して、左までの効果なかるべきも、一朝事あるに當り、需要供給の過不足の事實が、目前に切迫するまで覺知し難く、從て準備する所なきに、突然大變動を惹起し、以て國民經濟を根底より動搖せしむるに至らむ、尙ほ取引所にして健全鞏固なる

ときは、經濟上又は政治上の原因より、恐慌を生じたる場合に於ても、能く物價の暴落を防ぎ、國民經濟の紊亂を防止し得べきなり。戸田海市著、取引所稅。之を要するに、取引所にして發達せんか、物價の變動は、度數に於て増加すべけんも、程度に於ては減少すべく、斯くして時の上に於ける物價の平準をも期するを得可し。(三)斯くて取引所なるものは、重要なる諸財の需要供給を、現在未來に適當に分配して以て、其の價格の變動を少なからしむるが故に、斯かる財の生産者消費者の地位を安固にし、且つ其の收益を多からしむるのみならず、更に又各種有價證券の價格の變動を少なからしむることが、之を所有し又は之を擔保として融通をなせる一般資本家及び銀行の地位を安全ならしむる所以となる。加之、元來、取引所に於て日々定る所の各種有價證券並に貨物の相場なるものは、斯かる物品に關して、専門の智識經驗を有する多數の商人が、普く集合し來つて、各、其の見込を戦はしたる上、初て定る相場なるが故に、比較的公正なる相場にして、斯かる公定相場取引所の相場を「公定相場」といふを出すことが、取引所なるものの第一の機能なると同時に、之を標準に賣買することに、より、一般社會は常に安全なる取引をなすを得可く、從て又此種の取引の敏活を得

せしむるの功能あり。殊に取引所に於ては、俗に所謂「現買先賣」又は「現賣先買」一名「繋ぎ取引」Hedgingと稱する損失埋合法により、日常の賣買取引より生ずる不慮の損失を保險し得るの利益あり。現買先賣とは現物を買入るゝと同時に、取引所に於て同一物の先物を買入るゝ法にして、斯くせば後日一方に於いて買入れたる物品下落する事あるも、他方に於て取引所に於ける先物賣の利益を以て補充し得可く、又現賣先買とは現物を賣出すと同時に、取引所に於て同一物の先物を買繋ぎ置くの法にして、斯くせば後日一方に於て賣出したる物品騰貴して、爲に損失を被ることあるも、他方に於いて取引所に於ける先物買の利益により、差引損失を避くるを得可し。斯くの如くして商人は賣買に伴ふ危険を取引所に轉嫁し得て、常に取引の安全を期し得べく、從て又取引の發達を期し得可し。(四)且つ夫れ、曩にも述べたる如く、取引所に於ける公定相場なるものは、廣く一國若くは世界の需給を綜合し、普く現在並に將來の狀況を斟酌加減したる上に於て定まるものなれば、其の相場の高低は、當該貨物に對する確實なる需給の程度を示し、當該有價證券に對する正確なる信用の程度を示すものと見るを得可く、從て生産者は之

に應じて、生産を加減し得可く、賣買に従事し得可く、又資本家は之を標準に諸財を評價し得可く、放資の途を考ふるを得可し。加之取引所が日々公示する所の公定相場を標準とするときは、如何なる大口の取引と雖も、取引所により、容易に處分し得ることが、各種有價證券の融通力を増加し以て、資本の集中を容易ならしめ、又各種貨物の消化力を増加して以て、今日の如く一般に大企業の勃興を促したるなり。而して此種のことたる、獨り民間の經濟上に於て然かるのみならず、政府の財政上に於ても同様にして、現今の如く、一國政府が、内外市場に於て、容易に巨額の公債を募集し得る所以のものは、取引所には既發公債に對する時々相場が定れるありて、之との比較により、略ぼ應募條件を明示し居るが上に、應募の後、必要あらば、何時にても取引所に於て容易に處分し得るが爲めならず、此の如くして、貨物に就ても、將又、有價證券に於ても、需要のある所、供給之に伴ひ、信用のある所、人皆之に向て放資す。於是乎、生産盛に、金融通じ、於是乎、企業盛に、事業勃興せむ。斯くて取引所なるものは、國民經濟の發達せる社會には、一日も缺くべからざる重要な交易機關なるが、同時に之に伴ふ諸種の弊害あるを忘るべからず。今其

取引所の弊害

の主なるものを擧ぐれば、左の如し。即ち

- 一 投機心の流行により、浮華奢侈の風を増長せしむること
- 二 買占賣崩の法により、物價の激變社會の不安を起すこと

是れなり。(一)取引所に於ける取引の方法は、制度により種々あり、又盛衰あわど、概して定期取引盛んにして、特に我國の如きにあつては、殆んど全く定期取引のみなりといふも、過言に非ざる程なるが、曩に述べたる如く、定期には轉賣買戻の便法あるが上に、更に「乗換」と稱して、當月切を翌月切に、翌月切を更に翌々月切に、順次決算を繰延べ行くこと、屢行はるゝより、毎月末の受渡高は、契約高の割乃至一割五分にしか當らざるの奇觀を呈するを常とす。是ぞ取引所に於ける取引の大部分は實際物品の受渡を目的とする取引にはあらで、空を賣り空を買ひ、前後相場に差金のみを授受するを目的とする「差金取引」なる旨を立證するものなり。既に差金取引を目的とす。されば十圓の資金を以て千圓の取引を爲し得可く、百圓の資本を以て一萬圓の相場を試みむこと、必ずしも難しとなさず。於是乎、薄資の徒争て之に走り、時に一攫千金の巨利を博するを見て、謹厚の人亦之に倣ふ。斯く

て社會に浮華の分子多く、着實の氣風減じ、投機者流の横行濶歩を見ずとは言ひ難し。(二)されど之は尙ほ害の小なるものにして、取引所が其の本務たる價格の決定を適當ならしめず、却て人爲的に激變せしむること少なからざるは、其の弊の最も大なるものなり。例令ば其の身巨萬の財を蓄ふの奸商にして、取引所に入出するに至らむか、彼等は其の資力を傾注して、或は買占を行ひ、或は賣崩を行ひ、相手賣方又は買方の引渡又は引取に窮するに乘じ、不當なる條件の下に『解合』を強ひ、『泣き』を入れしめて以て、獨り暴利を貪り、相手の破産を冷視するもの、往々之れあるに至るのみならず、買占又は賣崩の結果、相場は突如として暴騰し、忽然として暴落し、一上一下、一高一低、豫め端倪すべからざるものあるより、延いて一般經濟社會も亦一種投機の性質を帶ぶるに至り、其の極、動もすれば恐慌を惹起するの虞無しとせず。事茲に至ては、物價の平準を旨とする取引所が、却て物價を攪亂するの基と化するなる可く、公正なる相場を出すべき取引所が、却て不正なる相場を出すの機關たるに至るの觀無き能はざる可し。而して其の斯くの如きこと起る所以は、第一に取引に必要なる特別の智識經驗を充分に有せざる者が、取引に従事するが

爲め、或は無根の風説に惑はされ、或は世間一般の人氣に感染し、或は少數の有力者の買占め又は賣崩しに釣ひ込まれて、相場騰落の勢を助長するが爲めなると、第二の原因は、取引に必要なる資産信用を有せず、從て失ふべき資産又は名譽なき者が、取引に従事するより、動もすれば、無謀なる投機を企てて、萬一を僥倖するもの多きに至るか、然からざるも、一般に無資力者多きときは、其の内の小數の有力者が、常に能く聯合して以て、優勢なる買占又は賣崩を爲し得るが爲めならずんばならず。於是乎取引所に對する取締の必要起る。

取引所に對する政府の態度に就ては、二種の主義行はる。一は放任主義にして、英米之を採用し、他は干涉主義にして、歐洲大陸諸國之を採用す(註三三)。兩主義與に一利一害を免れざれども、一般に商業上の智識並に道德未だ太だ高からざる我國に於て、前記の如く、取引所に重大なる弊害を生じ易きものなるを思はば、勢ひ適度の干涉主義に出でざるを得ず。然し乍ら、元來取引所なるものは、經濟社會の進歩發達の結果たる、高度なる交通經濟組織を維持するの必要に迫られて、自から發生し來りたるものなるが故に、之を禁壓せんとするが如きは、不當にして又不可能な

取引所の

り。結局、國家の之に對する政策は、其の利を擧げ、其の害を抑ゆるに在り。而して此種の政策中、其の主要なるものを擧げんに、取引所設置の場所を限定して、監督を容易ならしむると同時に、一國に於ける過度の投機熱の瀰蔓を防ぐこと、其の一なり。取引所に於ける取引物を限定して、買占又は賣崩等により有害なる結果を齎し易き物品を除外すること、其の二なり、取引所の會員又は仲買人の資格を限定して、資産信用の貧弱なる者又は専門の智識經驗の薄弱なる者を除外すること、其の三なり。取引所に於ける取引の種類を限定して、極端なる投機に走るを戒め、賭博類似の行爲を抑制すること、其の四なり。此外、取引所の組織に關し、之を會員組織にのみ限るべしとの議論もあれど、必ずしも然かるを要せずして、株式組織亦不可ならねど、株式組織の下に於ては、株式會社たる營利事業の利害と、取引所たる公共機關の利害と、動もすれば相容れざるに至るより、更に新なる弊害續出すべきは、豫め注意を要する所にして、從て又之に對する特別の取締を要すべきなり。

註二三 歐洲大陸諸國中、最も多く取引所に干渉を試むるものは獨逸ならむ。殊に千八百九十六年、取引所法を改正して、鐵山業及工業會社の株式並に穀物に關する定期取引を嚴禁するに至れるが如きは、其の最も甚しき一例にして、之が爲め一時賭

株の暴落を招き、千九百年の恐慌の導火線ともなり、其の是非曲直に就ては、今尙ほ新國に議論旺盛なり。詳細は G. Cohn, Beiträge zur Deutschen Börsenreform, 1895 及び Heinemann, Das Problem der Deutschen Börsenreform, 1901. を参照すべし。

#### 參考書

- G. Schmoller, Grundriss, II, 1—Füllgen, Act. "Märkte u. Messen," im Handw. d. Statistw. 3. Aufl., 1910—Ehrenberg, Art. "Börsenwesen," ebenda—F. A. Wiener, Börsen, 1905.  
 Marshall, Principles of Economics, 6. ed., 1910, bk. V, ch. I (on Markets)—Jevons, Theory of Political Economy, 4. ed., 1911, ch. IV—J. W. Sullivan, Markets for the People, New York, 1913—Duguid, The Stock Exchange, 1904.

## 第十七章 價 値

### 第一節 價値の起因

前章に於て、吾人は交易を以て財の價値の交換なりと云へり。果して然らば、財の『價値』Value, Wertとは何ぞや。是に就ては、既に第二章第六節に於て、其の一斑を述べたれども、元と之れ學者間に議論最も多き所なれば、改めて之を詳論せむ。然るに、價値の意義に關し、古來學者間に議論多き所以は、畢竟するに、學者により、價値の起因に就て、見る所異なるに由る。之を以て、吾人は先づ第一に價値の起因に關する諸學説を掲げ、逐次之を論評せむに、其の主なるものは、大要左の如しとす。

- 一 勞力説
  - 二 生産費説
  - 三 再生産費説
  - 四 慾望説
- 是れなり。

價値の起  
因に關す  
る諸學説

勞力説

『勞力説』Arbeitslehre oder Arbeitswerthorie とは、リカード、バスターヤを始め舊派の經濟學者並にロイド、ベルッス、マークス、ラッサル等新派の社會主義者の主張せる所にして、(註)財の上に加へられたる勞力こそ、財の價値を生むの母にして、勞力を要すること多きものほど、價値多く、其の之を要すること少きものほど、價値も亦少し、即ち勞力こそ、財の價値の高を決定する唯一の原因なりといふにあり。勿論、是等勞力説の内には、財の價値を定むる勞力を以て、直接其の財の生産に、現に使用されたる勞力のみを指すにあらざり、其の勞力を補助する一切の機械器具等の勞力をも含むものなれば、結局生産に費されたる現在の勞力の外に、過去の勞力の蓄積たる資本の功力をも含むものなりとの見解に出づるものあれど、リカードの如き畢竟するに、何れも、勞力を以て價値發生の唯一無二の原因となすに於て一致す。

註一 勞力説はリカード、バスターヤの如き個人主義者に主張せられ、マークス、ラッサルの如き社會主義者に賛同せられたるは、天下の奇觀なり。前者は勞力は價値を生むの母なるが故に、之を自由放任して以て益々其の發達を遂げしむべしと結論し、後者は勞力は價値を生むの母なるが故に、之を保護尊重して以て、勞力の結果の全部を勞働者に歸せしむ可しと結論す。同一の論據より出て、異種の論決を見る

に至れること、此の如きは古來稀なり。されど前者は國家萬能時代(即ち國家主義全盛の時代)の後に發せざるを思はざり、與に其の由て來る所を首肯し得べし。

勞力説の批評

此學説にして可ならむか、苟も勞力を加へたるものは、常に必ず價值を有せざるべからざると同時に、毫も勞力を加へざるものは、如何なるものも、價值を有せざるべき道理となる。更に切言すれば、同額の勞力は常に同額の價值を生み、異量の勞力は常に異量の價值を生み、勞力と價值とは常に必ず正比例せざるべからざる道理となりぬ可し。然るに實際に於て、世上幾多の事實は、之に反證を擧ぐるものなり。例令ば、家に傳はる大判小判の類の、一朝金價騰貴の結果、數倍の價值を有するに至れるが如き、神戸築港の結果、神戸附近の田畑の地價の上に數倍の騰貴を見るに至れるが如き、其他、自己の所有地に突然礦泉湧出し、自己の所有山に偶然金坑發見せられて、意外の價值を生ずるに至れるが如き、是れ皆勞力を加へずして、而も價值の發生せる適例なり。又數年十數年、苦心に苦心を重ねて、而も遂に機械を發明する能はずして終れるが如き、巨額の資本を投じ、多大の勞力を加へて、開墾事業に従事せるも、遂に一大失敗に終れるが如き、其他世間多く見る所の製造の失敗

企業の蹉跌の如き、是れ皆多大の勞力を加へたるに拘らず、價值の發生せざりし適例なり。更に又勞作の程度に於ては、全く同一なる同一人の製作品も、時好に投ずると否と、又は出來榮えの良否如何により、人も我も、之に向つて、全く異なる價值を認むる場合あるが如き、食事前の饗應たると、食事後の饗應たるとにより、同一の馳走の價值に、大なる相違を生ずるが如き、何れも勞力と價值とは、常に必ずしも一致せざるものなるを示すの適例なり。更に一步を譲て、價值の起因は勞力にありとするも、然らば其の勞力の價值は如何なる原因に基くものなるかの疑問、次で生ずべし。何となれば、勞力も亦價值を有するものなるべければなり。斯くて勞力説は到底價值發生の眞因を説くに足らざるを覺ゆ。

『生産費説』 Cost theory of value とは、ミル、ケリー等の主唱せる所にして、財の價值は、全く財の生産費に起因し、從て又生産費の高に、正比例するものなり、といふにあり。此説は一見する所甚だ可なるが如くなれども、更に詳細に吟味すれば、其の實囊きの勞力説を潤色せるものに過ぎざるを發見せむ。單に勞力と云へば、生産の要素は獨り勞力のみにして、土地資本全く之に與らざるが如く見え、頗る偏狹に失す

生産費説  
及其批評

るの嫌あるを以て、是等の三者を包含して、廣く生産に要せし諸費用、即ち生産費と改めたるに止り、同一思想の學說たること疑を容れず。從て又同一の批難を免れざる可し。即ち此說にして可ならむか、同額の生産費は常に同額の價值を生み、異量の生産費は常に異量の價值を生じ、生産費皆無なるものは價值も亦皆無なる可き道理となる。然るに世には生産費減少して價值却て増加し、生産費増加して價值却て減少する場合多々あるを如何せむ。例を紡績事業に取らむか、好景氣に際する事業擴張の結果、個々の綿絲の生産費は爲に益と減ずるも、個々の綿絲の價值は爲に益と増加す可く、之に反し不景氣に際する事業縮小の結果、個々の綿絲の生産費は爲に愈々増加するも、個々の綿絲の價值は爲に愈々減少す可し。

於是乎ケリーの如きは、更に一步を進めて『再生産費說』なるものを主張し、財の價值を起し、從て其高を決定するの生産費は、『元生産費』(Cost of original production) にあらずして、『再生産費』(Cost of reproduction) なりと云へり。されど此說は結果の後に原因を求むるものなるのみならず、再生産する能はざる財の價值の起因は到底之を説明するに由無らむ。且つ夫れ、世には巨額の再生産費を要しながら流行

再生産費  
及  
其  
批  
評

に後れ、時好に反するより、世人は勿論、再生産者自身も、亦遂に之に充分の價值を認むる能はざるに至るの事實あるを如何せむ(註二)。

註二 アダム・スミスは、凡て財の價值に使用價值と交換價值との別あるを認め、たれども、特に交換價值に重きを置けり。而してスミスは交換價值の由て生ずる所以を説いて曰く、凡そ財には『増加性の財』と『不増加性の財』とあるべし。不増加性の財とは『獨占財』(Monopoly goods) の謂にして、増加性の財とは其の然らざるものをいふ。次に不増加性の財の價值(交換價值)は、需要供給の理に發し、増加性の財の價值(自然價值)は其の財の生産費に發すと。  
由是觀之、流石にスミスは價值の起因を以て全然生産費に在りとは認めざりしが如くなれども、尙ほ全く生産費説を配する能はざりしを見る。されど不増加性の財の價值を以て需給の理に發するものとなせるの卓見は、次に説く所の慾望説を出すの基となりしこと、疑を容れざる也。

『慾望説』(Wants theory of value, Bedürfnistheorie) とは、財の價值は財に對する人の慾望に發し、從て又財に對する人の慾望により定るものなりとの説なり。獨逸に於てはゴッセン(Gossen)、英吉利に於てはゼボンヌ(Tevous) 先づ之を唱へ、次て澳太利學派のメンゲル(Karl Menger)、ホエームバウエルク(Böhm-Bawerk)、ウキーゼル(Von Wieser)

慾望説



獨逸學派のラウ、ワグネル、ブレンタノ、レキシス、Lexis、フックス、Fuchs、クラインツェヒテル等、近世の諸學者多く之に和す。而して吾人も亦大體に於て此説を信ずるもの也。

## 第二節 價値の意義

以上、價値の起因に關する古來の諸學説を通覽するに、之を勞力に歸するものあり、之を生産費に歸するものあり、又之を人の認識に歸するものある等種々様々なれども、畢竟するに、是等諸種の學説は、次記二種思想に分るゝものゝ如し。即ち

- 一 價値發生の原因を以て、物の性質物能に歸するもの
- 二 價値發生の原因を以て、人の慾望人慾に歸するもの

是れ也。前者は唯物論にして、後者は唯心論なり。而して吾人はその孰れをも否定せんとす。吾人は價値發生の原因を以て、獨り物の性質物能と稱すべきものにのみ歸すべからざるを信ずると同時に、又單に人の慾望人慾にのみ歸すべからざるを信ず。是れ蓋し慾望を喚起する能はざる物にして、價値ある可き道理無

きと同時に、物に慾望を充足し得る性質無くして價値生ず可き道理無ければなり。畢竟するに、價値なるものは、人の慾望其の物にもあらず、又物の性質其の物にもあらず、要は人と物との心理的關係にして、心理的關係に發し、心理的關係に動き、心理的關係に定るものと謂はざるべからず。而して經濟學上所謂る物とは、即ち財の謂にして、人の慾望を充足し得べき一切の物を稱して財と名け、人の慾望を充足し得べき財の此性質を稱して『功用』*Utilities, Nützlichkeit od. Brauchbarkeit* と名け、財の功用に對する人の主觀的認識の程度を稱して、價値とは、いふなり。

斯く言はゞ、此説は單に慾望説と名くべきものにあらざるが如くなれども、更に細に觀察するときは、必ずしも其の然らざる所以を發見せむ。夫れ價値は財の功用と之に對する人の慾望に發するものなれども、其の間自から輕重の差存す。即ち慾望は主にして、功用は従たるものなり。何となれば元と財の功用なるものは、人の慾望を充足し得可き財の性質なるが、財に此種の功用存するも、其の人之を欲せず、又は其の人之を認めざるに於ては、其の人に取ては、他人は初より其の功用無きものと等しき結果を生ずべく、從て價値の大小は必ずしも功用の大小に比例せ

ざれども、價値の大小は常に必ず、慾望の大小に比例す可く、更に詳言すれば、功用大なるも慾望小なるときは價値亦小なるに、功用小なるも慾望大なるときは價値亦大なる可ければなり。

功用と價値

斯くて物能と人慾とは、價値發生の原因たるに於て、輕重の差あるを知ると同時に、財の功用と財の價値とは、決して同一物にあらざるの理を首肯し得たれども、是等の點、殊に財の功用の價値との區別關係に就ては、學者により、見解を異にすべく、從て議論多きところなるが、更に改て其の理を詳説せむ。凡そ宇宙天地の間の物は、皆自然に又は人爲により、其の物を通じて生ずる諸種の作用あり。而して此作用の内には、人生に有用有利なる作用あり、人生に無用有害なる作用あり。人生に有用なる作用とは、其の實人類の慾望を充足し得可き作用なり。然るに人類の慾望は、人類生活の各方面により、多種多様なるが故に（註三）、之を充足し得べき物の作用の種類即ち有用も亦多種多様なるが、茲には専ら人類の經濟的慾望を充足し得べき財の作用に就て論ぜんに、凡て財には此の如き作用あり、此の如き作用あるが故に、財となるなり。之を以て既に財たる以上は、財には常に人類の慾望即ち經濟的慾望を充

足し得べき作用あり、從て又人類の慾望を充足し得べき性質 Capacity or Quality を備ふるものなるが、財の功用とは、此の如き人類の慾望を充足し得べき財の性質をいふなり。例令ば、飢を醫する米の功用、酒を醸す米の功用、病を醫する藥の功用、電氣を起す水の功用の如し。而して財の價値とは、此の如き財の功用に對する人の主觀的認識の程度をいふ。されば水には常に電氣を起すべき性質を備へ、從て電氣を起す功用即ち物能あるも、其の之れあるを悟らざりし時代には、水には此種の價値を認められざりしなるべく、藥には常に病を醫するの功用あるも、病ざる人は、其の功用を感じざるべく、病むこと多き人ほど、其の功用を認むること多かるべく、又飢たる人には、飢餓たる程度に應じて、米の功用を認むること多く、從て價値多かるべきも、飢ざる人には、飢ざる程度に應じて、米の功用を感じ難く、從て價値少かるべく、更に又酒を好む人には、酒の功用多く、從て酒の價値多く、酒を好まざるものは酒の功用少く、酒の價値少し。斯くて等しく之れ一流の水、一服の藥、一合の米、一升の酒なるが故に、何れも同一の功用を有するものなれど、其の之に對する人の異なるにより、其の價値は有無大小の差異を生ずべし。即ち一定の財の功用は常に一定なれど、一

定の財の價值は、人により、場合により、千變萬化すべし。財の功用は、物に附着の性質なれど、財の價值は、人に附隨の關係なるべく、財の功用は、客觀的のものなれば、財の價值は、主觀的のものなるべく、又財の功用は、普遍性のものなれど、財の價值は、區別性のものなるべし。之を要するに、財の價值は、其人に取つて、其の財の財たる分量若くば、程度をいふ（註四）。更に言ひ換ふれば、財の價值は、財の功用、其の物に非ずして、人が功用ありと認むる程度をいふ。是れ金時計の金時計たる功用は、常に同一なれど、金時計の價值は、之に對する人の百姓たると、紳士たるとにより、大差あるべく、既に一個の金時計を有する紳士たると、未だ之を有せざる紳士たるとにより、大に異なる所以にして、男子の喜ぶ葉卷煙草は、女子之を願ず、女子の欲する櫛笄には、男子之に一顧をも與へざる所以なり。

註三 凡そ人生には、其の方面の異なるにより、諸種の慾望あり、從て又價值にも種類多く、學問上の價值、宗教上の價值、政治上の價值、軍事上の價值等、一々枚舉に遑あらざる程なるが、經濟學上研究の對象たるものは、經濟的慾望なるが故に、主として之に基き發する價值も亦其の實「經濟的價值」Economic value なるなり。本書に於て、單に價值と稱するもの、全く此類の價值に外ならずと知るべし。

註四 ワゲネル曰く、「財の性質にして、吾人々類の慾望を充足せしめ得るものは、之を名けて財の『功用』Bruchbarkeit or Nützlichkeitsといふ。而して若し此の如き財の功用を主觀的に認識せば、茲に財の『價值』Worthなるもの生ずるなり。之を以て客觀的に云へば、價值とは價值を有する其の物の謂にして、此場合に於て價值と財とは自から同一觀念となるべし」と（Wagner, Lehrbuch I. S. 328）。ルヨ・ブレンタノも亦曰く、「價值とは財の財たる分量をいふ」Unter Wert verstehen wir das Mass oder den Grad in dem etwas ein Gut ist。されど價值を有するものは、獨り財のみに限らず、彼の「人又は物に對する關係」並に「人の勞力」の如き所謂準財は勿論、其の他の物と雖も亦價值を有すべければ「財は必ず價值を有すれど、價值を有するもの必ずしも財にあらず」Darin sind wohl alle Güter auch „Werte“ aber nicht alle Werte „Güter“とのフョクスの言も亦大に味ふべき也（G. J. Fuchs, Volkswirtschaftslehre, S. 8）

### 第三節 限界功用説

以上論ずる所により、吾人は、財の功用と、財の價值とは、全然別物なること、財の價值は、財の功用と、之に對する人の慾望とに發するものなること、並に是等二箇の原因の内、慾望は主にして、功用は従たることを首肯しぬ。斯くて財の價值は、主とし

て之に對する人の慾望に定るものなるが、元と人の慾望なるものは、充さるるに従て減少し、充されざるに従て増加するものなるの理を知らば、一定の財に對する一定の人の慾望は、其種の慾望を充足する財の分量に反比例して定るものなりと謂はざるべからず。従て又同一人に對する同一財の價值は、其の人に對する其の財の分量に反比例して定るものなりと謂はざるべからず。此理を明瞭ならしめむと企てたるもの之を限界功用説となす。

抑も限界功用説なる者は、千八百七十年代に於て、英吉利の人ジェヴォンス J. S. Mill、フランスの人メンガー K. Menger、瑞西の人ワルラ Walras の三人により、期せずして殆ど同時に唱道せられたるに始る。今其説の大要を紹介せむに、曰く、元來、財には其數量の絶對的數量たる、と相對的數量たる、とにより、二種の功用の別生ず。即ち

一 全部功用 Total utility, Totalnutzen

二 部分功用 Partial utility, Teilnutzen

是れ也。「全部功用」とは、一種の財の全體の功用をいひ、「部分功用」とは、其の財の各部分の功用をいふ。茲に一石の米ありとせむか、其の米の全部功用とは、一石

限界功用説

の米の吾人の口腹の慾を充すの功用をいひ、其の米の部分功用とは、其の内一升の米又は一合の米の吾人の口腹の慾を充すの功用をいふ。而して財の功用とは、人の慾望を充足し得可き財の性質なるが故に、財全體の此種の性質に變化無きも、慾望は充さるるに従て、其の程度減じ、充されざるに従て、其程度増進するより、米の全部功用には變化無きも、米の部分功用には常に大なる變化を生ずべし。(一)今茲に饑餓に瀕せる乞食ありて、偶一椀の飯を得たりとせんか、彼は之れに依りて、幸に餓死を免がるが故に、其一椀の飯は、彼に取つて最大の功用を有するものと謂ふ可し。然れども、唯一椀の飯にては、未だ空腹を醫するに足らざるを以て、更に第二に一椀の飯を得ば、之れをも喜んで食すべしと雖も、之を最初の一椀に比すれば、等しく一椀の飯たるも、そが乞食の慾望を充すの功力即ち功用に於ては劣る所あるべし。次に第三の一椀を得るに及んでは、更に其の功用を減ずべく、斯くて第四の一椀、第五の一椀と順次に得るところ、多きに從ひ、空腹の程度を減ずるが故に、飯に對する慾望の程度を減すべく、飯に對する慾望の程度を減ずるが故に、之を充すべき飯の功用の程度も亦減すべく、假りに第五の一椀を食するに及んで、全く飽滿し、最

早其の以上到底食する能はずとせば、假令第六の一椀を得ることあるも、之に對しては、毫も慾望を感せず、從て又第六の一椀の飯は、全く功用なきものとなる。斯くて、合計五椀の飯を以て、乞食の空腹を充したりとせば、乞食の空腹を充せる五椀の飯の全部の功用即ち全部は一なれども、其の内の各一椀の飯の功用即ち部分には、大差あるを知るべく、又孰れも等しき一椀の飯なれども、其の功用即ち部分は最初の部分に最も大にして、漸次減少し、最後の部分に最も小なるべく、其の以上の一椀は、遂に全く無功用のものたるべきを知るべし。(二)又水は吾人日常の生活上一日も缺く可からざるものなり。之を以て、一朝非常なる旱魃に際し、水の量非常に減じ、僅に各人の渴を醫するに止るに於ては、其の非常に貴重にして、其の功用非常に多く、其價值亦非常に大なる可し。次に降雨數日、水量漸く加はり、以て飲料に供するに足る可く、以て炊事に供するに足る可く、以て洗濯に供するに足る可く、遂に沐浴に供するに足るに至らむか、水の功用漸く減じ、水の價值漸く小なるに至る。更に降雨打續き、水量一層増加せむか、遂に門前の打水にも供す可く、庭前の噴水にも供す可く、斯くても尙ほ餘り多きが故に、自然に流れ去るに委すまでに至らむか、水の功用

は大に減少し水の價值は遂に皆無となる。而も降雨尙ほ歇ず、河水大に漲り、堤防遂に破壊するに至らむか、田園爲に流失し、人畜爲に死傷し、水の功用、從て水の價值は獨り絶無なるに至るのみならず、今は却て大害を醸す可し。(三)次に人あり、新に洋傘を買入れむとするに方り、一本一圓にて一先づ買約整へりとせむ。其の際、今一本餘分に購入せむことを要求せられむか、誰れしも一本の洋傘を必要とするも、二本を必要とせざれば、豫備の爲に更に一本合せ買ひ置くとするも、此度は、一本一圓づゝの割合にて肯ぜざるべく、一本八十錢の割合なれば、初て買約整ふべし。更に相手の商人が、今一本、合せて三本買入れんとを要求したりとせむか、此度は二本までも餘分を買ひ置くは、不必要なるべきにより、強て購入を求めらるれば、一本五十錢づゝの割合とすべしと答ふるに至らむ。乃ち知る、等しく是れ一本の洋傘なるも、一本以上の洋傘は、必ずしも必要とせざれば、一本以上なるに従ひ、必要の度減じ、功用減じ、價值減すべく、又二本の洋傘の内、若くば三本の洋傘の内、何れの一本を用ゆるも、同じことなれば、何れの洋傘も、皆與に價值減じ、從て順次一層安き平均直段によるにあらざれば、二本又は三本の購入を肯ぜざるに至るなり。一本の洋傘

の全部功用よりも二本の洋傘の全部功用の方多かるべく、二本の洋傘の全部功用よりも三本の洋傘の全部功用の方多かるべきは、言を俟ざれども一本のみなるべきの一本の功用と、一本を得て後の一本の功用と、二本を有する後の一本の功用といふが如き、各部分功用には大差あるべし。斯くて一本一本の部分功用は、其の本数の増加に反比例して漸減すべく、従て最後の一本の部分功用は、常に最小なると同時に、何れの一本を使用するも、同一なるが故に、何れの一本も、最後の一本の部分功用と等しき最小なる功用を認めらるるに過ぎざることとなり、従て生ずる最後の一本の部分功用に基く最小價值が、各洋傘の價值となり、一本のときは、一圓なるものも、二本のときは、何れも八十錢づつとなり、三本のときは、何れも五十錢づつとはなるなり。以上三種の例示により、吾人は

- 一 財の功用には、財の全部としての功用即ち全部功用と、一部としての功用即ち部分功用との別あること
- 二 同一財の全部功用は常に同一なれども、各部分功用は常に同一ならざること

三 財の功用は、最初の部分に最大にして、最後の部分に最小なること

四 財の最後の部分功用は、常に財の價值を決定するものなること

てふ四大事實を發見すべしと。世之を稱して『功用漸減の法則』Law of diminishing utility と名け、又財の最後の部分功用即ち『限界功用』Marginal utility, Grenznutzen は財の價值を決定するものなりとの斷定に基き、一名之を稱して『限界功用説』Theory of marginal utility, Theorie des Grenznutzens ともす(註五)。

註五 『限界功用』の文字に就ては、學者により一定せず。ジェウォンスは之を『最終功用』Final utility or Terminal utility と名け、メンゲルは之を『限界功用』Das Grenznutzen と稱し、グーゼルは之を『最小功用』Das Kleinste Nutzen と命じ、ワイシヤルは又メンゲルの説に従ふて之を『限界功用』Marginal utility と稱す。

#### 第四節 限界價值説

以上論ずる所により、吾人は功用漸減の法則一名限界功用説の概要を會得しぬ。此説たる、今や多數の學者の間に容認せられ、經濟學上の定説として尊重せらる。されど吾人は之に對して少しく異論無き能はざるなり。夫れ財の功用は物に附

着の性質なれば、一定の財の功用は常に一定ならざるべからず。五合を食せる後の一椀の飯も六合を食せる後の一椀の飯も、百石の内の一升の水も、一斗の内の一升の水も、既に洋傘一本を有せる上の一本も、未だ之を有せざるときの一本も一椀の飯、一升の水、一本の洋傘たる財の功用は常に同一なり。唯夫れ之に對する人の既に五合の飯を食せる人たると、六合の飯を食せる人たるとにより、百石の水を有する人たると、一斗の水しか有せざる人たるとにより、既に一本の洋傘を有する人たると、未だ之を有せざる人たるとにより、是等各種の財に對する慾望の既に充足されたる程度、若くば充足さるゝを要する度合を異にするが故に、等しく一椀の飯たり、同じく一升の水たり、與に一本の洋傘たる同一財に對して感ずる慾望を異にすべく、從て其の上に認むる價值を異にすべきのみ。財の功用は、財の性質に基くものなれば、財の性質にして變化なき限り、財の功用にも亦變化なけれど、財の價值は人の慾望に發するものなれば、財の性質に變化なく、從て財の功用に變化なきも、之に對する人の慾望の増減により増減すべし。而して一定の場合に於ける一定の慾望は、充さるゝに從て減少し、充されざるに從て増加するものなれば、一定の財

に對する一定の人の慾望は、既に獲得せる其の財の分量又は獲得し得べき其の財の分量に反比例して定るべく、從て又一定の人に對する一定の財の價值は、既に獲得せる其の財の分量又は獲得し得べき其の財の分量に反比例して定る可し。由是觀之、財の各部分により、相違を生ずるは、財の功用にあらずして、財の價值のみ。詳言すれば

- 一 財の價值には、財の全部としての價值即ち『全部價值』Totalwertと一部としての價值即ち『部分價值』Teilwertとの別あること
- 二 同一財の全部價值は、常に同一なれども、各部分價值は常に同一ならざること

三 財の價值は、最初の部分に最大にして、最後の部分に最小なること

四 財の最後の部分價值は、常に財の價值を決定するものなること  
てふ四大事實あるのみ。從て又限界功用説にあらずして、『限界價值説』のみ。功用漸減の法則にあらずして、『價值漸減の法則』のみ。唯夫れ此法則や、一定の財を前提とし、一定の人を前提とし、一定の場合を前提とし、結局、財の分量以外の一

切の事情を、一切同一なりと看做すに於て、初て適用さるべきものたるを忘るべからず。

斯くて吾人は世に功用漸減の法則なるものなく、そは其の實價值漸減の法則なる旨を會得しぬ。されど翻て考ふるに、功用漸減説と唱へ、價值漸減説と稱し、其の間の見解を異にする所以のものは、畢竟するに、財の功用に關する觀念を異にするが爲めなり。惟ふに、財の功用とは人の慾望を充足し得べき財の性質なるが、之を財の此種の性質物即ち能よりのみ判斷すると、此種の性質に對する人の慾望より判斷するとにより、財の功用に、二種の觀念生ず。其の一は財の「客觀的功用」Objective utility にして、其の二は財の「主觀的功用」Subjective utility なり。即ち第一種の功用は、財の性質若くば其が人類の經濟的生活に對する作用に就て判斷するより生ずる觀念なり。此點よりすれば、人類の經濟的生活に有用なる物なるが故に、功用あるものあり、人類の經濟的生活に無用なる物なるが故に、功用なきものあり、大に有用なる物なるが故に、大に功用あるものあり、少しく有用なる物なるが、少しく功用あるものあるべし。斯くて此種の功用は、各財に就き、絶對に定るべく、一般に決定

客觀的功用  
主觀的功用

するものなるが故に、之れを財の「絶對的功用」Absolute utility 又は「一般的功用」General utility とも名く可し。第二種の功用には、此種の功用により充足さるべき個人の人々の側より觀察するにより生ずる觀念なり。此點よりすれば、人々により其の慾望に有無大小の別あるを以て同一の財從て同一の財も、甲なる人には、有用なるが故に、功用あり、乙なる人には、無用なるが故に、功用なく、一の場合には、大に有用なるが故に、大に功用あり、他の場合には、少しく有用なるが故に、少しく功用ありといふが如き、相違を生ぜむ。斯くて此種の功用は、第一種の功用の如く、絶對的に定るにあらずして、相對的に定るものなるべく、又一般的に決定するものにあらずして、關係的に變化するものなれば、之を財の「相對的功用」又は「關係的功用」Relative utility とも稱すべし。

斯く解せば、財の功用には、二種の別存する事となるが、功用漸減論者の所謂功用は、此内の第二種の功用即ち主觀的功用の意に外ならず。此事たる例令ば彼のジェヴォンス、セリグマン等の如き、熱心なる功用漸減論者の所謂功用又は「經濟的功用」Economic utility なるものの意義に徴して明なる所なり(註六)。財の功用なるものは、其

主觀的功用  
客觀的功用



實、財の主觀的功用なるに外ならずと解せむか、斯かる財の功用は、慾望の有無増減に應じて、有無増減すべき相對的功用となり、關係的功用となるのみならず、慾望は充さるゝに従て、減少するものなるが故に、同一の財の各部分功用に差異を生じ、限界功用説は、徹頭徹尾何等の矛盾に陥らずして、成立すべく、又財の功用にして、主觀的のものなること、恰も彼の價値の如くなりと解せば、價値漸減説の成立するが如く、同一の理により、功用漸減説も亦成立すべし。されば、功用漸減か、將又價値漸減かは、全く功用の意義に關する見解に分るゝものにして、而も功用には、前述の如く、是等二種の觀念を附し得られざるにあらざるべく、二種孰れを採るも、各一理を有するものなるが故に、限界功用説必ずしも排斥すべきにあらず。唯夫れ、限界功用説にして、功用なるものを主觀的のものと解せば、同じく主觀的のものたるべき價値之は功用漸減論者も容認する所との間に、如何なる區別を認むべきか。其の間の區別を認むること、甚だ困難にして、現に前記諸學者の著書に就き、其の限界功用説を論ずる一節に入らば(註六)、功用と價値との意義、甚だ不明瞭にして、功用と記せる部分を價値と改むるも、價値と書せる部分を功用と改むるも、全く同一の觀念となるもの、比々皆然

りとなす。之を要するに、限界功用説は、其の根本義に於て、決して誤謬なるにあらず、正しく一大真理にして、又實に經濟學上に於ける一大定則と稱すべきものなれど、此場合に於ける財の功用は、即ち主觀的功用にして、從て、其の意義に於て、財の價値と相異ならざるものなりと知るべし。

註六 *Jevons, Theory of Political Economy, 4. ed., 1911, chs III—Seligman, Principles of Economics, 3. ed., 1908, ch. XII, § 73*

次に一言注意すべきは、限界價値の限界限界功用論者の所なるものには、普通一般の限界なる意味の限界の外に、二種の特別なる意味を有する限界なるものあること、是れなり。今其の所以を説明せんに、凡そ財は其の量増加するに従ひ、之に對する慾望減少し、遂に全く之れなきに至らば、其の以上の財は、全く價値なきものとなる可く、而も最後の部分價値は、其の種の各財の價値を決定するものなるが故に、一切の財は、一切價値なきものとなり、財たらざるに至る。故に之を財の『價値の絶對的限界』 Absolute margin of value と名く。是ぞ即ち物の財たると、財たらざるの限界にして、換言すれば、自由物たるか、經濟物たるかの限界なるべく、從て又經濟界に入る

價値の絶對的限界  
對的限界  
相對的限界  
絶對的限界

べきか非經濟界に入る可きかの限界なりと謂ふ可し。次に此限界に達する迄の間に於ても、財は其の分量の増加するに連れ、其の價值を減ずべく、遂に或る限界價值まで下る時は、其の財の限界價值は、他の財の限界價值と全く同一價值となり、無差別となり、即ち『無差別限界』Margin of indifference に達すべし。此の限界より更に一步にても下るときは、却て他の財の限界價值の方優るに至るを以て、此の財を捨つるも、彼の財を取らんとし、又は此財を與へて、彼の財を得んと欲するに至る。例令ば一家飢餓に瀕せん時は、一斗の米は最大の價值を有すれど、更に一斗を得又更に一斗を得る時は、其得る事多きに從ひ、各一斗の米の價值減じ、二斗を得て後の一斗を必要する程度は、一着の衣服を必要とする程度即ち一着の衣服の價值と、差別なきに至るべく、されば三斗を得て後更に一斗の米を得ば、夫よりも寧ろ一着の衣服を選ぶべく、從て米一斗を與へても、衣服一着を求めんとするに至るが如し。斯くて如何程必要なる財も、其の量の増加し行くに連れ、其の價值を減じ、遂に他の財の限界價值と無差別なる限界に適し、其の限界より更に一步下る時は、忽ち他の財を選ぶに至る。財の交換行はるゝは、全く其の財の價值が此種の限界又は其の以下に下るが爲め

なるに外ならず。而して此限界を『價値の相對的限界』Relative margin of value 又は『價値の經濟的限界』Economic margin of value と名く。

之を要するに、財の品質に於て變化なく、又其の之に對する慾望の分量にして變化なきとき、即ち一定の財と、一定の慾望を前提とするときは、財の價值は財の分量の増加に反比例して、漸次減少し遂に全く價值なからんとし、從て財たらざらんとする絶對的限界に達すべく、又それまでに至るの間に於て、他の財の價值と選ぶなき相對的限界に達すべし。彼は財の『絶對的限界價值』Absolute marginal value にして、此は財の『相對的限界價值』Relative marginal value なり。一切の財には、常に是等二種の限界價值あるべき道理にして、而も是等二種の限界價值たる、其の財の品質に於て、將又其の之に對する慾望の分量に於て、變化なきときは、變化なかるべき性質のものなり。

斯くて一定の慾望を有する一定の財には、其の分量の増加に伴ふて、二種の特別なる意義を有する限界價值を生ずべき道理なるが、之を外にして一定の慾望を有する一定の財の一定の分量には、其の分量に應じて常に箇々に定るべき一般的な

る限界價值あるべし。而して此種の限界價值たる、普通所謂限界價值にして、それが偶、彼の相對的限界價值又は絶對的限界價值に當ることあるべけれど、又當らざることもあるべければ、此種の限界を前二種の限界に對して、『價值の一般的限界』(General margin of value) と稱すべく、從て又此種の限界價值を、前二種の限界價值に對して、『一般的限界價值』(General marginal value) と名くべし。而して是等普通一般の限界價值たる、それが偶然にも、彼の相對的限界價值又は絶對的限界價值に當る場合なる否とを問はず、常に一般に最後に充足せる慾望の強度に定るものなり。而して同一の財たる以上、其の財の何れの部分を最後に廻すも、皆同一強度の慾望を充足するに過ぎざれば、如何なる場合に於ても、最後の部分價值即ち限界價值なるものが、其の財の『價值の單位』(Unit of value) を定むべし。之の故に、財の價值は、其の財の各部分價值の合計たる、全部價值に定るにあらずして、其の財の限界價值たる、其の財の價值の單位に、其の財の各部分の箇數を乗じたる積より成るものと知るべし。

## 第五節 價值の種類

### 第一款 使用價值と交換價值

凡て一切の財に二重の功用あることは、先哲アリストトロン Aristotle (B. C. 384—322) 既に早くも之を認たり。氏は曰く、一個の靴は常に二様の功用ありぬ可し。其の一は、以て足を掩ふてふ功用、即ち履物としての靴の功用なり。其の二は、依て以て他の財と交換し得るてふ功用、即ち交換資料として靴の功用是れなりと。然り、財には常に此の如き二種の功用あるべし。前者は財の『技術的性質』(Technische Natur) より生ずるものにして、後者は財の『經濟的性質』(Ökonomische Natur) より發するものなり。されば是等二種の財の功用に基き、こゝに財の價值にも亦自から二種の別を生ず。其の一は、直接に人の慾望を充足し得る財の功用に對する人の主觀的認識の程度、其の物にして、之を財の『使用價值』(Value in use, Gebrauchswert) と名く。其の二は、他の財と交換し得る財の功用に對する人の主觀的認識の程度、其物にして、之を財の『交換價值』(Value in exchange, Tauschwert) と稱す。之を以て、交換價值

使用價值  
と交換價值

使用價值  
と交換價  
値の關係

なるものは依て得らるべき他の財の使用價值にて定るものと謂ふ可し。  
元來慾望なるものは全然主觀的のものなり。從て慾望に基きて發する價值も亦全然主觀的のものなり。從て價值の一種たる使用價值も亦更に全然主觀的のものなり。既に使用價值にして、全然主觀的のものなりとせば、同一財に就ても、其の使用價值は、其の之に對する人の異なるにより、其の財の量の異なるにより、異なるべきや論無し。甲は食物を過分に有すれど衣服無く、乙は衣服を過分に有すれども食物を缺くとせむか、甲の食物に對して認むる使用價值小に、衣服に對して認むる使用價值大なるべく、之れに反し、乙の衣服に對して認むる使用價值小に、食物に對して認むる使用價值大なるべし。斯の如く同一の財に就ても、その之に對する人の異なるに従ひ、又同一の人に就ても、財の量の異なるに従ひ、その之を認むる使用價值即ち限界的  
使用價值に多大の相違を生ずべし。於是乎、甲は食物を提供して衣服を得むと欲し、乙は衣服を提供して食物を得むと希ふ。是れ甲乙兩者の間に食物と衣服との交換即ち限界的  
價値の交換起る所以にして、又食物には依て衣服を得るの價値、衣服には依て食物を得る價値、即ち食物並に衣服の交換價值生ずる所以なり。而も此際

使用價值  
と交換價  
値の消費

生ずる食物の交換價值は、依て得べき衣服に對する甲の使用價值により定り、又衣服の交換價值は、依て交換し得べき食物に對する乙の使用價值により定まるものなれば、或る財の交換價值を有するに至るは、事全く其の財が使用價值を有し、從て他の財と交換し得べき性質を備ふるを以てなり。されば、交換價值と稱するも、其の實使用價值の化身にして、人の慾望を充足し得る財の功用を直接に、其の財に就て認識するより、使用價值生じ、間接に他の財を通じて認識するより、交換價值生ず。即ち一は財の直接使用に依て生ずる『直接使用價值』*Unmittelbarer Gebrauchswert*にして、他は財の間接使用に依て生ずる『間接使用價值』*Mittelbarer Gebrauchswert*たるの相違あるのみにして、結局與に使用價格たるに於て一なりと謂ふ可し。  
由是觀之、財の使用には二種の方法ありて、一は『直接の使用』即ち單純  
なる使用にして、他は『間接の使用』即ち交換  
なりなり。直接使用の功用を認むるに於て、直接使用價值生じ、間接使用の功用を認むるに於て、間接使用價值生じ、前者は使用價值と稱せられ、後者は交換價值と名けらる。されば、使用價值といひ、交換價值といひ、畢竟するに同一價値の兩面に過ぎざれども、使用價值は消費に基て發し、交換價值は交換に基て起

る。然るに、其の昔、非交通經濟時代に於いては、生産と消費との外、絶て交換起らざりしを以て、財の使用法は唯單に財の『直接の使用』にのみ限られ、從て此時代には直接使用價值の外、間接使用價值生ずるに由無く、價值は、獨り使用價值にのみなりしが、降て交通經濟時代に入るに及て、茲に初て交換起り、財の使用法には、財の直接の使用の外、更に財の間接使用起り、從て又財の價值には使用價值の外、更に交換價值をも見るに至れり。勿論、交通經濟時代に入ての後も、當初は所謂る物々交換經濟時代なれば、交換は尙ほ生産の主たる目的にあらず、從て使用價值は主にして、交換價值は從たるの地位にありき。然るに其の後ち貨幣經濟時代に入り、更に信用經濟時代に進むに及ては、交通經濟組織益、發達して、一切の生産は一切交換を目的とするに至りたれば、即ち市場生産時代交換價值は次第に社會に重きを加へ、使用價值と交換價值とは、遂に主從其の位置を轉倒して、交換價值こそ主なる價值とはなりぬ。之を要するに、交換價值なるものは、一個の歴史的產物にして、何れの國、何れの時代に於ても、昔より存在せしものにはあらで、使用價值に發し、使用價值と對立し、遂に使用價值をも凌ぐに至りしものなる也。

使用價值  
と交換價值  
は異名  
同體

斯くて交換價值なるものは、使用價值に發し、使用價值と對立し、遂に使用價值をも凌ぐに至りしものなれども、元と使用價值の基礎の上に發生せしものなれば、萬一交換のこと無く、又是れあれども、自分の外、誰しも其の財の使用價值を認めず、從て交換を欲せざるに於ては、遂に交換價值生ずるに由無けむ。之を以て、交換價值あるものは、常に必ず、使用價值ありと斷すべけむも、使用價值あるものは常に必ず、交換價值ありと斷すべからず。されば、今日に於ても、交換價值は、使用價值を、離れて存在せず、存在する能はず。畢竟するに、使用價值といひ、交換價值といひ、實は、異名同體のものにして、孰れも同一財の限界價值に就て、定り、唯其の働きに於て、直接間接の差あるのみ。

然るに世に一派の學者ありて、使用價值と交換價值とは全然別種の價值なりと説く。其の主なるものは、アダム・スミス其の人なり。其の言に曰く、凡そ使用價值大なるものは、交換價值小に、交換價值大なるものは、使用價值小なり。現に水は、使用價值大なれども、交換價值小に、金剛石は、交換價值大なれども、使用價值小なりと (Adam Smith, Wealth of Nations, Book I, Ch. IV)。而して此説は、其の後リカード・ブロン

スミスの  
使用價值  
と交換價值  
は別體  
異名

ドン Broudon 並にマルクスによりても、亦繼承せらる。此說果して信ならむには、一の財の使用價值と交換價值とは全く別物にして、交換價值は使用價值を離れて別に獨立に存在し得るものと謂はざるべからず。されど吾人は到底此說に服する能はざるもの也。其の故如何といふに、スミスの此說を爲すや、二個の誤謬に陥れるあるを見る。元來吾人が物の比較を爲すに當て、常に忘るべからざるの前提は

- 一 特定の量に就て
- 二 特定の人により

判定を下さざるべからざること是れなり。然るに今スミスの所說を讀むに、スミスは其の使用價值を論ずる場合と、交換價值を論ずる場合とに於いて、比較物の分量と、比較者の人格とを異にするを見る。即ちスミスは、水の使用價值を論ずる場合と、水の交換價值を論ずる場合と、その比較する水の分量を異にし、金剛石の使用價值を論ずる場合と、金剛石の交換價值を論ずる場合と、その金剛石に對する人格を異にす。スミスが水の使用價值大なりといふ場合は、其の水の分量の比較的小

なることを前提とし、水の交換價值小なりといふ場合には、其の水の分量の比較的大なる事を前提とす。斯く比較の分量を異にせむには、水の交換價值は小にして、水の使用價值は大なりと断定し得可けむも、與に同一分量の水を取て比較せむには、其然らざるを發見すべし。即ち與に一合の水ならむか、其の水は非常に貴重にして、從て其の使用價值も大なるべく、其の交換價值も亦大なるべし。之に反し、與に非常に多量の水ならむか、其の水は交換價值至つて小にして或は全く之れ無からむ。されど非常に多量の水は、其の使用價值も亦小にして、或は全く之れなきに至ること、前記限界價值の理に徴して明なり。次にスミスが金剛石の交換價值大なりといふ場合は、其の之に對する人の貴婦人なることを前提とし、金剛石の使用價值小なりといふ場合は、其の之に對する人の家婢の類なることを前提とせるものなり。斯く其の之に對する人、其の之が價值を判斷する人格を異にせむには、金剛石は交換價值大にして使用價值小なりと論斷し得べくむも、與に同一の人又は同一社會階級の人より見るときは、其の然らざるを發見せむ。與に等しく貴婦人ならむか、金剛石は其の人の社會上の地位よりして、非常に有用なるべく、從て其の

使用價值も大なると同時に、其の交換價值も亦大なるべし。之に反し、與に等しく家婢の類ならむか、金剛石は更に必要無きを以て、其の使用價值も小なる可く、從て其交換價值も亦小なるべし。之を要するに、スミス一派の此の種の見解は全然誤謬にして、使用價值と交換價值とは同一價値の兩面に過ぎざるの理を知らざるの罪に座するもの也。

### 第二款 主觀的價値と客觀的價値

近時、澳太利學派を始め、一派の經濟學者間に、價値には尙ほ一種の種別ある旨を説くものあり。何ぞや曰く

一 主觀的價値 Subjective value, Subjektiver Wert

二 客觀的價値 Objective value, Objektiver Wert

是れ也。今、其の説を聽くに、凡そ財には外界に向て一定の功果を生ぜしめ得可き能力あるべし。石炭の火力、石油の光力、食物の養力、鹽の防腐力、酒の興奮力の如きは即ち其の例にして、之を財の『客觀的價値』と名け、若し之を認識するときは茲に財の『主觀的價値』生ずといふにあり。

主觀的價値  
と客觀的價値

其批評

されど價値には果して此の如き二種類存す可きか。若し之ありと言はざるは、其の意義を誤解せる者なり。其の故如何といふに、元と價値なるものは人對物の關係に發するものなれば、人を離れて價値存せず、價値は常に主觀的のものなるなり。若し夫れ論者の所謂客觀的價値なるものに至ては、夫は價値にあらずして、價値發生の一原因たる物能のみ、未だ之を以て直に價値と稱する能はざる也(註七)。

註七 ボーーム、バウエルクを初め、フキン、ボウキチ等は主觀的價値と客觀的價値との外に、

更に主觀的價値には

一 主觀的使用價値 Subjektiver Gebrauchswert

二 主觀的收益價値 Subjektiver Ertragswert

三 主觀的交換價値 Subjektiver Tauschwert.

の別ありとし、同しく客觀的價値にも亦

一 客觀的使用價値 Objektiver Gebrauchswert.

二 客觀的收益價値 Objektiver Ertragswert.

三 客觀的交換價値 Objektiver Tauschwert.

ありとせり (Hahn-Haenke, "Wort", in Hdw. d. Stw. Bd. VII; Philippovich, Grundriss, I. Teil 6. Anl. s. 210-211)。されども本文に於て論ずる所の如く、價値は常に主觀的價値のみにして、客觀的價値なるもの無しとせば、是等幾多の種別も畢竟するに無意味のものたる

や論無けむ。

特殊價值  
と一般價

更に一種の論者ありて曰く、價值は元來主觀的のものなり。されど其の主觀的のものなるより、同一の財の價值も人により差異ある可く、又同一人に於ても時と場合により差異ある可し。されば、同一の財に就ても、個々の人の認むる價值以外に、一般に認めらるゝ價值ある可し。彼は「特殊價值」Special valueにして、之は「一般價值」General value なり。彼と此とは必ずしも一致するものにあざれば、彼を稱して「主觀的價值」と名け、之を稱して「客觀的價值」と稱す可しと。

其批評

主觀的價值並に客觀的價值にして、此の如き意義を有するものならむには、吾人と雖も其の之れあるを否定せざるべし。されど、此種の客觀的價值なるものも、其の實主觀的價值より發生せるものにして、主觀的價值を離れて、單獨に成立する能はざるものなり。即ち諸々の主觀的價值の綜合價值にして、又諸々の主觀的價值の平均價值とも稱す可きものたるべく、結局、主觀的價值の變形のみ、融合のみ。未だ之を以て價值に二種の別ありと斷ずべからず。若し強て此種の區別觀を設けむと欲せば、吾人は寧ろ次に記する所の「個人的價值」「社會的價值」の名を以て

個人的價值  
と社會的

するの優れるあるを信するものなり。尤もセリグマンも言ふが如く、社會が或る財を評價し、之に認むる價值は、實際、個人が其の財を交換するに方り、其の上に認むべき個人的價值判斷の標準となるべき價值なりとの意味よりせば、所謂社會的價值なるものを客觀的價值と稱し得らざるにあらざるも (Seligman, Principles of Economics, P. 183) 之れとてセリグマンの如く、個人的價值以外に、社會的價值なるもの存在を認めたる上となれば、先づ以て社會的價值なるもの、當否を檢せむ。

### 第三款 個人的價值と社會的價值

近時一派の經濟學者間には、前に掲ぐるところの主觀的價值と客觀的價值とに代つて、價值には

- 一 個人的價值 Individual value, Individueller Wert
- 二 社會的價值 Social value, Sozialer Wert

の別ありと説くものあり。其の説に曰く、價值は常に主觀的のものなるが故に、價值には主觀的價值を除いて又他に種類あるべき道理無けれども、個人が主觀すると社會が主觀するとにより、個人的價值と社會的價值の二種生ずべし。例令ば酒



を好む人には酒の價值大に、然らざる人には酒の價值小なるが如く、飲酒の慣習盛んなる社會には酒の價值大に、然らざる社會には酒の價值小なる可く、日本酒を好む人あり、麥酒を喜ぶ人あり、葡萄酒を嗜む人あり、ウキスキを欲する人あるが如く、日本酒を好む國あり、麥酒を喜ぶ國あり、葡萄酒を嗜む國あり、ウキスキを欲する國ある可し。斯くて各種の酒に對する個人的價值あるが如く、又各種の酒に對する社會的價值存すべし。且つ夫れ個人にして酒を好まず、從て直接には酒の價值を認めざるものも、社會一般に酒を好み、從て社會一般に認むる相當の價值ある場合には、誰れしも其の酒により、更に他の好む所の財を得べきが故に、翻て其の人も亦其の酒に向て相當の價值を認む可し。斯くて直接には認められざる酒の價值が、間接に認めらるゝに至るは、全く酒に對する個人的價值以外に、社會的價值存するが爲めならずむばあらざるなりと。

されど吾人の見る所を以てすれば、之れ亦前説と同一の筆法に出るものにして、從て亦同一の筆法を以て批評し得可し。夫れ社會的價值なるものは、個人的價值の綜合なり、平均なり、調和なり。そは初より個人的價值を離れて存在するものに

其批評

あらずして、個人的價值の如何により發し、個人的價值の如何により動き、個人的價值の如何により定るものなり。若しも酒の社會的價值にして、酒の個人的價值を離れて別に存するものならむには、個々の個人が孰れも酒の價值を認めず、從て個人的價值皆無なる場合にも、尙ほ酒の社會的價值存し得べき道理なるも、事實は然る能はざるにあらずや。勿論、如何なる財に就ても、各人の限界價值を異にするが故に、同一財に對し、各個人の認むる價值と、其の綜合又は平均より成る一般の價值とは、常に必ずしも一致せざるべく一致せざるを以て寧ろ常態とすべき程なれば、彼を個人的價值と稱し、是を社會的價值と稱せむと欲せば、稱し得られざるにあらずと雖も、之を以て價值に性質相反する二種類あるものなりと解せば、そは大なる誤謬なる可し(註八)。又今日の如き、交通經濟時代に於ては、箇人に取つて直接價值なきものも、一般社會に於て價值を認むるものならむには、之に依て、他の財を得べきこととなるが故に、他の財の價值を通じて、其の財の上に、價值を認むるに至るべきも、如何なる時代、又は如何なる社會に於ても、常に之れあるを必ずすべからず。將來に於ても、假りに現私有財産制度崩壊せりとせむか、忽ち此種の間接の價值の認

識其の跡を絶つべきなり。

註八 ワケネルも亦此種の種別を認むるものなれど、單に『個人的價值』と言はずして『個人的使用價值』(Individualer Gebrauchswert)と稱し、又單に『社會的價值』とは言はずして『社會的使用價值』(Sozialer Gebrauchswert)と稱せり。其の意義に至ては略ぼ相似たるものなれど、唯ワケネルが價值には使用價值と交換價值との種別無く、價值は常に一種にして、夫は使用價值なりと信するより、殊更ら個人的使用價值といひ、社會的使用價值と稱せるは、確に一步を進めたるものと謂ふ可し(Wagner, Lehrbuch, I. S. 316-330)。セリグマンは、主觀的價值と客觀的價值の區別を排斥すること、吾人の見解と異ならざるも、尙ほ個人的價值と社會的價值の區別を固守し、熱心に之を主張すること、ワケネルに異ならず(Seligman, Principles of Economics, 3. ed., 1908, Ch. XI, § 74, 75)

之を要するに、價值に使用價值あり、交換價值あり、主觀的價值あり、客觀的價值あり、個人的價值あり、社會的價值ありと種々雜多に細分する學者多けれど、其の源を尋れば、皆同一にして、黑白相反するものにあらず。價值は常に主觀的價值にして、又使用價值たる可く、即ち『主觀的使用價值』こそ、價值の價值たる所以にして、之を除いて、又他に價值ある可きの理無し。唯夫れ同一價值の働にして直接なることあり、間接なることあるにより、使用價值と稱せられ、交換價值と名けらる可く、又

同一價值の形體にして、單一なることあり、綜合なることあるより、個人的價值と稱せられ、社會的價值と名けらる可きのみ。之を以て價值に性質全く異なる二種類ありと解すべからずして、價值に二種の作用あり、若くは二種の形體ありと稱すべきのみ。

## 第六節 價值と價格

前來屢述たるが如く、財の價值とは、財の功用に對する人の主觀的認識の程をいふ。斯くて、財の價值は、財の功用にあらずして、財の功用に對する人の主觀的認識の程度なりとせば、財の價值は其の之に對する人の異なるに從て異なるべき道理なり。詳言すれば、同一なる財に就ても、同一ならざる人の之に對するにより、同一ならざる使用價值を認む可し。於是乎、甲は甲の財を要せずして乙の財を欲し、乙は乙の財を要せずして甲の財を欲す。於是乎、交換起り、於是乎、交換價值生ず。斯くて、交換起り、甲の財は乙の財の分量を以て、乙の財は甲の財の分量を以て、現はされたる甲乙二個の財の交換價值を稱して、甲若くは乙の『價格』(Price, Preis)と

はいふなり(註九)。されば價格とは或る財が實際に於て交換さるゝ相手の財の分量の謂なり。財の交換價值は他の財と交換し得る財の功用に對する主觀的認識の程度なるに、財の價格は他の財と交換し得る財の功用が交換さるべき他の財の分量により現はれたるものなり。一は認識にして、他は表現なり。一は交換し得る力にして、他は交換し得る高なり。結局價格は交換價值の實現なりと謂ふを得可けむ。

註九

Value 及び Price に對する邦語の一定せざること驚くに堪へたり。即ち Value に對しては價值又は價直、甚しきは價格の字を用ひ、Price に就ては價格、代價、物價、價額、估價、相場、諸色、値段、直段價、賣價、賣値等の語を用ゆる人並に場合あるべし。されど通じて之を見るときは、Value を「價值」と名け、Price を「價格」と稱すること最も多きが故に、吾人も亦此語を採る。若し夫れ、之に對する最も適當なる邦語を求めむか、Value は「ネウチ」(直打)と稱すべく、Price は「アマコ」(價)と名くべし。

次に彼の Market price, Marktpreis を譯するに「市價」若くは「相場」を以てし、Price of Commodity, Warenpreis を譯するに「物價」を以てし、Cost price, Kostpreis を譯するに「原價」若くは「元價」(モトネ)を以てするに至ては、略ぼ一定せるものゝ如し。而して市場生産時代たる今日に於ては、一切の財は一切「商品」Commodity or Merchandise, Waren なりと稱するも必

價格と代

ずしも過言にあらざるべきを以て、「價格」と「物價」とは略ぼ異名同體のものとして稱す可く、而も一定の財又は商品の價格又は物價は人により、場合により、多少の差異を生ずるも、之れを平均せむには其の間自から一定の平均價格又は平均物價を生ずべし。「市價」といひ、「相場」といふは、其の實之を指す也。

されば其の昔し物々交換行はれ、肉十斤と木綿一反と交換し、酒一升と鹽一俵と交換せる時代に於ては、肉一斤は木綿一反の價格にして、鹽一俵は酒一升の價格なりき。其の後自然經濟時代去て貨幣經濟時代に入るや、貨幣てふ交換の媒介物生じ、一切の交換は皆此媒介物を通じて間接に行るゝに至れり。即ち先づ肉十斤を金二圓に換へ(賣)斯くて得たる金二圓を以て更に木綿一反と換ふるが如き(買)酒一升を金一圓と換へ(賣)斯くて得たる金一圓を以て更に鹽一俵と換ふるが如き(買)是れ也。斯の如くして貨幣起り、斯の如くして直接交換衰へ、間接交換興り、斯の如くして所謂「交換」Tausch 衰へ、所謂「賣買」Kauf u. Verkauf 興り、斯の如くして「價格」Preis は變じて「貨幣價格」Goldpreis 即ち「代價」となるに至りぬ。蓋し代價とは價格の一種なれども、價格は總て財と財との交換比率なるに、代價は單に財と貨幣の財と一種特定との交換比率なり。此故に、代價とは或財に對し、相手交換物

として支拂はる貨幣の額なり。換言すれば、代價とは貨幣を以て量定せられたる財の交換價值なり。即ち價格は總稱にして、代價は特稱なり。價格は「廣義の價格」にして、代價は「狹義の價格」なり。價格は自然經濟物々交換經濟をいふに伴ふ舊現象にして、代價は貨幣經濟に伴ふ新現象なりといふべし。

斯くて價格は昔に存し、代價は今に存し、價格と代價とは之を明別するを得るものなれども、元と代價は價格に發し、價格の發達したる一形式に過ぎざるものなるが上に、事今日即ち貨幣經濟時代たる今日に至ては、總じて代價即ち貨幣價格以外に價格の存立を認めざることも、恰も貨幣價值以外に價值なきが如し。之を以て、今日の價格は即ち代價にして、代價は即ち價格なれば、二者を別々に論ずるの必要を認めず。されば吾人は之を一括して價格と總稱し、次章に於て詳論する所あらむとす。

## 参考文献

Schmoller, Grundriss, 2. Teil S. 120 fg.—Menger, Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, I. 1871, S. 73 fg.—Wieser, Der Natürliche Wert 1889.—L. Brentano, Die Entwicklung der Wertlehre, 1908.—Kautsky, Geschichtliche Entwicklung der moderne Werttheorien, 1906.—Friedl, Entwicklung der Wert- u. Preislehren (Die Entwicklung der Deutschen Volkswirtschaftslehre im neunzehnten Jahrhundert, 1908)—Wagner, Grundlegung d. Politischen Oekonomie, 3. Aufl.

S. 321 fg.—Böhm-Bawerk, Art. "Wert", im Handw. d. Statistw. 3. Aufl., 1910-11.—Wieser, Art. "Grenznutzen", ebenda.—Lewis, Art. "Grenznutzen", "Wert", Wörterw. d. Volksw. 3. Aufl., 1911.—Dietzel, Die Klassische Werttheorie u. der Theorie vom Grenznutzen, (Jahrbuch f. Nationalökonomie u. Statistik, 1890, 54 Bd.)—Derselbe, Zur Klassischen Wert- u. Preislehre (ebenda. 56 Bd.)—Zuckerkanth, Die Klassische Werttheorie u. d. Theorie von Grenznutzen, (ebenda. 55 Bd.)

W. S. Jevons, Theory of Political Economy, 4. ed., 1911, eds. II-IV.—Marshall, Principles of Economics, 6. ed., 1910, bk. V; Appendix I—Person, Principles of Economics, trans. by A. A. Wotzel, 1902, Vol. I, Part I, I.—Seligman, Principles of Economics, 3. ed., 1908, Part III, bk. I.—W. Smart, Introduction to the Theory of Value, 1891.—Wieser, Natural Value, 1893.—Böhm-Bawerk, Positive Theory of Capital, 1891, bk. III, Chs. I-IX.—Pareto, Lezioni di Economia Pura, 1890, Part. I. ch. IV.—W. W. Carr-Saunders, Monetary Economics.

## 第十八章 價格

### 第一節 價格と經濟

吾人は前章に於て價格は價值に發し、價值は非交通經濟時代即ち自給經濟時代にも存すれど、價格は實に交通經濟時代に入りて後の產物なる旨を論ぜり。斯くて價格は交通經濟の發生と與に發生し、其の發達に連れて發達し、其の極遂に今日の如く國民經濟の中心を形造るに至りたるを以て、價格の有無大小殊に其の變化變遷即ち價格の騰落が、あらゆる人生の方面に、洩れなく、影響を及ぼし、打撃を加へ、幸福を増加し、經濟社會は勿論、延て一般社會の榮枯盛衰を決する一大重力となりぬ。

されど何故に價格は現經濟社會の中心を形造るものなるか。之には一應の説明なかるべからず。今若し人ありて

- 一 今日、生産物の種類を決定するものは何ぞ
- 二 生産地並に生産法を決定するものは何ぞ

價格と國民經濟

價格と交通經濟

- 三 販賣地並に販賣法を決定するものは何ぞ
- 四 生産の結果の分配を決定するものは何ぞ

と問はゞ、そは正しく價格なるべしと答へざるべからず。其の故如何といふに、(一)其の昔、自給經濟時代に於ては、一切の生産は唯單に直接に生産者自身の慾望を充さむが爲めの生産なりしを以て、當時の生産は即ち自己生産にして、生産の種類を決定するものは、即ち自己の慾望に外ならざりき。然るに其の後、交通經濟時代に入るに及てや、自足經濟は變じて他足經濟となり人々の生産に従事するは、其の生産物を以て直接に自己の慾望を充さむが爲めにはあらで、之を他人に供給して以て利益を博せむが爲めなるに至れり。於是乎、自己生産は一轉して顧客生産となり、再轉して市場生産となり、於是乎、生産の目的は一に集て營利の上存することとなりぬ。而して營利の大小は價格の大小高低如何に由ること多し。之を以て、價格の大なるものは、人々争て之を生産し、價格の小なるものは、誰れしも之を顧ず。價格騰貴すれば、生産忽ち増加し、價格下落すれば、生産忽ち減少す。此の如くして今日生産者の生産物を選択するは、一に價格の如何によるものと謂ふ可し。(二)又

斯くて營利の大小は價格の大小に發し、價格の大小は獨り生産物の種類によるのみならず、更に生産地並に生産方法の如何による可く、(三)又販賣地並に販賣方法の如何にもよるべければ、價格の大なる處は即ち生産の興る處即ち生産地にして又貨物の集る處即ち販賣地なる可く、人は價格を標準として生産方法を選ぶ可く、又價格を標準として販賣方法を決す可し。(四)更に生産の結果たる收穫大なるに従て、資本主に高利子を支拂ふを得可く、労働者に高賃銀を與ふるを得可く、企業家も亦巨利を博す可し。而も生産所得の大小は主として價格の大小によるべければ、結局價格の大小は又生産の結果の分配をも決定するものといふ可し。斯くて價格は生産物を決定し、生産地並に生産法を決定し、販賣地並に販賣法を決定し、生産の結果の分配をも決定するが故に、今や經濟界のこと、一に價格の如何により、取捨せられ、左右せられ、盛衰し、興替するものと斷ずるも、決して過言にあらざるなり。

## 第二節 價格の種類

凡そ價值は一人一物にても發生すべけれど、價格は二人二物以上にあらざれば

競争價格  
と獨占價格

發生するに由なし。是れ價值は共有財産制度の下に於ても之を見るを得べけれど、價格は私有財産制度の下にあらざれば、之を見る能はざる所以なり。然れども價格の決定は必ずしも二人の合議によらず、往々一人の專斷に出ることあり。而も此種の現象たる、私有財産制度の發達と與に發達し、資本の集中、從て生ずる資本力の増加と與に、益、其の著しきを加ふ。之を以て、價格には、先づ第一に

一 競争價格 *Konkurrenzpreis*

二 獨占價格 *Monopolpreis*

の別生ず。「競争價格」とは、賣買者雙方に於ける競争により、自由に定る價格をいふ。而して其の之れあるは、其の財の可増性なるに基く。各種市場に於ける物價の如き、取引所に於ける相場の如き、其の著例なり。「獨占價格」とは、賣買者孰れか、其の數一定なるより、獨斷的に定る價格をいふ。而して其の之を生ずる原因に二種あり。一は財の不増加性なるより生ずるものにして、他は人の不増加性なるより生ずるものなり。古人の名畫稀代の珍品の價格の如きは前者の適例にして、專賣特許品、政府專賣品、其の他の市場獨占品カルの賣品の如きの價格の如きは、後者の適例

なり。從て又獨占價格には買手の定むる獨占價格と賣手の定むる獨占價格との別生ず。

されど競争價格といひ獨占價格といひ實際に於て其の間に明確なる區劃を設け得べきか。之れ大に疑問といふべし。其の故如何といふに、凡そ如何なる獨占財と雖も、之が代用品無きもの少きが上に、常に相手の需要の如何により、其の價格を左右せられざるもの稀なる可く、又如何なる競争財と雖も各幾分かの特色を有し、特質を備へ、多少に拘らず、獨占的性質を帶ざるもの稀なるべければなり。果して然らば、競争價格といひ、獨占價格といふも、それは絶對的種別に非ずして、實は相對的種別たるに過ぎず。從て又獨占價格といふも、競争價格と全然異なる理法により定る價格にあらず。需要若くば供給に就き、獨占性著しきものなるに於ては、其の著しき程度に應じて、競争行はれざるが故に、需要獨占即ち買獨なるときは、然らざる場合よりも、供給の程度を加へ、供給獨占即ち賣獨なるときは、然らざる場合よりも、需要の程度を加ふるあるのみ(註一)。

註一 此點に就ては、次節の「價格の決定」殊に其の内の「買手の競争の有無強弱」及び「賣手

競争價格  
と獨占價格  
の關係

の競争の有無強弱の項參照

契約價格  
と公定價格

次に競争價格と獨占價格との種別に類似し、而も之に比して遙に區劃の明瞭なるものは、之を

- 一 契約價格 Vertragspreis
- 二 公定價格 Taxpreis

とす。「契約價格」とは、賣買者雙方の自由の意思即ち自由契約にて定る價格をいふ。されば一名之を「自由價格」Freier Preis 又は「競争價格」Konkurrenzpreis とも稱し、市場一般の價格皆之に屬す。「公定價格」とは、公權の發動により、定る價格をいふ。政府專賣品の價格、土地收用法適用の場合に於ける買上價格、課稅價格、爭議の場合に於ける稅關の買上價格の如き、皆此類なり(註二)。

註二 取引所に於ける確定相場を「公定相場」と稱すも、夫は「公に定りたる相場」といふ意味にして、茲に所謂「公定價格」にあらず、實に契約價格の大なるものなり。

### 第三節 價格の決定

競争價格  
の決定を  
論ずる理  
由

以上述べたる所により、吾人は價格の意義並に種類の大要を知悉せるが、斯る價格なるものは、如何にして定るものにてや。之れ正しく價格論中の最重要問題なる可し。然るに價格には、前記の如く、諸種類あるが故に、之が決定に就ても、著しき差異あるを免れず。さりながら、價格の一種たる公定價格は、極て稀なるが上に、公權の發動に基くものなれば、之を省くべく、又獨占價格の決定は、之を競争價格の決定により類推し得可きものなること曩に述べたるが如くなるを以て、茲には、専ら價格中最も普通のものたる競争價格及び契約價格に就き、そが如何にして決定するものなるかを詳論せむとす。

價格決定  
の二大原  
因

凡そ價格は諸種の原因の綜合により定るものなれども、之を大別せむには、分れて二種となりぬ可し。即ち

- 一 經濟的原因 *Wirtschaftliche Preisbestimmungsgründe*
  - 二 非經濟的原因 *Urwirtschaftliche Preisbestimmungsgründe*
- 是れ也。

### 第一款 經濟的原因

需要と供  
給

價格の大小如何を決定すべき經濟的原因とは何ぞや。曰く「需要供給の關係」*Das Verhältniss von Angebot und Nachfrage* 即ち是れ也。單に需要供給の關係といふ、事頗る簡單なるが如くなれども、其の實甚だ然らず。蓋し經濟學上「需要」*Demand*, *Nachfrage* といひ、「供給」*Supply*, *Angebot* といふは、與に世人常用の需要供給の意に非ずして、實に

- 一 需要供給の數量上の關係 *Das Quantitätsverhältniss von Angebot und Nachfrage*
- 二 需要供給の心理上の關係 *Das Psychologische Verhältniss von Angebot und Nachfrage*

を總稱するものなればなり。即ち需給の關係は現在の財に就て起るのみならず、即ち現物取引の如き又未來の財に就ても起る可く、即ち先物取引の如き實在の財に就て發するのみならず、又假想の財に就ても發す可し。之を以て、經濟上所謂供給とは、一定の時、一定の市場に於て、販賣の爲め、提供され、又は提供されるものと認められたる一定の財の量にして、需要とは、斯る時、斯る市場に於て、斯る財を得むとする實力、貨幣又は信ある願望 *Wunsch* をいふ(註三)。即ち經濟上價格を決定する二大動力たる需要及び供



給は、單純なる需要及び供給にあらずして、『有功なる需要』[Effective demand] 及び『有功なる供給』[Effective supply] を指すなり。

註三 Schmiter, Grundriss der allg. Volkswirtschaftslehre, II Teil, S.109.

需要及供給の高を決定する原因

次に需要並に供給は如何にして發生し、又如何にして決定し、從て又如何にして價格を左右するものなりやといふに、需要供給與に其の高を決定するの原因に、各三種あるべし。即ち、

需要の高を決定する原因

- 一 買手の財に認むる價値の多少
  - 二 買手の購買力の大小
  - 三 買手の競争の有無強弱
- 供給の高を決定する原因
- 一 賣手の貨幣に認むる價値の多少
  - 二 賣品の生産費の大小
  - 三 賣手の競争の有無強弱

是れ也。先づ第一に需要の高を決定す可き三原因より説明し、次に供給の高を決定す可き三原因に論及せむ(註四)。

註四 需要の高を決定する原因には、上記三種の外、更に第四に「買手の貨幣に認むる價値の多少」ある可く、之と同様に、供給の高を決定する原因にも上記三種の外、更に第四に「賣手の財に認むる價値の多少」ある可し。現にポエーム、バフゲルクの如きも之を算入し居れり。されど吾人の見る所によれば、「買手の貨幣に認むる價値の多少」は自から「買手の購買力の大小」の内に包含せらる可く、「賣手の財に認むる價値の多少」は自から「賣品の生産費の大小」の内に包含せらる可し。其の故如何といふに、買手の貨幣に認むる價値の多きときは即ち買手の購買力の小なるときにして、買手の貨幣に認むる價値の少きときは即ち買手の購買力の大なるときなる可く、又今日の如き市場生産時代(即ち自用に供せむが爲めに生産するにあらで、全く市場に賣出さむが爲めに生産する時代)に於ては、賣手の財に認むる價値の多きときは即ち賣品の生産費の大なるときにして、賣手の財に認むる價値の少きときは即ち賣品の生産費の小なるときなれば也。

(一) 凡そ吾人が財に對して需要を起すは之に對して價値を認むればなり。價値を認めざれば需要起らず、價値少ければ需要亦少く、價値多ければ需要亦多し。されば買手の財に認むる價値の多少、即ち買手の財に對する價値判断こそ、先づ第

買手の財に認むる價値の多少

一に之に對する需要の高を決定するものと謂ふ可し。

然らば買手の財に認むる價值に多少の別を生ずる原因如何。そは曩に述べたるが如く、元と價值なるものは、財の功用と、之に對する人の慾望との關係に發するものなれば、買手の財に認むる價值の多少は

一 財の功用の大小如何 Die Branchbarkeit der Ware

二 買手の財に對する慾望の程度如何 Die Stärke des Bedarfs des Käufers

により決定す。而して(一)財の功用の大小如何は、第一に財の種類如何、第二に財の品質如何により決定す可し。例令ば與に等しく一個の財たるも、其日用品なると奢侈品なると、精製品なると半製品なるとにより、其の功用に大差あるべく、從て其の之に認むる價值に大差を生ずるが如き、即ち是れなり。(二)次に財に對する人の慾望の大小如何は、第一に其の人の身分により、第二に其の人の境遇により、第三に其の人の智識により、第四に其の財の存在高により、第五に其の財に對する代用品の有無により決定す可し。例令ば與に等しく一個の羅針盤なるも、其の之に對する人の船長たると水夫たるとにより、與に等しく一服の藥たるも、其の之に對する

人の病人たるも病人たらざるとにより、與に等しく一冊の古文書なるも、其の之に對する人の史家たると屑屋たるとにより、其の之に對する慾望に大差を見るが如き、又日本米にして高價ならむには南京米を求む可く、南京米にして高價ならむには麥を求む可く、麥にして高價ならむには粟、稗を求む可く、粟、稗にして高價ならむには草根木皮を求む可く、されど草根木皮にして猶ほ且つ之を充分に得る能はざるに至らむか、人々之を追求するに於て敢て死闘をだも辭せざるべく、其の之に對する慾望は、其の量の減少と與に、又は其の代用品の減少と與に、遂に極端に達するに至るべきが如き、是れ皆此理を説明するものと謂ふ可し(註五)。

註五 此理を解して賣手が強て財の供給を制限し、若くば故意に其の分量を減少し、依て以て買手の其の財の上に認むる價值(即ち限界價值)を強大ならしめ、依て以て需要の強度を起し、價格の騰貴を起し、依て以て奇利を博せむと企てたるもの、古今其の例證に乏しからず。今其の内一二著明なるものを舉げむに、嘗て和蘭東印度商會は其の所有貨物の一部を焼き捨て、以て、殘餘の貨物の騰貴を圖りたるが如き、又千九百六年一月、米國の棉花耕作者が某地に會合して、米棉をして一封度十五仙以上の價格を保たさしめむが爲に、次年度の棉花耕作地反別に二割五分の削減を決議せるが如き皆是れ也(當時米棉一箇年の耕作地平均反別は約二千八百萬エー)

カーにして、平均産額は約千二百萬俵なり。されば其の二割五分を削減せば、産額は九百萬俵に減少すべし。而して當時世界に於ける米穀一箇年の平均需要額は約千二百萬俵を上下するものなれば、之に對する九百萬俵の限界價值は、能く米棉の價格をして一封度十五仙若くば其の以上の價格を保たしむるの力あるべしといふ。

更に最近我國に於ても亦此種の好適例を見る。一は紡績業の産額制限にして、他は精糖業の産額制限なり。明治四十一年春以來内國市場は前年の反動を受け、一大不景氣に陥りたるに、搦て加へて清國市場も亦一大不景氣を呈するに至りしかば、一月中旬大日本綿絲紡績同業聯合會は、毎月五晝夜休業並に輸出獎勵金交付の計畫を立てしも其の功果著しからざりしを以て、更に五月一日より十月末日迄の間に於て、各社の都合により、三箇月間夜業休止するか六箇月間全産額の二割七分五厘以上を休業するか、孰れか其の一を選ぶとして、全體は於て約二割乃至二割五分の産額制限を斷行せり。此結果、五月中旬百圓臺を破りし綿糸も、六月下旬には再び百二十圓臺を唱ふるに至れり。又四月中旬大日本精糖會社、横濱精糖會社、神戸精糖會社の三社(當時我國の精糖會社は以上三社の外に、名古屋精糖會社ありたれども、未だ開業するに至らざりき)協議の上、毎月三社の精糖額を協定することとを約し、五月六月には合計三割の産額制限を斷行せり。之れ亦有功にして、市場の滯品忽ち一掃せられ糖價は日々に騰貴するに至りぬ(國民經濟學原論第四卷第六號、

買手の  
買力の  
大

撰稿、我國に於けるカルテル熱の勃興(參照)。此外過剰生産の場合に同種企業家の聯合により、聯合會社の内、輸出を試みるものに對し、助成金を交附して以て之を獎勵するが如きは、近時内外何れの方面にも多く見る所なる一か之れ亦内地市場に於ける供給を制限して、價格の低落を防がむが爲めなるに外ならず。

(二) 元來需要とは唯單に或る人が或る財を欲することを意味するに非ず、又唯單に或る人が或る財を好むことを指すにも非ず。若し然らざれば天下一物として無限に需要存せざるもの無きの道理となりぬ可し。曩に述べたるが如く、經濟學上所謂の需要とは或る財に對し、實際に之を買入れむと若くば之を購入するの實力あるものと認められたる願望をいふなり。されば之を分析せむか、需要には先づ

一 或る人が或る財を欲すること  
の外に、更に

二 其の人が其の財の價格に相當する貨幣又は貨幣の代と爲し得る力を有し若しくば之を有するものと認識されたること

の二條件を具備し居らざるべからず(註六)。而して此の如き貨幣又は貨幣の代と爲し得る力を有し

供し得る力を稱して『支拂能力』Zahlungsfähigkeit 又は『購買力』Purchasing power, Kaufkraft(註七)と名く。之を以て購買力の大小如何は、第二に需要の高を決定するものと謂はざるべからず。而して購買力の大小如何は、大にしては國富の大小並に其の分配の良否及び信用組織の完否如何による可く、小にして各人の財産並に信用の大小及び所得の多少によるべし。

註六

經濟學に關する初學者により、屢々混同せらるゝ虞れあるものゝ一つは、確に『慾望』Wants と『需要』Demand なる可し。故に茲に一言其の間の區別を明定し置かむと

欲す。慾望とは(一)單に或る人が或る財を欲することを指すものなれども、需要とは更に(二)同時に其の人が其の財を購買し得る力を有し、若しくは有するものと見做さるゝことあるに於て、初めて成立す。之を以て需要は

一 購買心 Kauflust

二 購買力 Kaufkraft

の二要素より成るものにして、茲に之を證明する一二の適例を擧げむ。嘗て千八百二十年アイルランドに於て一大飢饉起り、四民飢に泣て、餓死する者通じて十萬餘人に及べり。然るに此際アイルランドに於ては小麦の價格著しく下落せりといふ。一見甚だ不條理の如くなれど、其の實然らず。是れ蓋し當時アイルランドの農民は一般に甚だ貧窮なりしに、搗てゝ加へて、一大不作に遭遇せしかば、輸入小

麥は山の如く市場に堆積するも、購入せむと欲する者ありて、購入し能ふ者無く、購買心徒に旺んにして購買力全く之に伴はざりしかば、小麦は供給多くして需要無く、價格は日に日に低落せざるを得ざりしなり。又千八百六十七年獨逸に於て飢饉起るや、農民食に窮して、海外に移住する者前後相亞ぐの狀あるに至りしに拘らず、穀物の輸出も亦盛に行はれたりき。是れ亦一見奇怪の現象なるが如きも、其の實當時獨逸の農民は赤貧洗ふが如くにして、穀物に對する購買力を缺きたるより、穀物の需要減じ、止を得ず穀物を海外に輸出するに至れるなり。更に又近く明治三十八年東北三縣に於ける飢饉の如きも、其の一例にして、交通機關の便ある今日、單に不作にての食物不足なれば、東京又は關西地方より穀物を廻送し、若しくは廉價なる南京米を輸入して以て、其の缺を補ふの道無きに非ざるに、事茲に出でずして乎餓路に横るの慘劇を演じたるは不思議に堪へざるが如くなれども、是れ亦其の實買ふ可き米無きが爲めに非ずして、買ふ可き金無きが爲めなるなり。食物不足の爲めの飢饉に非ずして、購買力不足の爲めの飢饉なるなり。更に一層明確に云へば元來貧窮なりし東北三縣の百姓が、唯一の財源たる米作の一大不作に遭遇せしかば、貧窮に加ふるに貧窮を以てせしが爲めの飢饉なるなり。之を要するに徳川時代に於ては小判を喰へて餓死する者ありしやに聞けど、文明の今日此種の飢饉は最早や之を見る能はずして、今日の飢饉は皆是れ小判無きが爲めの飢饉なるなり。購買力を缺く爲めの飢饉なる也。

註七 『購買力』には二種の意義あり。其の一は、或る人の或る財を購入し得るかについて、其の二は、或る財の他の財と交換し得るかなり。一は『人的購買力』とも稱すべく他は『物的購買力』とも名く可し。茲に所謂る『購買力』とは前者を指すものにして、『朝鮮人の購買力弱し』とか、地方の購買力増加せりとかいふも亦之と同一義なり。後者は財の『交換価値』と一致し、アダム・スミスの所謂る "Power of purchasing other goods" 之に當る。「貨幣の購買力増加せり」とか、「紙幣の購買力減少せり」とかいふは、即ち此の意なり。

買手の競争の有無強弱

(三) 最後に需要は買手の競争の有無強弱に應じて増減す可く、從て買手の競争の有無強弱に應じて價格は増減す可し。即ち買手にして唯一人となるときは、競争絶え獨占 即ち「買獨占」 *Buyer's monopoly* 生じ、需要は單に其の量 絶對的分 意分的に於て減少するのみならず、又其の強度を減ずべければ、價格は忽ち下落す可く、之に反し、買手にして多數となるときは、獨占消え、競争生じ、需要は單に其の量 絶對的分 意分的に於て増加するのみならず、又其の強度を加ふべければ、價格は忽ち騰貴す可し。されば買手の競争の有無強弱は、第三に需要の大小強弱を決定し、延て價格を左右するものと謂ふ可し。而して買手の競争の有無強弱は、財並に慾望の種類により、將又其の分量により、差

買手の競争の有無強弱

異を生ずれど、之を外にしては、概して人口の粗密交通及び金融の便否文化の程度、法制の完否等の如何により決せらる。

斯くて買手の側に於ける買競争の有無強弱如何が、直接に需要の高を左右すること、論なけれど、又之と同時に、賣手の側に於ける賣競争の有無強弱如何が、間接に需要の高を左右する力あるものなることを知らざるべからず。是れ蓋し、賣手にして、其の數次第に減じ、從て賣り惜みの傾向生ずるときは、反對に、買手の側に於ける買人氣を生ぜしむべく、若し又然らずして、賣手、其の數次第に増加し、從て其の間盛に賣競争行はるゝに至らむか、何れの人よりも買ひ得べく、又何時にても、如何程にても買ひ得べければ、此状態が自から買手の心理上に反射して、買人氣を減少すべく、即ち需要の程度を減ずべければなり。されば、買手の競争の有無強弱が、需要の高を増減するが如く、賣手の競争の有無強弱も亦需要の高を増減するの一原因たるべく、之と同様の理により、賣手の競争の有無強弱が、供給の高を決定する一原因たるが如く、買手の競争の有無強弱も亦供給の高を決定する一原因たるべし。ブレンタノ又はフックスの如きは、更に一步を進め、賣手の競争の有無強弱こそ、需要

の高を決定する原因にして、又買手の競争の有無強弱こそ供給の高を左右する原因なれと稱する程なるも(註八)必ずしもそのみと斷ぜられず。元來、需要供給といひ賣買といひ孰れも相對的關係に立ち、一進一退一伸一縮するものなるが故に、一方の増減の原因となるものは、同時に、他方の増減の原因となるを免れず。

註八 *Truels, Volkswirtschaftslehre (Sammlung Göschen) 2. Aufl., 1905, S. 88*

以上論ずる所にて、需要の高を決定す可き三原因の説明を了へたれば、次に供給の高を決定す可き三原因の説明に入らむ。

賣手の貨  
幣に認む  
る價值の  
多寡

(一) 凡そ財の賣買に際し、之を賣却せむ即ち供給せむとするものある所以のものは、一に全く其の相手より代價として貨幣を得むが爲めのみ。換言すれば、其の相手より得らる可き貨幣に對し、價值を認むればなり。依て得らる可き貨幣に對し、價值を認めざれば供給起らず、認むる價值少ければ供給亦少く、認むる價值多ければ供給亦多し。之を以て、賣手の貨幣に認むる價值の多少即ち賣手の貨幣に對する價值判斷こそ、先づ第一に供給の大小を決定するものと謂ふべし。

然らば賣手の貨幣に認むる價值に多少の別を生ずる原因如何。そは買手の場

合と同じく、賣手の貨幣價值を起す二原因たる

一 貨幣の功用の大小如何 *Die Brauchbarkeit des Geldes*

二 賣手の貨幣に對する慾望の程度如何 *Die Stärke des Geldbedarfs des Verkäufers*

により決定す。而して(一)貨幣の功用如何は、第一に貨幣の種類如何、第二に貨幣の品質如何により決定すべし。例令ば與に等しく百圓の貨幣なるも、其の正貨たると、紙幣たる、兌換券たる、と不換券たる、と金貨たる、と銀貨たる、と、良貨たる、と、惡貨たる、とにより、其の功用に大差ある可く、從て其の之に認むる價值に大差を生ずるが如き即ち是れなり。(二)次に貨幣に對する慾望如何は、第一に其の人の身分により、第二に其の人の財産により、第三に其の人の境遇により、第四に其の人の伎倆により、決定す可し。例令ば與に等しく千圓の貨幣なるも、其の之に對する人の商人たる、と軍人たる、と金満家たる、と貧窮者たる、と、決算期たる、と決算期たらざると、之が運用の途を知るものと知らざるものにより、其の之に對する慾望に大差ある可く、從て其の之に認むる價值に大差を生ずるが如き、即ち是れなり。

(二) 今日市場に於て需要に對し供給生ずる所以のものは、供給によつて利益を

賣品の生  
産費の大  
小

博せむが爲めなるに外ならず。而して供給により利益を博するは、生産費以上に供給し得る場合に限る(註九)。されば、生産費以上に於て供給増加し、生産費以下に於て供給減少す。之の故に、財の生産費の大小こそ第二に之に對する供給の大小を決定するものと謂ふ可し。勿論時と場合により生産費以下にても供給販賣を肯ずることなきにあらねど(註一〇)、それは異常の場合にして、又決して永續する能はざる場合多ければ、通常生産費は、供給の限度を劃す可く、從て價格の最低限度を示すものと斷ずるも必ずしも過言にあらず。

註九 『生産費』 Cost of production, Produktionskosten とは何ぞや。之に關し諸説紛々たれども大要二種に分る。一は之を以て生産より市場に出す迄の一切の費用の合計なりと解するものにして、他は之に加ふるに相當の利潤を以てせるものなりと解するものなり。されど生産費と稱する以上は、單に生産より市場に出す迄の一切の費用と解する方、穩當なる可しと信ず。然し乍ら茲に此際注意すべきことあり。それは通常價格の最低限度を劃すべき生産費は嘗て其財を生産するに要せし費用にあらずして、更に新に其の財を生産するに要する費用、即ち『再生産費』(Cost of Reproduction)なること是れなり。

註一〇 近世の工業は、何れも大仕掛となりたるが上に、其の資本の大部分は、機械又は工場等に固定せるを以て、過剰生産又は不景氣の場合には、生産費以下にても、生産

を繼續せざるべからず。之を繼續する方、全然休業するよりも、損失少かるべし。又外國市場を侵奪せむが爲め、ダンピングを試みる場合の如きも、往々にして、生産費以下の販賣を爲すべく、斯くても、内地市場のみなる時代に比し、一層多量生産となることが、全體に於ける生産費の輕減を起して、却て利益することあるべし。之を以て、今は昔と異り、生産費以下にても、供給起し、又供給繼續すべきこと、決して珍しからず。結局、生産費が供給の限度を劃することたる、近世企業の發達と變遷に伴ふて、稍其の重要な度を減せむとするの徵あり。尙ほ此點に就ては左記の書物を参照すべし。

W. J. Ashley, The Tariff Problem, 3. ed., 1911, pp. 87-93

最高生産費と最低生産費

然れども生産費には種々あるべし。最高生産費其の一なり。最低生産費其の二なり。供給の限度を劃するもの果して其の孰れなりやといふに、それは全く財の性質による問題にして、凡そ點には

- 一 生産費を増加せずして自由に其の生産額を増加し得るもの
  - 二 生産費を増加するに依てのみ其の生産額を増加し得るもの
  - 三 生産費を増加するも其の生産額を増加する能はざるもの
- の三種あり。第一種のものはい多く工業品に見る可く、第二種のものはい多く農産物の

に見る可く(註一二) 第三種のもは古代の器物、古人の書畫彫刻又は土地の類即ち自然的財是れなり。而して第一種のもは最低生産費により供給の限度從て其價格の最低限度を劃せられ第二種のもは最高生産費により供給の限度從て其價格の最低限度を劃せられ第三種のもは全く生産費に關係無くして生産費以外の五種の需要供給の原因により其の價格を決定せらる(註一三)(註一四)。

註一一 工業品と雖も、常に必ず生産費を増加せずして、自由に生産額を増加し得べしと限らず。又農産物と雖も、常に必ず生産費を増加することに依て、生産額を増加し得べしと限らず。工業品と雖も、農業を放れて存在するものにあらずして、農産物を取つて原料とし、之に加工するものなれば、原料費が加工費を超過する種類の工業に於ては、工業も亦略ぼ農業と等しき程度に於て、報酬漸減の理に支配せらるるを免れざるべく、又農業と雖も、地力盡きざる間は、報酬漸増すべく、殊に土地に比し、多く資本を投用すべき性質の農業例合ハ如キに於ては、略ぼ工業と等しく、報酬漸増の程度著し。

之を實例に徴するに、英獨佛等、歐洲諸國に於ては、嘗て千八百七十六年以降、所謂米國農業の經濟的侵入により、農産物の價格非常に下落せる爲め、農業者は其の生産費を償ふ能はず、農業上の恐慌頻發するに至れり。近年我國の米價の如きも時に南京米の輸入により、騰貴の趨勢を緩和されたる傾向があるが如きも、亦其の一例

なり。由是觀之、農産物の價格と雖も、必ずしも最高生産費により決定せられず、却て最低生産費により決定せらるゝ場合あり。而して其の之れあるは、交通機關の發達未だ普ねからざる往時の農産物の價格は、主として地方的なる需要供給の關係により定りたれども、交通機關の發達と與に、斯かる孤立的關係を脱したるに因る。

されば如何なる状況の下に於ても、農産物の價格は常に最高生産費により支配せられ、工業品の價格は常に最低生産費により支配せらるべしと斷する能はざるも、之を大局に就て概言するときは、如何ほど交通の範圍擴張すればとて、結局、土地には限あるに反し、資本には限なきものなるに、近世の工業は主として資本に依り生産せらるゝの傾向益著しきを以て、報酬漸増の法則に支配せらるゝこと益著しかるべく、之に反し、農業は今尙ほ主として土地に依り生産せらるゝものなるが故に、早晚報酬漸減の法則に支配せらるゝの運命を免れざるべし。從て工業品は生産費を増加せずして生産額を増加し得る場合多く、農産物は然らざる場合多し。從て又一時は兎に角、永遠の上より遠觀するときは、工業品の價格は、次第に最低生産費に近附くの傾向あるべく、之に反し、農産物の價格は、次第に最高生産費に近附くの運命あるものと謂ふを得可し。

註一二 第二種のもは、通常最高生産費により、供給の限度を劃せられ、從て價格の最低限度を定めらる。勿論、時と場合により、資金に缺乏するか、若くは過剰生産に因



りたらむには、止を得ず最高生産費以下に賣放つこと無きにあらねど、それは通常一時的現象にして、間も無く、一部の生産休止となり、供給減少となり、価格は久しからずして再び最高生産費に復歸すべし。結局第二種の財の価格は常に其の最高生産費に歸着せむとの傾向あるは、復た疑ふべからず。於是乎、自然好良の品質を備へ、若くば自然好良の地位を占むるもの(即ち最高生産費以下のものは、其の生産費と價格、即ち最高生産費)との差額を坐しながら掌中に收むるを得可し。英語にては此種の差額を稱して廣く「レント」Rentと名く。

註一三 元來、生産費とは、生産に要する一切の費用の合計なるが、實際に於て此の如き生産費なるものは果して正確に計算し得るものなりや否や。之れ大に疑問とする所なり。夫れ生産には土地を要し、資本を要し、勞力を要す可く、又勞力には自己の勞力あり、他人の勞力あり、資本には固定資本あり、流動資本あり、更に固定資本には家屋あり、機械あり、器具あり、流動資本には原料あり、燃料あり、貨幣ある可し。從て生産費は常に是等數十の要素の綜合より成るものなるが、生産の種類により、其の費す所の割合必ずしも一定せず、或は甲を多く要し、或は乙を多く要し、千差萬別、生産の事前に於ても、事後に於ても、到底其の間より生ずる諸種の製品の生産費を正確に計算し得可き道理無きなり。紡績會社に向て紡績絲一捆の生産費幾何なりやと問はゞ、或は答へむ。されど其の内十六手一捆の生産費幾何、二十手一捆の生産費幾何、三十手一捆の生産費幾何と問はゞ、遂に答に窮するなる可し。之れ同

一企業の下に數種の産物を出す場合なれども、同一企業の下に數種の事業を兼營する場合に於ては、更に甚しきものあらむ。

同一企業家にして同時に農工業に亘る數種の事業を兼營せむか、其の内には最低價格を定むるもの、或は最高生産費なるあり、或は最低生産費なるあるに至らむ。而も彼と此とは、其の生産費を明別する能はざるより、勞ひ或る程度迄は其の間の平均生産費に定ることとなりぬ可し。同一企業家が養蠶、製絲、織物の三業を一手に經營する場合の如き、同一企業家が鐵坑業、採炭業、製鐵業、鐵道業、汽船業等を兼營する場合の如き是れ也。數種の農業を兼營し、數種の工業を兼營し、若くば主業の外に副業生じ、主産物の外に副産物生ずる場合も亦同じ。

註一四 世に生産費は價格を左右するものに非ずと論ずる者あり。そは米國の經濟學者ケリーにして、其の説に曰く、元來生産費は價格を左右するものにあらず。反對に價格が生産費を左右するなり。現に價格大に低落して生産費を償ふ能はざるに至らば、生産は立所に中止せらるゝにあらずや。嘗て露國に於て穀物非常に下落し、生産費以下に下るや、農夫は未熟の穀物を苜取て之を丸焼にしたることあり。是ぞ即ち此間の消息を傳ふるものなりと。

價格は生産費を左右するものなりとのケリーの所説は、確に一面の眞理なり。今假に茲に生産費一升一圓の上酒と、一升七十錢の並酒と、一升三十錢の濁酒とありとせよ。又一般の景氣に別段の變化無きに、一朝是等の酒の上に戰時稅賦課せ

られたるより、今迄生産費一升一圓の上酒は一圓三十錢に、七十錢の並酒は一圓に、三十錢の濁酒は六十錢となり、之に一割の利益を加へて賣るが故に、上酒は一圓四十三錢に、並酒は一圓十錢に、濁酒は六十六錢になりたりとせよ。今迄上酒を用ゐしものは並酒に代へ、並酒を用ゐしものは濁酒を以て我慢するに至るべければ、酒屋も需要無き上酒を生産するの愚を止めて、専ら並酒並に濁酒の醸造に従事するに至る可し。乃ち知る、價格は生産費を左右するものなることを。

斯くて價格は生産費を左右すれど、さりとて生産費は價格を左右する能はずとは言ひ難し。畢竟するにケリーの言は半面の眞理にして全面的眞理に非ず。生産費は價格を左右すべく、價格も亦生産費を左右すべしと云ふべきのみ。而も生産費の價格を左右する場合と、價格の生産費を左右する場合とは、其の之を左右する力の範圍に廣狭の差異あるべく、其の之を左右する力の方向に上下の區別ある可し。即ち生産費が價格を左右するに就ては、其の財の日用品(即ち絶對的必要品)たると便利品若くは奢侈品(即ち相對的必要品)たるとを問はず、一切に其の作用を見れども、價格が生産費を左右するに就ては、獨り其の財の便利品若くは奢侈品(即ち相對的必要品)たるの場合に限るべく、少くとも、奢侈品よりも便利品、便利品よりも日用品たるに從て、其の作用を減ずべし。是れ蓋し日用品は人間一日も缺く能はざるものなるより、價格如何に騰貴するも、爲に其の需要を減少する能はざるべく、少くとも、奢侈品よりも便利品、便利品よりも日用品たるに從て、其の需要を減少

賣手の競争の有無強弱

すること困難なるを以てなり。又生産費が價格を左右するは、價格の最低限度を劃するが爲めなり。即ち其の作用は下部より發す。之に反し、價格が生産費を左右するは、生産費の最高限度を劃するが爲めなり。即ち其の作用は上部より起る。

(三) 凡そ需要は買手の競争の有無強弱に應じて増減すると同様に、供給は賣手の競争の有無強弱に應じて増減す可く、從て買手の競争の有無強弱に應じて價格は増減すると同様に、供給は賣手の競争の有無強弱に應じて價格は又増減す可し。即ち賣手にして唯一人となるときは、競争絶へ獨占即ち「賣獨占」  
Sellers monopoly生じ、供給は單に其の量絶對的の量の分に於て減少するのみならず、同時に又其の強度を減ずべければ、價格は忽ち騰貴す可く、之に反し、賣手にして多數となるときは、獨占滅し、競争起り、供給は單に其の量に於て増加するのみならず、又同時に、其の強度を加ふるべければ、價格は次第に下落す可し。されば賣手の競争の有無強弱は、第三に供給の大小を決し、延て價格を左右するものと謂ふ可し。而して賣手の競争の有無強弱は、是れ亦買手の競争の有無強弱と同様に、財の種類又は其の分量により異なれど、之を外にしては、概して人口の粗密、交通及び金融の便否、産業の盛衰、法制の完否等の如何

需要供給  
と價格

により決定せらる。

以上論ずる所により、吾人は需要供給の意義並に需要供給の高を決定すべき三大原因に就き知悉するを得たり。されば今より進て、是等三大原因の綜合に基き生ずる需要と供給とが相合して茲に遂に一定の價格を生ぜしむるに至る所以を説明せむ。凡そ需要の高を決定する原因は、上記の如く、(一)買手の財に認むる價値の多少、(二)買手の購買力の大小、(三)買手の競争の有無強弱の三者なるが、是等三者は各、其の需要の高に及す作用を異にし、此内、第一の原因たる、買手の財に認むる價値の高は、通常、需要の最低限度を劃し、第二の原因たる、買手の購買力の高は、通常、需要の最高限度を劃すれども、又同時に、第三の原因たる、買手仲間の競争の如何により、斯くて定れる上下の限度を越へて、需要生ずることあるべし。次に供給の高を決定する原因は、是れ亦上記の如く、(一)賣手の貨幣に認むる價値の多少、(二)賣品の生産費の大小、(三)賣手の競争の有無強弱の三者なるが、是等三者は各、其の供給の高に及す作用を異にし、此内、第一の原因たる、賣手の貨幣に認むる價値の高は、通常、供給の最高限度を劃し、第二の原因たる、賣品の生産費の高は、通常、供給の最低限度を劃す

價格循環  
の法則

るものなれども、又同時に、第三の原因たる、賣手仲間の競争の如何により、斯くて定れる上下の限度を越へて、供給生ずることありと知る可し。此の如くして、一方に需要の高定り、他方に供給の高定る。此高相一致すれば、價格は平準に歸すべく、需要の高優れば、價格は平準以上と定るべく、即ち物價騰貴供給の高優れば、價格は平準以下に定る可し。即ち物價下落

斯くて價格は需要供給の關係、即ち需要供給の調和に定るものなるが故に、茲に價格と需要供給との間に、第一の法則現る。何ぞや、曰く

- 一 需要増加すれば、價格騰貴す
- 二 需要減少すれば、價格下落す
- 三 供給増加すれば、價格下落す
- 四 供給減少すれば、價格騰貴す

てふこと、即ち是れなり。斯の如くして、需給の増減は、價格の騰落を起すものなれど、又反對に、價格の騰落が、需給の増減を起すべし。於是乎、第二の法則起る。何ぞや、曰く

- 一 價格騰貴すれば需要減少す。
- 二 價格下落すれば需要増加す。
- 三 價格騰貴すれば供給増加す。
- 四 價格下落すれば供給減少す。

てふこと、即ち是れなり。而して是等二箇の法則は、價格の決定を中心として考ふるときは、第一の法則は、事前即ち價格決定の前に起る作用に關する法則にして、第二の法則は、事後即ち價格決定の後に起る作用に就ての法則なり。之の故に、是等二箇の法則は、前後相關聯して、互に因果の關係を結び、互に矯制の作用を行ふ。世之を總稱して、『價格循環の法則』Law of circulation of price と名く。

然し乍ら、價格循環の法則なるもの、果して完全に行はるゝものなりや否や、吾人は大に之を疑はざるを得ず。何となれば、價格循環の法則を構成するところの前記二箇の法則中には、自から輕重の差あるものにして、今日に於ては、第一の法則は一般的法則なれども、第二の法則は一般的法則と稱する能はざればなり。今其の理由を説明せむに、(一)價格騰貴すれば需要減少すといひ、(二)價格下落すれば需要増

價格循環  
の法則批  
評

加すといふは、取捨自在なる便利品若くは奢侈品の如き相對的必要品には、適用し得べき法則なれど、人生一日も缺く可からず、從て極端に需要を増減する能はざる日用品の如き絕對的必要品の例令ば米鹽の如きものに就ては、代用品あらざる限り、充分に適用する能はざる法則なるを以てなり。又(三)價格騰貴すれば供給増加すといひ、(四)價格下落すれば供給減少すといふも、そは絶対に供給を増加する能はざる古人の書畫彫刻の如き天下の珍品には適用する能はざるべく、又現に巨額の固定資本を擁し、多數の熟練職工を要する近世工業の多くに於ては、好景氣なればとて、容易に事業を擴張する能はず、不景氣なればとて、容易に事業を縮少する能はざる可く、殊に農業の如きに至つては、米價下落すればとて、直に耕作を廢せざるべく、米價騰貴すればとて、直に産額を増加する能はざるべきは、吾人の夙に目撃する所なり。之を要するに、一切の財の需要及び供給にして、完全なる伸縮力を有するものなりせば、第一の法則の如く、第二の法則も亦完全に行はるべけれど、事實は然らずして、財の種類により、需要並に供給の伸縮力を異にするは勿論、殆ど此種の伸縮力を缺くものも亦少からざるべければ、第一の法則と第二の法則とが、相並て完全に行はるゝに